

博士 学位 論文

中小企業の再生の税制に関する一考察

2016年度

二宮 基陽

熊本学園大学大学院

商学研究科 商学専攻

本論文の要旨

(論文の主題)

中小企業の再生に関する税制の現状と問題点の指摘、そして再生可能な税制構築へ向けての提言が、本論文の主題である。本論文を書く端緒は、筆者の現場での体験であり、「再生が課税の公平性に優先しないのか」という問題意識からであった。

平成17年度税制改正で企業再生税制が創設されるが、これ以前の中小企業の再生税制は、設備投資を実施しなければ適用できない特別償却や、利益を計上しなければ恩恵を享受できない税額控除等の「攻め」の税制であったが、これ以後は、評価損益の計上や債務免除益の期限切れ欠損金の損金算入などを認める等の税制が登場し、さらには事業承継税制も含めて「守り」の税制として位置付ける。

そして、中小企業の再生には資金繰りが非常に重要であるとの結論を導き出し、「守り」の税制として、課税の猶予等を骨子とした「資金繰り税制の整備と拡充」を立法論として提起する。

(論文の概要)

本論文は、2部構成であり、第1部で「中小企業の再生と税制」として、再生と課税の公平という相反する問題を制度上で両立させるために、租税特別措置や戦後の中小企業税制を新旧の中小企業基本法に着目しながら、再生の視点で分析し、検証している。第1部での検証結果を踏まえて、筆者が実践した再生事例を第2部「事例編」で応用し、その結果を分析して報告した。

序章

本論文は2つの特徴を有している。1つは、「再生」を「企業が事業継続できる仕組み」と定義したことである。一般的に「再生」とは、実質的に破綻状況にある、または債務超過の状況にある企業を、各種の再生手法を活用して、債務超過等を解消させ、金融機関等の通常取引ができるようなる状態を指す場合が多い。しかし筆者は、中小企業が企業再生税制や再生手法を活用して債務超過の解消や財務状態の改善ができたとしても、それはその一時点に過ぎず、その後に事業が継続できなければ、本当の意味での再生ができないと指摘する。よって、本論文では、財務状態の改善だけでなく、その後の事業継続できる仕組みまでを「再生」と定義し、再生手法の活用から事業継続ができるための税制について取り上げていく。

もう1つの特徴は、第2部の「事例編」の存在である。事例編で取り上げた企業は、筆者が実際に担当していた、あるいはしている企業である。筆者は実務家の視点で、実際の再生の現場と税制の問題点を抽出して分析及び検証し、具体的な改善手法を検討していく。

また、本論文は2つの問題意識からなっている。①「課税の公平性が再生に優先するのか」、②「企業再生に係る税制には何が不足しているのか」である。

まず、①の「課税の公平性が再生に優先するのか」には、税法と税制の2方面からのアプローチにて論証していく。まず、税法からは、租税特別措置を取り上げ、「租税特別措置」の意義や根拠を念頭におきながら、再生と課税の公平性との関連性を検討する。租税特別措置は、税負担の公平を犠牲にすることを認めたうえで、租税が目的とする一定の政策目的の実現に資することに寄与する。この点については、再生も同様に考えることができる。租税特別措置でいう一定の政策とは、税収増加や経済振興や雇用の確保等の様々な目的を実現するための政策である。再生でもこれらの効果が期待できる。しかし、これらの効果はいずれも再生が成功した場合に将来に期待できる効果であり、再生が失敗する場合もある。課税の公平性を犠牲にしても再生が出来なかった場合には、再生をさせるためのどんな理由が考えられるであろうか。この点についても言及していく。

税制からのアプローチとして、「中小企業税制」に着目する。「中小企業税制」とは、具体的な税制があるわけではなく、中小企業に関連する税制の総称を指す。中小企業税制は、一般的に使われており、広く浸透もしている。中小企業税制の項目として、例えば軽減税率や特別償却や税額控除等があり、これらは通常の税法上の取扱いよりも優遇されている場合が大半である。憲法第14条が定める法の下の平等や租税公平主義の点から考えれば、中小法人と大法人と異なる取扱いをしていることは問題があるのではないかと疑問を抱く。こういった点に考慮にいれながら、税法と税制の両方の面から「再生」と「課税の公平性」について検討していくなかで、当問題意識に対する答えを探していく。

次に、②の「企業再生に係る税制には何が不足しているのか」についてである。税収が伸び悩む中で、税収を上げるために、設備投資を実施した際の特別償却や利益を計上しないければ恩恵を享受できない税額控除等の「攻め」の税制だけではなく、企業再生税制や課税の猶予制度の拡充を行う等の倒産させないための「守り」の税制¹も重要であることを、本論文では主張していく。特に筆者は、成熟経済下の急速な経済発展が見込めない現在にこそ、企業が生き残るための「守り」の税制の整備・拡充が必要だと考えている。

第1章 再生と課税の公平性

「再生は課税の公平性に優先する」との仮説を検証するために、「租税特別措置」の意義や根拠を念頭におきながら、再生と課税の公平性との関連性を税法の観点から検討した。

「再生」が「課税の公平性」に優先する根拠としては、①企業が再生することができて業況が回復すれば、滞納している法人税だけではなく、新たに発生する法人税や当該企業で雇用される従業員の源泉所得税の徴税が期待でき、結果として税収の増加や経済の再興ができること、②法人数を増加させるとした場合に、新規開業数の増加に期待するよりも、

¹ 減価償却の特別償却や税額控除等の売上や利益が増加しているときに効果が大きい税制を「攻め」の税制と定義し、企業再生税制や事業承継税制等の企業が継続するために効果を発揮する税制を「守り」の税制等と筆者が本論文では定義する。

現存する企業を再生させて倒産件数を減らした方が現実的で可能性も高いことなどをあげた。

筆者は前提として「再生を目指す中小企業を助けたい」との強い思いがあるなかで、「再生」が優先すべき根拠を、税収の増加や経済の振興の効果に求めていたが、再生できなかつた場合には微税ができないことや、「再生」が「課税の公平性」に優先するという税法的な根拠は弱かった。当章を検討していくなかで、租税特別措置を取り上げて、再生との類似性を検討した。租税特別措置は、長年にわたり課税の公平性に反していると再三指摘は行われているが、現在においても未だ存在している。この点に当問題意識の根拠を求めた。

租税特別措置が、税負担の公平を犠牲にすることを認めたうえで、租税が目的とする一定の政策目的の実現に資することに寄与すると考えられている。一定の政策とは、税収増加や経済振興や雇用の確保等の様々な目的達成のための政策であるが、ここでの考え方を中小企業の再生にあてはめると、これらは再生が出来た後の将来に期待できる効果である。では、再生が出来なかった場合は、再生が課税の公平に優先する根拠がない。この点について、中小企業は生きる権利がある。つまり、「生存権の保護」をしなければならないという点で説明できるとの結論を導いた。

第2章 中小企業と税制

当章では、「中小企業の定義」や「中小企業の範囲」に着目し、会社法、法人税法等の法律的側面から中小企業の定義や範囲等を確認した。本来、法人税は、原則として絶対多数を占める中小企業を中心に考えられなければいけないが、「中小企業税制」という言葉が表すように、現行の法人税法では、中小企業向け税制は法人税法の例外規定の位置づけともいえる。課税の公平性の観点から税制が抱える課題についても取り上げるなかで、中小企業と税制の関係について検討した。例えば、吉本興業㈱のように実際の企業規模ではなく、中小企業の定義をする資本金に注目して、減資することで中小企業としての税制優遇を活用する事例を取り上げた。中小企業基本法の中小企業の定義は拡大されているにも関わらず、法人税法上の資本金基準は昭和41年以降変わっておらず、法人税法と中小企業基本法の範囲の考え方にはズレが生じている点も指摘した。

また、「再生」と「税制」の関わりについて検討するなかで、前述したように、「減資による中小企業税制の活用」も再生手法の1つと考えた。事業形態は事業者の自由な選択に委ねられることにより、減資することで税制上の中小企業になることで、中小企業の税制上のメリットを享受することは財務戦略上の効果を発揮する。ただし、事業形態の選択に税制が必要以上に介入し、その選択が税制によって歪められることは望ましいことではなく、課税の公平性に正面から抵触することは明らかであることから留意すべきであることを指摘し、現在の中小企業の定義について、資本金と従業員数で判断をするだけでなく、企業の実態を反映するような売上高や担税力の観点からすれば利益額等も中小企業の判定基準に加えることが出来れば、現状よりは課税の公正性が保たれるのではないか

いかとの提案を当章の結論とした。

第3章 中小企業基本法と中小企業税制

当章では、中小企業基本法と中小企業税制の関わりについて検討した。本論文が中小企業を取り上げており、前章にて中小企業の定義等を確認する中で、中小企業基本法の影響を大きく受けていることがわかった。中小企業基本法は、我が国の中企業施策の基本理念であり、骨子でもある。中小企業基本法が成立した背景や変遷を整理するなかで、中小企業税制がどう関係し、変遷したのかについて整理した。また、中小企業税制が企業活動にどの程度影響を与えるのかを検証するために、「設備投資」を題材に、税制が与える効果を分析した。

大企業と中小企業の格差是正のために、中小企業基本法が制定された。この当時は、格差是正の手段として積極的に設備投資を推奨しており、税制も設備投資を促進するための減価償却の特別償却や税額控除等が中心となっており、本論文ではこれらを「攻め」の税制として定義した。この「攻め」の税制について、戦後以降、我が国の経済は飛躍的な経済成長を遂げて、世界有数の経済大国となった要因の中に、税制が寄与した部分もあったといえるのではないだろうか。しかし、一方では失業率の増加、中小企業の倒産件数は大きく増加した点等のマイナス部分もあり、実際のところでは、人材や資金力等のあらゆる場面で大企業と中小企業の差は広がっており、当初の中小企業基本法が目的としていた格差是正はできていなかったと考える。格差が解消できなかった背景には、いわゆる設備投資を促進する施策は、「攻め」の施策であり、体力に劣る中小企業には限界がある施策ではあったと考えた。この時期には「再生」や「納税の猶予等の適用要件の緩和等」の「守り」といった施策や税制は、主要な項目としてあがっていない。

昭和50年代以降、日本経済は急速な成長期から安定的成長期に入った。この時期の税制改正の背景にあったのは、財政赤字と経済のグローバル化である。拡大し続けた経済に疲れと歪みが税収不足による財政赤字として顕著になり、「攻め」中心の施策の転換の見直しが急務となった。このことは税制にも要求され、従来採用されていた減税措置や特別償却等の拡充といった「攻め」を中心とした税制は大きな変換を求められことになり、抜本的な税制改革が必要となっていました。

また、中小企業税制が企業活動にどの程度影響を与えるのかを検証するために「設備投資」を題材にし、税制が与える効果を分析したが、融資残高や設備投資額は増加しているが、「攻め」の税制がどの程度効果があったかについては、効果の測定が難しく、分析の結果を持ち越した。

第4章 新中小企業基本法と中小企業税制

中小企業基本法の目的は大企業と中小企業の格差是正であったが、現在ではその格差は更に広がっていると実感している。我が国の中小企業・小規模事業者数は、平成24年で約385万社といわれており、平成21年は中小企業・小規模事業者数は420万社であり、3年間で約35万社が減少しており、更に年間1万社前後は倒産している現状から、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい。当章では、「企業を生かす」と「企業が生き残ること」をキーワードとした。中小企業基本法が大きく改正されたなかで、中小企業向けの税制がどのように変化してきたのかについても検討してきた。

現在の中小企業を支援する税制は、従来のような設備投資を促進する「攻め」ではなく、事業承継税制や企業再生税制といった「守り」の概念が必要となってきた。「守り」の税制に分類されるものには、納税の猶予や事業承継税制等の即効性のある税制は少ない。つまり、「攻め」の税制に比べて、「守り」の税制の方が爆発力はないものの、持続性や将来性は期待できるものもあり、長い期間で考えれば、経済の活性化に寄与できる。「守り」の税制の充実・活性化こそ、現行の成熟経済化では経済活性化の鍵ではないかと考えている。

また、中小企業基本法の変遷に着目して、税制が設備投資という中小企業施策にどのように影響を与えるかについて分析した。結果は、設備投資は先行指標であり、経済状況に左右される面が大きいながらも、時間が経過すれば、減価償却費を活用した「攻め」の税制も効果が小さくなる。傾向として「攻め」による効果は、初回が一番大きく、次回以降は漸減する中でマンネリ化を引き起こしてしまい、最終的には効果がわからなくなってしまう。よって、設備投資を促進させるような減価償却費の税制については一定の効果はあったが、継続的なものではないだろうかと多少強引ではあるが結論づけた。当結論については、中小企業を取り巻く経済環境の影響や論証不足が否めない。これら論証不足の点については、今後の研究課題とした。

第5章 企業再生税制の現状の課題と対応策

当章では企業再生税制に着目した。企業再生税制は、経済団体や実務家等の声が大きかったことも導入要因の一つと言われている。企業再生税制とはどのような税制で、どういった経緯から誕生したのかについても取り上げながら、当税制のメリットやデメリットを整理し、企業再生税制の現状と課題とその対応策を考えた。

平成17年度に企業再生税制が整備されたことで、法的整理等は期限切れ欠損金を活用して債務免除益課税を回避できるようになった点等は、企業再生をする際に、大きな効果があったといえる。当税制が制定当時は大企業向けの税制であるとの批判も受けていたが、中小企業の再生に有効な「経営者の私財提供の特例等の適用」等の改正を重ねながら、再生の可能性の高まる税制へと変遷してはいるが、未だ成長過程であると整理した。現実的な問題として、企業再生税制だけでは、本当の意味での中小企業の再生はできない。企業再生税制の多くの項目が、債務免除益や私財提供等の取扱いについて非課税とするといつ

た財務状態を改善する内容であり、手元の資金が増加するものではないからである。つまり、企業が事業継続していくためには、「資金繰り」も重要であり、それらの部分について、企業再生税制はあまり踏み込んでいない。

そのために必要な税制は「資金繰り税制」ではないかと考える。「資金繰り税制」の目的は手元資金の増加である。当章で「資金繰り税制」として例示したのは、中小企業等経営力強化法の承認企業のメリットである「取得後3年間の固定資産税の減免措置」である。当該措置は手元に資金を残すことにつながることや赤字企業でも活用できることから、今までの税制にはあまりみられない税制上のメリットがあり、資金繰りにも寄与することから、当該税制のようなメリットをもつ税制を増やすべきであると主張した。

第6章 再生手法の検討

当章では、各再生手法について、各手法の概要や問題点やメリットやデメリットを整理し、合わせて必要な改善策を検討も行った。さらに、アメリカの債務免除益の税務上の取扱い等も取り上げることで、より幅広い視点から分析及び検討を行った。

再生手法の利用が低調である理由の中で、中小企業は、法的整理よりも風評リスクを極小化できる私的整理を希望する場合が多く、中小企業再生支援協議会等の公的機関も以前に比べたら利用しやすくなったとはいえたが、それでも抵抗を感じる部分もあるといった制度面の問題や、DESの場合には期限切れ損金算入が活用できないのであれば、原則としてDESの金額は青色欠損金の範囲内が基準となり、DES実施後の翌事業年度以降は、事業から所得が発生すれば当該所得に対して課税され、資金繰りに支障をきたす恐れがあるといった点等の税制上の問題、あるいは手法自体の認知度不足の問題等を実績が乏しい理由とした。

アメリカでの債務免除益の取扱いを確認したが、債務超過を1つの基準として、益金算入等を判断基準としている点は参考になる。日本での場合は、益金不算入になるには、アメリカよりもハードルが高く、他の税制にも見られるように、適用条件についてもう少し緩和をすべきではないだろうとの提案を行った。

実際の再生現場ではどんな再生手法を選択するかによって、当該企業の再生可能性も大きく変化することにより、非常に難しい選択を迫られる場合もある。今の経済環境下においてどういった手法がよいのかという点については現場でも大変に重要であり、今後の研究課題とした。

第7章 資金繰り税制の導入の整備・拡充の必要性

「手元に現金を残すためにはどうしたらよいか」という観点から、資金繰りと税制の関係について、当章では検討している。

「企業が生き残るためにどういった税制が必要か」、筆者は「資金繰り税制の整備・拡充」を主張する。企業が再生するためには、企業再生税制のように再生手続時に活用する企業

再生税制だけではなく、再生後の資金繰りも円滑に進めるための税制の存在も重要となる。再生後も含めて筆者は再生と定義しているためである。しかし、現行の税制では、資金繰り税制という言葉はなく、その発想も乏しい。

業況が悪い企業では、租税を延滞している場合も多く、租税の負担や延滞税の負担も資金繰りを大きく圧迫する。企業再生税制を活用して、債務免除益が非課税になるスキームが出来たとしても、手元に資金がなければ、再生した企業は倒産してしまうためである。

現行税制でも資金繰りをよくするための税制として、「納税の猶予」がある、現行の国税通則法では、原則として納税の猶予期間ができる期間は、猶予を始める日から起算して1年以内であるが、2年を超えて延長はできない。納税の猶予を申請する企業であるから、業況や資金繰りは厳しいことが当然であり、わずか2年程度の期間で、納税が出来なかつた再生した企業が、納税ができるくらいに資金繰りが劇的に改善することは難しい場合が大半ではないだろか。例えば、最長期間を現行よりも延長できれば、資金繰りを安定させる時間を確保することが出来るので、その間に掛取引等の再開により業者への信頼回復等の外部面や、人材の確保等の内部面等も体制を構築することができるので、再生の可能性が高まる。こういった点からも現行税制が課税の公平性が優先しており、再生の意識が希薄である点を指摘した。

次に、「資金繰りを良化する」という観点で税制を考えれば、法人税や所得税等の税法単位ではなく、税法を横断的に考えることが必要になる。企業に関係する税法は、所得税法や法人税法だけではなく、消費税法や固定資産税法や国税通則法等の多岐にわたり、それぞれの法律が「再生」という同じ方向を向き連動してこそ、効果が最大化される。

今回注目したのは消費税法である。法人税や所得税は、いわゆる「黒字」でなければ課税されないが、再生を目指す企業の場合の多くが「赤字」であることが多い。よって、原則として、単年度が赤字であれば法人税等の租税負担は法人税均等割額²が課税されるのみであるが、消費税は会社の業況とは関係なく、納税義務者に該当していれば、納付義務が発生するので、租税負担が重く、資金繰りを大きく圧迫させる場合がある。課税庁も、消費税は間接税であり、預り金的性格の強い租税であるので、納付に関しては所得税や法人税の督促よりも厳しい場合も少なくない。

また、消費税は、「垂直的公平から水平的公平」という考え方の中で、広く消費一般に着目し、原則としてすべての財貨・サービスを課税対象としている。よって、消費一般に広く負担を求めるという、消費税の性格や産業経済に対する中立性の確保の観点から、いわゆる「免税事業者」を極力に設けないことが望ましいとされており、納税義務免除の特例も、業況悪化を理由にしたものではないので、再生を目指す企業が資金繰りを悪化することを理由に免除されることはない。申告期限についても、消費税法の考え方は厳格で、国内取引に係る消費税については、災害等があった場合を除いて、申告期限の延長制度は認

² 本社所在地が大分県大分市の場合、資本金額が1,000万円以下及び従業員が50人以下であれば、法人県民税としては、年額21,000円、法人市民税として50,000円の合計71,000円が、法人税均等割額として、業況に関係なく、課税される（平成29年3月24日現在）。

められていない。つまり、法人税の申告期限の延長特例を受けている場合であったとしても、消費税についてはその規定はなく、申告期限の延長は認められていないが、国内取引に係る申告納付は、課税期間の確定税額の多寡に応じて、申告及び納付をする中間申告・納付制度が設けられている。

消費税は、短い期間で納付しなければならず、資金繰りが厳しい企業において、本来、預り金である消費税も含めて資金繰りをしてしまうことにより、資金がより厳しくなってくる。多くの企業が消費税課税事業者に該当することより、消費税法こそ法人税法や所得税法と同じように、納付期限の延長や課税の繰延制度が必要であると考える。

第8章 A社事例

A社事例では、国税徴収法及び国税通則法に係る現行の滞納処分のあり方について考えた。A社は、売上高が減少して資金繰りが厳しくなる中で、会社や従業員を守るために限られた資金を従業員の給料や業者への支払いを優先したために、租税等を滞納したため、課税庁より売掛債権を差押えられて、資金繰りができなくなった。当然に、租税等を支払っていないA社に否はあることを前提しても、再生を目指していたA社が、課税庁の「課税の公平性」との大義の中で再生の芽を摘まれてしまったことは非常に残念であった。

延滞税の免除及び納税の猶予規定の該当要件は限定的であり、かつ適用は厳格に行われている。それは、減免措置の対象を安易に拡大することが税負担の公平や統一的な課税という点から好ましくないということが考えられる。しかし、経済全体として再生や再チャレンジに関する機運が高まっている中において、未だ国税徴収法や国税通則法に再生に対する概念が入ってこないことは残念である。また、延滞税の免除や納税の緩和等の措置が世間に広く知られているとは言い難く、知らないことが使えないことになっている面もあり、実際にA社もこういった措置は知らなかった。

業況が悪化し始めた初期の段階で当該措置を実施すれば、資金繰り面で効果が期待できたと考える。また、納税の猶予が認められたとしても期間も最長2年間であり、業況を改善するには短すぎる。金融機関でも、一般的に再生計画は3年～5年の中期計画を作成して改善計画に取り組むことから、再生の点からは、猶予期間の上限はもっと延長すべきである。

また、我が国でもアメリカで採用されている納税緩和制度を採用してはどうであろうか。アメリカでは、納税緩和制度としてコンプロマイズ³がある。これは、納付期間を90日以内の短期納付から徴収時効期間の残存期間での納付の長期納付まで滞納者の合意と契約に従って納付すことができる。これを日本に置き換えると租税債権の消滅時効は5年なので、最長5年間は延長することできることより再生の可能性が高まることになり、一方、課

³ 滞納者の納税額を減額するために行われる滞納者と内国歳入庁（IRS）との書面による契約のこと。

税庁も時効で消滅することは回避できる。他にも業況が回復するまでの一定期間は繰延できる制度、あるいは進行年度に発生する租税等も合わせて納税の猶予ができる制度の整備等の免除や猶予制度の適用範囲の拡大も必要である。

平成 26 年税制改正により、個人事業者に係る事業再生税制も創設され、再生に対する機運は高まっているといえる。税務調査時における事前通知等の納税者権利保護の概念は少しづつ取り入れられてはいるが、今後は再生の観点からの延滞税の減免や納税の猶予等も整備されていくことを期待する。

第 9 章 B 社事例

B 社事例では、税制と再生手法について検討した。「過大債務をいかに解消するか」、これは再生を検討する中で最も大きなテーマ 1 つである。債務放棄してもらうとすれば金融機関等の債権者の同意を得ることが困難であった部分もあるが、寄付金課税や債務免除益の課税上の問題も大きなハードルとなっており、再生手法としては活用しにくい。

よって、税務上の問題をクリアするためにも、D E S の再生手法が有効打として期待され、B 社でも活用できたのではないかと考えた。D E S をすることで、支払利息負担軽減による収益力の向上、債務者区分ランクアップによる資金調達が可能になり、攻めの経営ができる可能性が増える等、B 社の再生可能は広がったのではないかと考える。ただし、金融機関が多額のD E S に応じることは、将来の再建可能性の高さ等の将来性が高くなれば現実的には厳しい。中小企業再生支援協議会の活動状況等の資料からは、D E S の利用実績は著しく低く、これは、債務者にとって非常に有利であるが、債権者側からは、金利収入の減少や、D E S によって得た債務者の株式をどうやって処理していくか等の問題が山積しているためであると思慮する。

ここで、債務消滅益について、再生手段としてのD E S の利用を促進させる観点からは、合理的な再建計画の下では当面の間は債務消滅益は課税せずに次年度以降に繰り延べる等の思い切った解決策が必要なのではないだろうか。税制の考え方の中に、常に「課税の公平性」がどこかにあり、思い切った税制が創設されにくい現状がある。我が国経済は成熟期にあり、今後も飛躍的な経済成長が予想しにくい中で、創業向け施策に重点が置かれているが、再生や事業継続が出来る環境整備も重要である。その上で税制の整備も非常に重要であり、中途半端な制度では効果も限定的になる。やはり、課税の繰延制度等を活用した税制の必要性を感じる。

第 10 章 C 社事例

今回取り上げた 3 社の内、A 社と B 社は既に倒産しており、C 社のみが事業継続している。第 10 章のC 社の場合は、過大債務が問題点であるが、金融債務もあるが、過年度分の租税等の負担も大きく、資金繰りが出来なくなっていた。現行の税制では、法人よりも個人の方が再生に関しては未整備であり、活用できる手法も少ない。よって、資金繰りを良

化させるという点に絞って、法人成りの検討を提案している。法人設立後、2年間の消費税の免税特例の活用や、社会保険料の負担軽減等の現行の税制上のメリットを活用した手法である。ただ、短期的に資金繰りをよくするための薬薬であり、C社が現状の危機を脱して業況が安定すれば、他の中期的展望を踏まえた施策が必要となってくる。C社の場合、手持ち資金の確保が最優先課題であるために法人成りを検討しており、所得税法等の個人事業に関連する再生に関する税制の整備が急務である。

終章

序章で問題提起した①「課税の公平性が再生に優先するのか」、②「企業再生に係る税制には何が不足しているのか」についての意見を述べたい。

まず、②の「企業再生に係る税制には何が不足しているのか」については、筆者は「横断的な税制の整備」であると考える。この点については、本論文中で何度も触れてきたように、企業再生税制を中心とした再生に係る税制は、債務免除益をいかに回避するかがポイントとなっている。業況が厳しくなった企業は過大債務で苦しんでいる場合が多く、債務免除が特効薬である。しかし、債務免除には2つの障害がある。1つは、債権者である金融機関等の貸し手の姿勢である、原則として、金融機関は債権放棄には応じない。このことは、当然と言えば当然であろう。よってDES等の再生手法を使い、債務免除益について、免除ではなく、実質的な返済猶予の効果をねらったが、活用実績は上がってない。もう1つは税制の未整備である。特に、私的整理を活用したスキームの場合の税制整備が遅れている。

また、今回改めて考えさせられたことがある。それは、「企業が生き残るためにはどうしたらよいか」ということである。筆者は、本論文にて、再生と税制について考えてきた中で、現行税制の不備や改善策について提案をしてきたが、再生というものをもっと大きな視点で考えて、「この厳しい環境下の中で、どのように企業が生き残っていくのか」と考えることに気づいた。その際には「資金繰り」、つまり「手元現金をいかに残していくのか」という点である。この点こそ、日々再生の現場やあるいは本論文の事例を通じて、実感していることである。よって、この「何が不足しているか」とのもう1つの答えとして筆者は「資金繰り税制の整備及び拡充」を提起したい。「資金繰り税制」とは、課税の猶予制度を骨子とした課税の繰延制度の充実を柱とする。課税の繰延制度とは、A社事例でも紹介したように、業績悪化時に発生する租税負担（特に消費税）についても、業績回復時まで納税を猶予する制度にするべきである。よって、この点については、業績不振等を理由とした減免申請については「課税の公平性」の観点から課税庁も積極的な同意は難しいであろうが、「課税の猶予」であれば、課税庁の一定の理解を得られるのではないだろうか。

もう1つの①の「再生が課税の公平性に優先するのか」については、当初より再生が優先すべきだという立場は変わらなかった。しかし、その根拠は全く違う。当初、筆者は「再生を目指す中小企業を助けたい」との強い思いが前提にあるなかで、「再生」が優先すべき

根拠を税収の増加や経済の振興の効果に求めていたが、再生できなかつた場合には徵税ができないことや、「再生」が「課税の公平性」に優先するという税法的な根拠は弱かつた。本論文を検討していくなかで、租税特別措置を取り上げた。租税特別措置は、長年にわたり課税の公平性に反していると再三指摘は行われているが、現在においても未だ存在している。この点に当問題意識の根拠を求めた。

租税特別措置は、法人税や所得税等の基本税法を租税優遇措置や租税重課措置を歪めるとして問題がありながらも、一定の政策目的の実現に資することを目的として、負担の公平性に優先して存在している。これは租税の目的が、財源調達目的のみであれば、負担の公平性を犠牲にする租税特別措置は認められず、前述したように租税の目的には、国庫収入目的以外にも社会・経済政策目標があり、これを達成するために認められているのであることを「再生」が「課税の公平性」に優先する論拠とした。

また、では、再生が出来なかつた場合は、再生が課税の公平に優先する根拠がない。この点について、中小企業は生きる権利がある、つまり、「生存権の保護」をしなければならないという点で説明できると主張したい。

中小企業の雇用を安定させていき、全体としての経済を発展させるためには、企業再生税制のさらなる改正と意識の定着が必要であると考える。今回提案した税制以外どういったものが必要なのか、あるいは今回提案した制度についての深い議論については、今後の研究課題としてすすめていきたい。そして、今回の研究を通じて学んだ多くのことを活かして、1社でもより多くの企業を再生させたい。

【目 次】

序章	1
第 1 部 中小企業の再生と税制	
第 1 章 再生と課税の公平	9
第 1 節 租税法律主義と租税公平主義の間の調整	9
第 2 節 租税特別措置と再生の類似性	11
第 3 節 小括	12
第 2 章 中小企業と税制	20
第 1 節 中小企業基本法	20
第 2 節 法人税法	21
第 3 節 会社法	23
第 4 節 小括	25
第 3 章 中小企業基本法と中小企業税制	27
第 1 節 中小企業税制の変遷	27
第 2 節 中小企業基本法	30
第 3 節 設備投資	33
第 4 節 小括	36
第 4 章 新中小企業基本法と税制	37
第 1 節 現代の中小企業を取り巻く環境	37
第 2 節 中小企業基本法の改正と税制の変化	39
第 3 節 設備投資	43
第 4 節 小括	44

第 5 章 企業再生税制の現状の課題と対応策 ······	46
第 1 節 企業再生税制制定前の企業再生に係る税制 ······	46
第 2 節 企業再生税制 ······	50
第 3 節 小括 ······	58
第 6 章 再生手法の検討 ······	59
第 1 節 現況 ······	59
第 2 節 再生手法 ······	61
第 3 節 小括 ······	78
第 7 章 資金繰り税制の導入の整備・拡充の必要性 ······	79
第 1 節 納税の緩和制度 ······	80
第 2 節 緊急時の資金繰り ······	84
第 3 節 消費税 ······	85
第 4 節 小括 ······	88

第 2 部 事例編

第 8 章 A 社事例 ······	91
第 1 節 概要 ······	91
第 2 節 納税の緩和制度の活用 ······	95
第 3 節 AA 社 ······	97
第 4 節 小括 ······	98
第 9 章 B 社事例 ······	100
第 1 節 概要 ······	100
第 2 節 再生手法 ······	103
第 3 節 小括 ······	110

第 10 章 C 社事例	111
第 1 節 概要	111
第 2 節 法人成りの是非	114
第 3 節 小括	118
終章	119
参考文献	126

凡例

解説文中に引用された（ ）内の法令は、条文数はアラビア語で項数は丸付き数字で、号数は和数字で表示した。

1. 法令の文末引用例

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (法法4③) ······ | 法人税法第4条第3項 |
| (所法4③) ······ | 所得稅法第4条第3項 |
| (相法4③) ······ | 相續稅法第4条第3項 |
| (消法4③) ······ | 消費稅法第4条第3項 |
| (法令126) ······ | 法人税法施行令第126条 |
| (所令126) ······ | 所得稅法施行令第126条 |
| (法規16二) ······ | 法人税法施行規則第16条第2号 |
| (措法64①) ······ | 租稅特別措置法第64条第1項 |
| (措令28の5③二) ······ | 租稅特別措置法施行令第28条の5第3項第2号 |
| (通則法90) ······ | 國稅通則法第90条 |
| (国徵法90) ······ | 國稅徵收法第90条 |
| (商287ノ2) ······ | 商法第287条ノ2 |
| (会3②) ······ | 會社法第3条第2項 |
| (破2①) ······ | 破產法第2条第1項 |
| (民再4①) ······ | 民事再生法第4条1項 |

2. 通達の文末引用

- (法基通 2-1-3) ······ 法人税基本通達 2-1-3
(所基通 2-1-3) ······ 所得税基本通達 2-1-3
(措通 4-2-1) ······ 租税特別措置法関係通達 4-2-1

3. 判例集・雑誌等の引用についての略語は、次の例によるほか、慣例にならった。

- | | |
|------|----------------|
| 行 錄 | 行政裁判所判決録 |
| 裁判集民 | 最高裁判所裁判集 |
| 高裁民集 | 高等裁判所民事（刑事）判例集 |
| 下級民集 | 下級裁判所民事裁判判例集 |
| 月 報 | 訴訟月報 |
| 税 資 | 税務訴訟資料 |
| 判 時 | 判例時報 |
| 判 自 | 判例地方自治 |
| 判 タ | 判例タイムス |
| ジュリ | ジュリスト |

序章

本論文は 2 つ問題意識からなっている。1 つは「企業の再生や存続が優先するのか、あるいは、課税の公平性が優先するのか」であり、もう 1 つは「中小企業が生き残るためにどういった税制が必要なのか」である。

そして、本論文は 2 つの特徴を有している。1 つは、「再生」を大きな意味でとらえていことがある。本論文でいう狭義の意味での「再生」とは、経営不振に直面している企業の活動を再生し、活性化することをいい、具体的には、経営状況が不振で実質的に破綻状態にあったり、あるいは債務超過の状況にあったりする企業を必要な策を講じることによって立ち直らせることを指しており、具体的手法として本論文では、第 5 章の企業再生税制や第 6 章の再生手法があてはまる。また、本論文での広義の意味での「再生」は、筆者の問題意識の「中小企業が生き残るためにどういった税制が必要なのか」にある。中小企業が再生に成功したとしても、その後に事業継続できなければ再生した意味がない。よって、事業がより長く継続できる税制の仕組みの必要性をすることで本当の意味での「再生」ができると考えており、具体的には、第 7 章の資金繰り税制があてはまる。

もう 1 つの特徴は、第 2 部の「事例」の存在である。筆者は実務家であり、事例で取り上げた企業は、筆者がいずれも関与している企業である。

例えば、事例で取り上げている A 社は、社会保険料及び租税支払を延滞していたので、日本年金機構や税務署（以下、両者を「監督官庁」という。）は滞納処分として売掛債権を差押えた。A 社は売上入金の 9 割以上を差押えられたことで全く資金繰りができなくなり、差押えを受けた 2 ヶ月後に倒産した。A 社は再生の意思が強く、取引金融機関の協力体制も出来ており、再生に向けて取り組んでいたので、何度も監督官庁に対し差押解除の交渉を行ったが、監督官庁は「貴社だけに特例を認めると期日通りに支払っている人との課税の公平性を欠くことになる」との説明を繰り返し、差押えの解除には応じなかった。筆者は、監督官庁の「課税の公平性」という説明に疑問を感じていた。「再生したいという強い思いを、課税の公平性を欠くからという説明で、会社が再生の機会を失ってよいものであろうか」、この現場で感じた疑問こそが筆者が本論文を書こうとした端緒であり、本論文の問題意識である「課税の公平性」と「再生」はどちらを優先すべきかにつながっていく。

当問題意識には、税法と税制の 2 方面からのアプローチにて論証していく。まず、税法からは、租税特別措置を取り上げ、「租税特別措置」の意義や根拠を念頭におきながら、再生と課税の公平性との関連性を検討していく。租税特別措置は、税負担の公平を犠牲にすることを認めたうえで、租税が目的とする一定の政策目的の実現に資することに寄与する。中小企業の再生にあてはめると、一定の政策とは、税収増加や経済振興や雇用の確保等の様々な目的があるが、これは再生が出来た後の将来に期待できる効果であるが、再生が出来なかつた場合はどうであろうか。この点についても言及していく。

税制からのアプローチとして、「中小企業税制」に着目する。「中小企業税制」とは、具体的な税制があるわけではなく、中小企業に関連する税制の総称のことだが、一般的に使われており、広く浸透もしている¹。中小企業税制として上げられる項目として、軽減税率や特別償却や税額控除等があり、これは通常の税法上の取扱いよりも優遇されている場合が大半である。これは、本来であれば憲法第14条が定める法の下の平等や租税公平主義のからすると、中小法人と大法人と異なる取扱いをしていることは問題ではないだろうかと疑問を抱く。こういった点にもふれながら、両方の面から「再生」と「課税の公平性」について検討してなかで、当問題意識に対する答えを探していく。

次に、「中小企業が生き残るためにはどういった税制が必要なのか」という問題意識である。筆者は約20年間、中小企業及び中小企業の再生に関わってきて、いかに再生が難しいかを実感している。また、この20年の間に中小企業を取り巻く環境は、ITの普及やグローバル化が進む中で激変し、既存の価値観やビジネスモデルも通用しなくなる中で変わらないことがある。それは「中小企業が弱者であり続けていること」である。

わが国の経済を支えているのは全企業数の99%超を占める中小企業であるが、実態として1%にも満たない大企業が日本経済を動かしており、大企業と中小企業の間には労働条件や賃金面等のあらゆる場面での「格差」が存在している。例えば、経団連が平成28年6月7日に公表した大手企業の夏季賞与の1次集計によれば、夏季賞与は4年連続のプラスの平均妥結額が92万7,415円であるとの報道がなされる一方で、関西の信用金庫が平成28年6月20日に発表した「中小企業の夏季ボーナス支給状況」では、従業員20人未満の企業の43.2%が今季賞与を支給しないとの結果が出ている。これは賞与という一面だけであるが、これ以外にも様々な場面で中小企業と大企業との間には大きな格差があり、その格差は年々拡大している。しかしながら、政府も中小企業と大企業との格差是正のために様々な各種施策を打ち出しており、その中の1つの重要な施策の柱に税制がある。一般的に経済や企業が維持・発展するという過程の中で、税制の果たす役割は非常に大きいが、格差が縮まらずにむしろ拡大しているのが実態であれば、現行の税制を含めた中小企業向け施策が有効に機能しているのかと疑問を持つ。

また、国内企業の大多数を占める中小企業の動向は、経済に大きな影響を与える。それは、中小企業の数は、全体の99%超であるだけでなく、納税額の点でも平成25年度の法人税納付額は4.7兆円であり、全体の約40%を占めている²。例えば、多数の中小企業が破産に陥ってしまった場合、経済にはどういった影響が考えられるであろうか。まず、法人税収が減少し、多くの従業員は雇用機会を失い、取引先に対する売掛債権が回収不可能になれば、連鎖倒産を呼び起こす可能性にもつながってくる等の負の経済スパイラルが、日本経済を一気に悪化させる。さらに、世界で対抗できるような技術を持つ製造業や江戸時代

¹ 中小企業庁が平成18年に『上手に使おう中小企業税制48問48答』という冊子を作成し、広く一般国民向けに無料で配布を行った。こういった官公庁が配布する冊子にも中小企業税制という言葉を使っていることから、中小企業税制という言葉や制度は定着していると筆者は考える。

² 北川慎介『中小企業政策の考え方』（同友館、平成27年）78-79頁。

から続く老舗企業の小売業など、大きく飛躍できる材料を持つような老舗の中小企業が倒産してしまうことは、経済の損失であり、結果としてわが国の国際競争力を失わせる結果となる。こういう事態を回避するためにも、中小企業は生き残り、そして生き続けなければならぬ。そのためには、税制が重要な役割を果たす。

税収が伸び悩む中で、税収を上げるために設備投資を実施した際の特別償却や利益を計上していなければ恩恵を享受できる税額控除等の「攻め」の税制だけではなく、企業再生税制や課税の猶予制度の拡充を行う等の倒産させないための「守り」の税制³も重要である。特に、現況のような成熟経済下では、急速な経済発展が見込めない今の時代にこそ、生き残るための「守り」の税制の整備・拡充が必要なのではないだろうか。

第1部の理論編のメインテーマは「中小企業の再生と税制」である。平成17年度税制改正時に企業再生税制が創設され、一躍脚光を浴びた。それまでにも「再生」という観点での税制は限定的にあったものの⁴、注目されていなかった。それは、今まで減価償却の特別償却や税額控除のような「攻め」の税制が中心であり、企業再生税制や事業承継税制のような「守り」が重要視されていなかったためである。よって、本論文ではまずは「攻め」の税制に注目していく。「攻め」の税制を見ていく中で、重要視したのが政府の施策である。税制はその経済環境に合わせて改正される場合が多く、筆者は、税制こそ時代環境を映す鏡であると考える。

生き残るための「守り」の税制であるが、企業再生に係る税制こそ、筆者は「守り」の税制だと考える。戦後以降、日本経済は成長過程にあり、不況期があってもその後には大きな好景気期がくるというように、景気の波を繰り返しながら、右肩上がりの経済成長を遂げていった。よって、経済成長が企業の破綻を顕在化させず、企業は金融機関から不動産価格の価格上昇を前提とした不動産担保融資で資金調達を行っていた。当時の融資の判断基準は、企業業績よりも不動産価値の方に力点が置かれ、業績よりも不動産を保有していることが審査結果に大きく影響しているケースも少なくなかった。企業は資金調達が出来れば倒産は回避できるので借入金が増加し続けていき、バブル経済期には、金融機関だけでなく自社でさえ本当の姿を客観視することが出来なくなっていた。よって、政府も実態を間違った理解の中で、「攻め」の姿勢で税制を含め各種施策を後押ししていた。

しかし、不動産神話に支えられたバブル経済が崩壊し、経済が低迷し始めると土地価格が暴落し始めた。企業は土地価格高騰を前提にした金融機関からの資金調達ができなくなったことで、企業業績の悪化と不動産担保に依存した過大債務が顕在化してきた。また、企業も業績悪化を経済成長に伴って回復することが困難となり、そのため企業再生に関する各種整備の必要性が議論されるようになった。特に問題となつたのが過大債務である。

³ 減価償却の特別償却や税額控除等の売上や利益が増加しているときに効果が大きい税制を「攻め」の税制と定義し、企業再生税制や事業承継税制等の企業が継続するために効果を発揮する税制を「守り」の税制として、本論文では定義する。

⁴ 例えば平成15年1月に施行された「中小企業円滑化税制」は所得税法第64条第2項の運用規定の見直しに留まっており、全体的に見直しが行われた税制として創設されたのは、平成17年の「企業再生税制」が実質的には初めての税制となる。

金融機関はバブル崩壊後相次ぐ大型倒産で不良債権問題が大きな課題となっていた。企業によっては不採算事業からの撤退で企業の再構築は出来たが、再生するためには過大債務がネックとなっていたので、体力のなくなった金融機関には債権放棄には応じられず、税制や債務の資本化等の金融手法が未整備であったことより、再生を断念した企業も少なくなかった。

こうした再生環境の未整備が結果として企業倒産を発生させる 1 つの理由になっていたので、政府も積極的に再生環境の整備に取り組んだ。例えば、平成 12 年に和議法に代わる民事再生法の施行、平成 14 年には会社更生法の改正等の倒産法制の整備を進める中で、従来の法的整理を、再生型の法的整理として活用しやすいように整備した。そして再生の環境整備の中で重要なのが企業再生に関する税制の整備である。

企業再生の過程で発生した損益の税制上の取り扱いは、企業再生を成功させるためには極めて重要な役割を果たす。具体的には、債務者側の①資産の再評価に伴う評価損・評価益の取扱い、②私財提供益・債務免除益があった場合の期限切れ欠損金の損金算入の取扱いがあり、債権者側の③債権放棄を行った場合の債権放棄損の損金算入の取扱い等がある。

企業再生税制が導入される平成 17 年以前は、法的整理と私的整理において税制上の取扱いが異なることが問題であった。例えば、資産の再評価に伴う評価損・評価益の取扱いについては、民事再生手続では資産の評価損の計上が認められており、また会社更生手続では評価損だけでなく、評価益の計上も認められているにも関わらず、私的整理では評価損、評価益のどちらも認められていなかった。企業再生の現場では法的整理だと第三者に知られてしまうので、私的整理のニーズは高かったが、前述したように私的整理では損金算入できない点や期限切れ欠損金の優先利用が認められていなかった。税制上の整備が急がれていた⁵のは、税制の未整備が企業の再生可能性を奪い、あるいは迅速な再生を妨げていることになっていた。よって、政府は平成 17 年に企業再生税制を整備し、その後も現場の声を聞きつつ、何度かの改正を繰り返して、より再生可能性が高まる税制へと改善をしている。こういった企業再生に係る税制の変遷にも本論文ではふれていく。

また、「守り」の税制として、事業承継税制をあげる。現状では、事業承継が出来ずに廃業する企業が増加している。「後継者不足」や「業界や自社の将来性が暗い」等々が理由の上位にくる中で、「事業承継が円滑にできる仕組みや制度が未整備である」との理由もある⁶。

「自社株の評価が高く相続時に巨額の相続税を支払うことになり、会社を継続することができなくなった」との声も実際の現場からは少なくなく、戦後に創業した中小企業、特に企業の所有者である「オーナー型企業」の創業経営者にはそういった傾向があり、その声を反映する形で、世代交代期を迎えた企業の事業継続と後継者への円滑な事業承継を図ることを目的として事業承継税制が新設されることで、税制上の問題から廃業をする企業

⁵ 早期事業再生研究会「早期事業再生研究会報告書～早期着手と迅速再生を旨とする新たな事業再生メカニズムの確立に向けて～」（平成 15 年）50—51 頁。

⁶ 中小企業庁『平成 26 年度 中小企業白書』248—264 頁。

が減少することが期待される。これも、「守り」の税制の整備・拡充の1つである。

また、生き残るための「守り」の税制として、本論文では「資金繰り税制の整備・拡充」を提案している。本論文を書く端緒となったA社のように租税等の滞納処分による売掛債権の差押により破綻した企業もある。国税通則法や国税徴収法等の税法や監督官庁が重視する考え方は「課税の公平性」である。政府は過大債務等に対する債務免除益等に対する対応策として企業再生税制等の整備は進めてきたが、滞納租税や滞納処分に対する対応策は未だ再生環境が整っているとは言い難い。企業が事業継続していくためには、資金繰りが必須であり、手元に現金をいかに残すかが重要となってくる。現行税制には資金繰り税制と呼ばれるものではなく、各税法間の総合的・横断的な税制の整備の必要性も本論文にて言及していく。

本論文は2部構成であり、【第1部 理論編】の検証結果や分析結果を、【第2部の事例編】で検証や確認をすることで再生への理解をより深めていく内容となっている。具体的な各章の説明は次のとおりである。

第1章は、「再生は課税の公平性に優先する」との仮説を検証するために、税法上から検討していく。当章では、「租税特別措置」の意義や根拠を念頭におきながら、再生と課税の公平性との関連性を検討していく。

当初、筆者は「再生を目指す中小企業を助けたい」との強い思いが前提にあるなかで、「再生」が優先すべき根拠を税収の増加や経済の振興の効果に求めていたが、再生できなかつた場合には徵税はできないことや、「再生」が「課税の公平性」に優先するという法的な根拠は弱かった。当章を検討していくなかで、租税特別措置を取り上げた。租税特別措置は、長年にわたり課税の公平性に反していると再三指摘は行われているが、現在においても未だ存在している。この点に当問題意識の根拠を求めていく。では、再生が出来なかつた場合は、再生が課税の公平に優先する根拠がない。この点についても合わせて考えていく。

第2章では、「中小企業と税制」について考える。日本の企業数のうち、99%超は中小企業であるが、実際に中小企業という言葉は漠然としており、範囲や定義も曖昧である。しかし、「中小企業基本法」や「中小企業税制」等の中小企業に関連する法律にとって、当該企業が中小企業に該当するか否かは非常に重要である。特に税制では、中小企業とそれ以外で適用される税率や損金算入できる金額も変わってくる場合もある。

よって、当章では、「中小企業」に着目し、会社法、法人税法等の法律的側面から中小企業の範囲等を確認していく。そして現在の中小企業と中小企業税制の問題についてふれていく。法人税は、原則として絶対多数を占める中小企業を中心に考えられなければいけないが、「中小企業税制」という言葉が表すように、現行の法人税法では、中小企業向け税制は法人税法の例外規定の位置づけともいえる。課税の公平性の観点からも税制が抱える課題についても取り上げる中で、中小企業と税制についての関係について検討をしていく。

第3章では、中小企業基本法に注目する。中小企業や税制に係る法律や施策の役目は重要であり、特にわが国中小企業施策の中心である中小企業基本法の役割は非常に大きく、

当章で取り上げて、税制との関係をみていく。

検討する時代は、中小企業基本法が制定及び施行された昭和30年代後半から昭和40年代前半及び中小企業基本法が改正された平成10年代前半に焦点をあてた。理由として、法律が制定、または改正された時期前後を比較することが、違いや変化を見やすいと考えたためである。その税制の比較及び検証をするために「設備投資」を取り上げている。

従前は中小企業が弱者であるとし、経済的弱者救済のために「中小企業税制」や「中小企業基本法」等が存在しており、考え方の骨子は「格差是正」であり、中小企業の施策の考え方は、再生等の「守り」の考え方ではなく、設備投資等を積極的に行うことで業績を改善していくという「攻め」の考え方が主流であった。そのことが大企業と中小企業の大企業と中小企業を公平に扱う格差是正にもつながると考えられていた。この「攻め」の考え方方がが変わる過程で、「攻め」の税制から「守り」の税制へのどのように変化したかを検証する。

第5章は、当章では企業再生税制に着目した。企業再生税制は、経済団体や実務家等の声が大きかったことも導入要因の一つと言われている。企業再生税制とはどのような税制で、どういった経緯から誕生したのかについても取り上げながら、当税制のメリットやデメリットを整理し、企業再生税制の現状と課題とその対応策を考えていく。

平成17年度に企業再生税制が整備されたことで、法的整理等は期限切れ欠損金を活用して債務免除益課税を回避できるようになった点は、再生をするに際して効果があったといえる。当税制が制定当時は大企業向けの税制であるとの批判も受けていたが、中小企業の再生に有効な税制とはどういうものかを検討する。

第6章は各再生手法の検討を行っていく。各手法の概要を説明し、メリットやデメリットを整理していく。また、実際の活用事例等にも触れてはいくが、特に再生手法として期待されていたDES等の活用実績が伸びていないことにふれるなかで、各手法の税制上の問題点とその改善策についても言及していく。また、企業再生税制のなかで、重要なポイントとなる債務免除益について、アメリカでの取扱いを確認する。理由として、債務免除益の税務上の取扱いによって、当該企業の再生可能性は大きく変わるものである。特にわが国の場合、企業再生税制施行前は原則として債務免除益に関して原則的取扱いは全額益金算入であり、再生への道を絶たれて企業も少なくない。よって、アメリカでの債務免除益の税務上の取扱いから、わが国でも導入できる税制はないかということを検討する。

第7章では、資金繰り税制の整備・拡充の必要性を主張していく。「資金繰り税制」とは、免税や課税の猶予の繰延制度等を骨子とした税制である。現行も課税の猶予制度は存在しているが、適用条件が厳しい。課税の猶予は免税とは違い、租税の支払を猶予することを目的としており、全部又は一部でも税額を免じるわけではないので、課税の公平性の観点からも課税庁の理解も得られやすいのではないだろうか。資金繰り税制の必要性を主張すると同時に、資金繰りと再生に、税法がどう関わっていくのかについて考えていく。

第2部の事例では、本論文では3社取り上げた。第8章のA社は、国税徴収法及び国税

通則法に係る現行の滞納処分のあり方について考えた。A社は、売上高が減少して資金繰りが厳しくなる中で、会社や従業員を守るために限られた資金を従業員の給料や業者への支払いを優先したために、租税等を滞納したため、監督官庁より売掛債権を差押えられて、資金繰りができなくなった。租税等を支払っていないA社に否はあることを前提しても、再生を目指していたA社が、監督官庁の「課税の公平性」との大義の中で再生の芽を摘まれてしまったことは非常に残念であった。仮にA社に「資金繰り税制」の活用をしたとして、再生の可能性について、当章にて検証してみる。

第9章のB社では、再生手法の活用について検討する。「過大債務をいかに解消するか」これは再生を検討する中で最も大きなテーマの1つである。B社は過大債務に係る返済が重くのしかかる中で、債務の削減が急務であった。具体的な再生手法として、債権放棄やDES等の債務を減らすあるいは繰延べる手法を活用することで、再生の可能性を検証していく。

今回取り上げた3社の内、A社とB社は既に倒産しており、C社のみが事業継続している。第10章のC社の場合は、過大債務が問題点であるが、金融債務だけでなく、過年度分の租税等の負担も大きく、資金繰りが出来なくなっている。現行の税制では、法人よりも個人の方が再生に関しては未整備であり、活用できる手法も少ない。個人事業主のと再生税制との関係性をみると、現行の税制のなかで、再生するために、いかに手元資金を残し、再生できるかを検討してみる。

最後に、序章で問題提起した「企業の再生や存続が優先するのか、あるいは、課税の公平性が優先するのか」であり、もう1つは、「中小企業が生き残るためにはどういった税制が必要なのか」の筆者としての意見で締めたい。

第1部

中小企業の再生と税制

第1章 再生と課税の公平

「企業の再生や存続が優先するのか、あるいは課税の公平性が優先するのか」との問題意識の中で、筆者は再生が優先であるとの立場をとっている。その根拠としては、①企業が再生することができて業況が回復すれば、滞納している法人税だけではなく、新たに発生する法人税や該当企業で雇用される従業員の源泉所得税の徴税が期待でき、結果として税収の増加や経済の再興できること、②法人数を増加させるとした場合に、新規開業数の増加に期待するよりも、現存する企業を再生させて倒産件数を減らした方が現実的で可能性も高いことなどを考えている。

課税の公平性は、税務訴訟における課税庁の主張や裁判所、あるいは、税制改正における政府の説明など、納税者に対しての説明や弁明などの機会に良く用いられる。また実際の現場においても課税庁職員から、「貴社だけが支払をしないと、きちんと支払いをしている他社に対して課税の公平性が保てません」と、何度か耳にした。

「再生」は「課税の公平性」に優先しないのか。その根拠を「租税特別措置」に求めてみたい。「租税特別措置」は、資本の蓄積と経済の発展などを目的に、課税の公平性を犠牲にして課される租税優遇措置や租税重課措置である。シャウプ勧告では、租税特別措置を税の公平に反し、租税制度の統一性を混乱させるとして、徹底的に縮小・廃止することを提唱していたが、現状では多数の租税特別措置が存在し、容認されている。

当章では、「再生は課税の公平性に優先する」との仮説を検証するために、「租税特別措置」の意義や根拠を念頭におきながら、再生と課税の公平性との関連性を検討していく。

第1節 租税法律主義と租税公平主義の間の調整

1. 租税公平主義と課税の公平性

一般には「課税の公平性」という表現がよく使われている。繰り返しになるが、税務訴訟における課税庁の主張や裁判所の判断、あるいは、税制改正における政府の解説など、あえていうならば、納税者に対しての説明や弁明などの機会に接する場合が多く、例えば課税の公平に期する、公平を促進する、公平を徹底する、公平を目的とする、などの課税庁の見解が表明されるようなときに登場する¹。課税の公平性の基本となる租税法の原則は租税公平主義である。

租税公平主義とは、税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならず、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱わなければならないというものであり、

¹ 林仲宣「租税平等主義」『税』（平成23年7月号）101頁。

内容的には担税力に即した課税と租税の「公平」ないし「中立性」を要請するものである²。

納税者の権利利益の保護・救済、本来の憲法の基本的人権保障の中でも、枢要な地位を占めるべきである。具体的には、憲法 84 条に基づいて、租税法律主義において納税者の財産権の保護を図っている。一方、租税公平主義は、憲法 14 条からの概念と言われ、憲法 14 条 1 項は、いわゆる平等権を保障し、政治的・経済的・社会的差別を禁止している。しかし、この規定はすべての差別を禁止する趣旨ではなく、不合理な差別を禁止する趣旨であると解されているが、租税立法も不合理な差別を構成する場合に、この規定に違反して無効となることはいうまでもない³。

かつては、実質的な租税負担の公平を最重要視する見解も有力に主張されていたが、現在においては、租税法律主義の要請する予測可能性・法的安定性の確保は個別の場面における租税負担の実質的な公平に優先するという考え方が通説であるといいうる状況であり、租税回避の否認、借用概念の解釈、租税法規の厳格解釈の要請などの個別の論点において、そのような態度が明確に示されている⁴。つまり、課税の公平とは、租税にとって、基本的なものでありながら、価値判断を含むきわめて難しい問題といえる。

2. 調整の困難さ

企業の「再生したいから税金の負担を軽減して欲しい」との主張と、課税庁の「課税の公平性が保てない」との主張は相反しており、お互いの主張が交わることではなく、結果として権限をもつ課税庁側の意向が強く組み入れられる場合も少なくない。こういった税務の場面においては、通常では片方の全部の主張が認められることよりも、当事者間が調整しながら妥協点を探す場合が多い。ここで、当事者間が調整する点に着目し、租税法の基本原則である租税法律主義と租税公平主義の関係をみてみる。

松沢教授は、「租税法をめぐる理論的问题は、要するに租税法律主義と租税公平負担の原則とを如何に調整するかの問題に尽きる。特に、租税実体法は、課税要件を直接に規定した法規であるから、租税法律主義を背景にする納税者の財産権の保護の主張と、租税公平負担の原則を基礎とする課税行政の財政収入の確保の主張とが鋭く対立する」⁵とし、「調整」という言葉を使い、調整することの難しさを指摘する。

租税法を解釈する場面では、租税法律主義を優先させるか、あるいは租税公平主義を優先させるかといった問題は、租税法の分野において、しばしば問題提起されてきた⁶。実際の問題として、租税法律主義と租税公平主義が衝突する局面でどのような調整がなされているのかという点についても、一貫した解決策が提示されているわけではないように思え

² 金子宏『租税法 第18版』(弘文堂、平成25年)81頁。

³ 金子・前掲注2、83頁。

⁴ 佐藤英明「租税法律主義と租税公平主義」『租税法の基本問題』(有斐閣、平成22年)、59頁。

⁵ 松沢智『新版 租税実体法【補正版】』(中央経済社、平成6年)3頁。

⁶ 例えば、最近の事例では武富士事件(最高裁判決平成23年2月18日裁時1526号2頁)をあげることができる。

る⁷。結果として、裁判による解決までには至らぬ場合には、各事例において当事者間の意見調整によって決定しており、そのなかで調整がつかなかった事例も少なくない。ここでいう「調整」には、一貫した解決策はなく、双方の当事者間の意見のすりあわせによって、妥協点を探し出すのが現実である。

租税法律主義と租税公平主義の調整は、換言すれば、予測可能性を確保しつつ、財産権を維持するという納税者の立場と、適正かつ公平な課税の実現を求める課税庁の立場との相克の調整であるといえる。したがって、企業再生の立場での事業存続をかけた納税者の基本権である生存権の保障と公正な課税を優先する課税庁との調整が可能であるかについて、課税の公平を犠牲にしてまでも存続する租税特別措置を取り上げて検討する。つまり、租税特別措置を課税の公平という基本原則の例外としてとらえるのであれば、その理由に「再生は公平に優先する」という仮説を立証する根拠があるのであれば、その理由にある。

第2節 租税特別措置と再生の類似性

1. 租税特別措置の意義と範囲

現代国家における租税がその本来の機能である財源調達に加えて、政策手段としての機能を有することは今日では広く認識されている。元来、課税とは、社会にとって必要な公共サービスを供給するために、政府が統治権力を背景に民間部門から強制的に資金を調達するものであり、そこで政府が恣意的な課税を避けるため、公平・中立・簡素などの租税原則が求められている。

シャウプ勧告に係る政策の本源的な目標は、これらの租税目標を満たしながら、政府支出を賄うに足る財源を調達することであり、その2次的な目標は、財源調達以外の何らかの社会・経済政策目標を達成することである⁸。特に昭和30年代以降には、ケインズ経済学の影響で、経済安定成長に資する租税が望ましいという考え方が出てきた。高度成長期の税制の大きな特徴としてあげられるのが、減税政策と税制を積極的に政策上、あるいは租税誘因のために活用したことである。このために、所得税法や法人税法の本則とは別に創設されたのが「租税特別措置法」であった⁹。この特別措置法の中に、所得税や法人税の基本的枠組みから外れるものも盛り込まれていた。

金子教授は、「租税特別措置とは、租税類別措置（異なる状況にあるために異なる取扱をすることを内容とする措置であり、憲法14条に違反しない）とは異なり、担税力その他の点で同様の状況にあるにも関わらず、なんらかの政策目的実現のために、特定の要件に該当する場合、税負担の軽減あるいは加重することを内容とする措置のことである」として、税負担の

⁷ 佐藤・前掲注4、56頁。

⁸ 武田昌輔編著『2訂版 企業課税の理論と課題』（税務経理協会、平成19年）24頁。

⁹ 石弘光『現代税制改革史』（東洋経済新報社、平成20年）229頁。

軽減を内容とする租税特別措置を租税優遇措置といい、税負担を加重する租税特別措置を租税重課措置という」¹⁰としている。

租税特別措置の定義として、「租税特別措置は、基本税制をそのときどきの経済情勢に即して組織的に体系づけるための規定や措置をさすものではなく、同じ経済的地位にある者に対しては同じ負担という、いわゆる負担公平の原則を大なり小なり犠牲にしながら、経済政策的目的を特定の経済部門ないし国民層に対する租税の軽減免除という誘因手段で達成しようとする目的をもつ規定ないし措置をさす」¹¹と税制調査会による定義が一般に認められている¹²。

また、畠山教授は、「第一に、ここでは、租税特別措置を、基本的な税制の例外であって、他の代替的な遂行手段が存在する（他の手段によって、その実現が可能である）にもかかわらず、ある政策を税という手段を通じて行おうとするもの、と広くとらえる。第二に、右の結果として、特別措置を、それ自体、価値判断からニュートラルな政策遂行のための技術として考える」¹³とし、租税特別措置を「基本的な税制の例外」ととらえている。

租税特別措置を定義する場合に、その範囲が問題となる。租税特別措置といえば一般的には租税特別措置法をイメージするが、これは租税特別措置を最狭義¹⁴にとらえた場合である。一方、最広義説では、「租税特別措置法」のみならず、「個別税法」の法形式をも俎上に載せ、これらを経済的実質の観点に基づいて、「租税特別措置」の意義や範囲を見出そうとするものである¹⁵。具体的にいえば、理論上の基準を犠牲にした租税を中心とする減免（重課）措置である『租税特別措置法』のみならず、「個別税法」の規定所収のなかにおいてもこれらが見出されるものがあるならば、当該法規制も「租税特別措置」の範疇のものとして解釈適用しようとするものである¹⁶。つまり、狭義の意味で租税特別措置法に限定すべきか、あるいは広義にとらえて所得税法や法人税法の規定の中にも租税特別措置法の規定が含まれていると考えるのか等で範囲が異なっており、この点を福浦教授は「租税特別措置の意義の多様性」と表現している¹⁷。

租税特別措置の意義・範囲は、先行研究も多数あり様々に議論を繰り返されているが、特徴として、租税特別措置は、租税特別措置法に限定されないこと、課税の公平の原則を

10 金子・前掲注2、85頁。

11 和田八束『租税政策の新展開—財政改革と税制改革』（文真堂、昭和61年）69—70頁。

12 和田八束『現代租税論』（日本評論社、昭和45年）の中にも、「租税特別措置といわれるものは、特定の政策目的を実現するために、税制上の例外規定・特別規定をもって行われる税の軽減措置・優遇措置である」とある（同170頁）。

13 畠山武道「租税特別措置とその比較—日米比較」『租税法研究』第18号（平成2年）22頁。

14 北野弘久『現代企業税法論』（岩波書店、平成6年）では、「租税特別措置を最狭義にとらえた場合には、租税特別措置において規定する租税優遇措置を指称する。しかし、税法学的には応能負担原則を犠牲にして産業経済政策の観点から特定の納税者の租税を傾斜的に軽減する一切の措置を指称する（同311頁）。

15 福浦幾巳「租税特別措置と租税法」末永英男編著『「租税特別措置」の総合分析』（中央経済社、平成24年）36頁。

16 同上、41頁。

17 同上、36頁。

犠牲にする租税優遇措置・租税重課措置であり、経済政策的目的を達成するためのものであることをあげる¹⁸。よって、具体的に、いかなる措置が租税特別措置に該当するのか判断するのは困難な問題であるが、基本構造としての租税から外れる部分が租税特別措置であるとの理解とする方¹⁹がわかりやすい。

2. 租税特別措置の導入の経緯

わが国の租税特別措置は戦前からの歴史があり²⁰、昭和 21 年に臨時租税特別措置法から「租税特別措置法」（昭和 21 年 9 月 1 日 法律第 15 号）と改称されてスタートした租税特別措置は、課税の公平性を損なものであるとの批判を受けながらも現在まで存続している。

シャウプ勧告は、租税特別措置について否定的な立場をとっている。これは、シャウプ勧告は、全体を通じて、課税の公平性に非常に配慮していたためである。シャウプ使節団が来日した時より、シャウプはこの点を再三に指摘していたが、租税特別措置は拡大していった。背景には、第二次世界大戦により疲弊したわが国産業を復興させるという狙いがあったためである。租税特別措置の具体的な内容として、①間接金融方式の中心を占める市中銀行に対する預金増を狙いとした個人貯蓄の優遇、②企業の内部留保を高めるための措置（各種準備金・引当金の創設、特別償却の創設）、③外資導入を促進するための措置、④輸出優遇措置等の措置が講じられた²¹。

第 2 次世界大戦直後から日本経済は本格的な経済成長の局面に入った。高度成長期の税制の大きな特徴は、減税対策とならんで、税制を積極的に政策上、租税誘因のために活用したことである。背景として、戦後日本経済が復興の軌道に乗り出し、企業利益が漸次増加しはじめたのを契機に、資本蓄積を税制の減免税による誘因手段によって促進させようとの狙いがあったが、シャウプ税制の基本理念に反するこの租税特別措置の拡充が公に是認された時期ともいえる²²。

昭和 30 年代になりその後の高度成長期に入り経済が立ち直っていくなかで、租税特別措置は求められた役割を果たしたために、停滞し、見直しの機運が高まる中で、税制調査会

¹⁸ 平川茂「租税特別措置と租税論」末永英男編著『「租税特別措置」の総合分析』（中央経済社、平成 24 年）24 頁。

¹⁹ 同上、24-25 頁。

²⁰ 平田敬一郎、泉佐市、泉美之松編著『昭和税制の回顧と展望（下巻）』（大蔵財務協会、昭和 54 年）に、「利子所得について明治三二年に公社債利子が分離課税になって、大正九年には定期性預金利子に課税し、大正一二年にすべての預金利子に課税するようになったわけですけれども、それが全部分離課税で総合課税されていない形ですと利子所得がきておった。これが一つの特別措置ではないかと思います。（中略）しかし、日本の租税特別措置としてやはり一番大きな作用を働いたのは、戦前は重要物産の免税制度だと思うのです。それが大正三年に設けられた。（中略）それから戦前はこういう重要物産の免税制度が所得税法なり法人税法に入っておったわけですけれども、昭和一三年に臨時租税特別措置法が設けられて、増税もこれでやったし、特別減税もこれでやったし、両方やったと思うのです。戦後は、もう租税特別措置というのは原則として減税ということになってしまったわけですけれども、戦前は両方をこれでやった。戦前はそういうことだと思います。」（263 - 265 頁）とある。戦前より租税特別措置は使われていたが、現在とはその目的を異としていた。

²¹ 森信茂樹「租税特別措置と政策税制」『税務弘報』第 56 卷第 4 号（平成 20 年）8 頁。

²² 石・前掲注 9、229 頁。

も本格的に議論に乗り出し、昭和 36 年の税制調査会の答申で基本方針を打ちだした²³。

その後審議を重ねて、次のように昭和 39 年の答申で租税特別措置に対する基本哲学を打ち出した。

「租税特別措置は、負担公平原則や租税の中立性を阻害し、総合累進課税構造を弱め、納税モラルに悪影響を及ぼすなど多くのデメリットがあるから縮減すべきである。かかるデメリットにもかかわらず認められるためには、まず、税制以外の措置で有効な手段かどうかを検討し、他に適当な方法が見出しえない場合に限られるべきである。さらにこの場合にも、少なくとも、①直接の政策目的の合理性、②政策手段としての有効性、③付随して生ずるデメリットと得失の判定などのテストを厳格に経た上でなければならない」²⁴のである。

租税特別措置の濫用に歯止めをかけようとしたが、租税特別措置の縮小は行うことができなかつた。これは、毎年いくつかの項目については廃止になりながらも、その時の経済状況に応じて新たに租税特別措置が創設されるためであった。

また、税制調査会『昭和 40 年度税制改正に対する答申及びその審議内容と経過の説明』では、次のように説明している。

「租税特別措置は一定の政策目的を達成するための手段として租税のインセンティブ効果を活用しようとするものであって、経済政策の一環としての意義をもつものであるが、その反面、負担公平原則や租税の中立性を阻害し、総合累進構造を弱め、納税道義に悪影響を及ぼすなど、多くの短所がある点にかえりみ、当調査会が従来から答申してきた整理縮減の方向を引き続き推進すべきものと考える。上記のような短所があるにもかかわらず、租税特別措置が認められるのは、まず、税制以外の措置で有効な手段がないかどうかを検討し、他に適当な方法が見出しえない場合に限られるべきである」²⁵とある。上記答申からは、租税特別措置に対する変化を感じることができる。

そして、租税特別措置に対する姿勢がさらに変化してきたことがわかるのは、「昭和 43 年度の税制改正に関する答申税制簡素化についての第二次答申」である。その中で、次のように述べている。

「昭和 43 年度の税制改正に当たつても、例年のごとく新規特別措置の要望が多数の項目にわたつて提出されている。いうまでもなく租税特別措置のあり方については従来から議

²³ 税制調査会『税制調査会答申』（昭和 36 年）で当答申では基本方針として次のことを上げている。

- ① 現段階における特別措置のもつ経済政策的意味について十分反省検討して、弾力的に改廃追加を行うとともにそれが単なる税制上の恩恵、既得権益とならないように配慮すること。
- ② 基本税制との関連性を考慮したこと・・・利益留保的色彩の強い準備金、引当金、あるいは特別償却についてはある程度の制限を行うこととした。
- ③ 整理合理化に当たつては、大法人と中小法人に及ぼす効果を考慮したこと。
- ④ 整理合理化に当たつては、負担の激変緩和措置についてできる限り留保したこと（同 239 頁）。

²⁴ 税制調査会『昭和 39 年度の税制改正に関する臨時答申及びその審議の内容と経過の説明』（昭和 39 年）61 頁。

²⁵ 税制調査会『昭和 40 年度税制改正に対する答申及びその審議内容と経過の説明』（昭和 39 年 2 月）3-12 頁。

論のあるところであり、また、前述のような財政事情を考慮に入れるならば、昭和43年度の税制改正において、これらをとり入れる余地はほとんどない。しかし、長期的な視野に立つてわが国経済の現状を考えれば、輸出の振興、技術開発の促進、中小企業の構造改善等の要請は、いずれも何らの配慮を要する緊急な課題であることも否定できない。当調査会は、中間答申において、租税特別措置の問題は経済政策の目的と税制の基本的な目的である課税の公平性をいかに調和させるかということが解決されなければならない。このような観点から租税特別措置については、不断の検討を加えることにより制度の流動的改廃を行なう必要があることを指摘した」²⁶。

この答申では、租税特別措置の縮小ありきではないことが読み取れるが、その後、税制調査会は、租税特別措置の既得権化の弊害を再三指摘しており、整理合理化の姿勢を何度も打ち出しており、この傾向は今日まで継続しているといえる²⁷。

租税特別措置は、法人税や所得税等の基本税法を租税優遇措置や租税重課措置を歪めるとして問題がありながらも、一定の政策目的の実現に資するということを目的として、課税の公平性に優先して存在している。これは租税の目的が、財源調達目的のみであれば、課税の公平性を犠牲にする租税特別措置は認めないが、前述したように租税の目的には、国庫収入目的以外にも、社会・経済政策目標があり、これを達成するために認められているのである。

租税特別措置の導入の経緯からわかるることは、再生の考え方を通じる点があることである。具体的に示せば、税金を当面の間は納付しなくてもよい課税の猶予制度、あるいは課税の繰延効果が期待できるDESやDDS²⁸等の再生手法は、資金繰りという観点からは。余裕資金を生み出すものであり、税制以外の措置で有効な手段はみいだしえない。また、再生に伴い発生する債務免除益への非課税措置や期限切れ欠損金の優先的使用といった措置は、再生させるという政策手段としては、極めて有効性を有するものといえる。

このように、再生と租税特別措置には、共通点を見出すことができる。したがって、企業を再生させるという政策目的と税制の基本的な目的である課税の公平性をいかに調和させるかということが、解決されなければならぬ。

3. 政策税制の意義と再生との関連性

占部教授は、「『租税特別措置』に該当するか否かについて、租税特別措置法において制度化されているか、あるいは法人税法において制度化されているか、によって区別されているかによって区別する方法もある（『形式的な意味での特別措置』という）。しかし、形式的に分類することは必ずしも有益ではない。ちなみに『一般的減税』『特別減税』とい

²⁶ 税制調査会『昭和43年度の税制改正に関する答申 税制簡素化についての第二次答申』（昭和42年12月）3頁。

²⁷ 石・前掲注9、242頁。

²⁸ DESとは、債権者が債務者に対して有する債権を債務者の株式と交換することをいい、DDSとは、債権者が債務者に対して有する既存の債権を別の条件による債権に変更することをいう。詳細な説明については、本論文の第5章及び第6章に行う。

った区分は、このような『形式的な意味での特別措置』によるものであろう。法人税法自身においても租税特別措置（あるいは政策税制）は存在しており、租税特別措置に対する法的な評価は、『実質的な意味での租税特別措置』を対象とすべきことももちろんである。『実質的な意味での租税特別措置（非課税措置も含む）』＝『政策税制』として、ここでは理解できよう²⁹とあり、租税特別措置と政策税制をほぼ同一視している。

政策とは、①政府・政党などの基本的な政治の方針、②個人や企業などがその目標達成のための手段としてとる特定の方法や進路のことである³⁰。政策税制とはどう理解したらよいであろうか。「政府や政党が一定の政治方策を策定し、その目的を実現させるために、租税を特定の目的実現のための道具として、租税法の立法によって用いるもの」と解してお^り³¹、政策を実現するための道具として税制を活用すると考えることができる。

ここで、政府税制調査会が発表した平成12年7月の「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」答申を抜粋する。

「特定の政策目的を実現するための政策手段として、租税特別措置があります。これは、基本的に特定の人々の負担を軽減することにより、特定の政策目的の実現に向けて経済社会を誘導しようとするものです。このため、租税特別措置自体は、『公平・中立・簡素』という租税原則に反するものとなります。したがって、租税特別措置等については、そもそもその特定の政策目的自体に国民的合意があるのかどうか、政策手段として税制を用いることが本当にふさわしいのかどうか、『公平・中立・簡素』という原則より優先してまで講じるだけの政策効果があるのかどうか、政府による裁量的な政策誘導になりはしないかななどについて、慎重な検討が求められます。また、公的サービスの提供に必要な租税の量を一定とすれば、特定の人々に対する負担軽減は他の人々の負担増加につながるものであることも忘れてはなりません」³²。

当答申からは、租税特別措置法はある特定の目的を果たすためにものであり、この税制に関しては「租税の公平性」という概念よりも、目的達成するためにはどうするのかといった点が非常に強調されている。この点について、再生が課税の公平性に優先するという根拠にも適用できると考える。再生が優先するとした時の根拠を、当答申の租税特別措置の該当する根拠にあてはめてみる。

まず、①「特定の政策目的自体に国民的合意があるかどうか」の点だが、税収の増加のためには、法人数を減らさないことが重要であり、開業数を増加させるよりも、倒産数を減らすことの方が効果や即効性があることや税収増加が期待できれば国民的合意を得れると考える。次に、②「政策手段として税制を用いることが本当にふさわしいのかどうか」

²⁹ 占部裕典「法人税における政策税制—その機能と法的限界—」『日税研論集』第58号（平成20年）128頁。傍点は筆者が付けた。

³⁰ 小学館『デジタル版 大辞泉』（平成28年）。

³¹ 山下学「税政策学への試論」『納税者保護と法の支配 山田二郎先生喜寿記念』（信山社、平成19年）564頁。

³² 政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（平成12年）20-21頁。（<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/zeichof03.pdf>）

の点だが、後述する事例でふれていくが、企業が再生するに際して、税制が障壁になっていることが少なく、企業が再生するには税制が果たす役割は大きい。また、前述したように政策とは目標達成のための手段であるとし、税制は道具であると考えれば、政策を実現するための道具として再生のための手段として税制を用いることには、将来の税収確保等の観点から意味がある。③「『公平・中立・簡素』という原則より優先してまで講じるだけの政策効果があるのかどうか」については、当章の冒頭でも既述したように、税収の増加や経済振興という効果が見えてくれば優先すべきであると言える。つまり、再生が出来たことでの期待できる税収の増加や経済の振興が見込めれば、再生を課税の公平性に優先させてもよいとするこの根拠になってくる。

近年では、租税制度を歳入確保手段としてよりも、規制的・誘導的な手段として利用しようとする動きが生じている。例えば、一定期間以上を経過した自動車の所有者に対して、自動車税が割増になっている一方で、エコ対応がとられている自動車の購入者に対し、税負担が軽減・減免されている。これは、経済機構への直接的介入を避け、企業や消費者の自主的な活動を尊重しつつ、全体として当初の政策的意図を達成したことを目指したもので、税制の利用の新たな可能性を開くものといえ、今まででは租税特別措置は不公平税制のシンボルとして批判してきたが、環境税と同じように政策手段として見直すことも可能となっている³³。

しかし、再生の効果が出来るのは将来のことであり、再生に取り組んだ企業の全てが成功するかどうかは不確実である。再生に失敗すれば、前述してきたような徴税効果は期待できず、再生が課税の公平性に優先する根拠も成立しないことになってくる。

4. 生存権の優先

租税法は国民の財産権の侵害規範であるから、国民の財産権保障の観点から、国民の財産権保障の要請に対する配慮がなされなければならず、租税法を厳格に解釈しなければならない。その基本原則である、租税法律主義とは、国民の財産権の絶対に対する国家の課税による侵害を、国民の意思たる法律によってのみ制限し得るとする原則である。租税の賦課徴収に関する実体的手続的規定は、すべて国民の代表者で構成されている国会で制定する法律によって定められなければならない、法律の定める要件と手続によってのみ国家は賦課徴収することができる。これは、憲法の要請するところである。換言すると、課税範囲を法律によって明らかにすることにより、その範囲内においては国家の課税権行使が適法化されることになる。また、これを国民の側からいうと、かかる範囲を超えては租税を賦課徴収されない、すなわち財産権を侵害されないとということになる³⁴。つまり、租税法は財産権の保障が大前提であり、その例外として機能するのが租税の賦課徴収にかかる租税法であり、だからこそ、厳格な租税法の解釈が要請されるとの考え方が前提となる。

³³ 畠山・前掲注 13、12 頁。

³⁴ 酒井克彦『レクチャー租税法解釈入門』（平成 27 年、弘文堂）11 頁。

納税者主権を主張している北野教授は、「租税特別措置というのは、租税負担公平原則を犠牲にしてもっぱら産業経済政策の観点から大資本や高額所得層の租税を減免する措置」³⁵とし、そして特別措置を「社会政策的な観点からの軽減措置」と「産業経済政策の観点からの軽減措置」とに区分し、前者は、憲法の応能負担原則の要請に合致するので、特別措置を構成せず、不公平税制ではないとし、後者だけが不公平税制を構成し、特別措置にあたるものであるという論理を展開している³⁶。よって、「再生」への要請を社会政策的観点からの要請と考えれば、租税特別措置を構成しないことになり、再生は、課税の公平と調和出来ることになる。

再生を中小企業に限定したうえで社会政策的観点からとらえるとどうなるであろうか。大企業と中小企業ではその憲法的基礎が異なっている。中小企業は法人格を有するとはいえ、その実態は「個人」に近い企業が多い。つまり、中小企業の場合、所有と経営が一致しており、一般にその所有者（株主・出資者）の生存権の延長線上に、その憲法的地位をとらえることができる。中小企業は、法理論的にその所有者を通じて憲法の生存権の対象となりうる場合がある³⁷。そのように考えると、中小企業の再生の税制は、所有者（正確には、家族を含めた所有者とその従業員）の生存権の保障であり、課税の公平と調和を図りうる接点となるのである。したがって、再生が課税の公平に優先してもよいとする根拠であるといえるであろう。このように、われわれは、中小企業に対しては生存権ないしは生業権の保護の必要性を法理論的に抽出することができる。つまり、再生に取り組むことは、中小企業の生存権を守ることになってつながってくるのである。

第3節 小括

当章では、「再生」が「課税の公平性」に優先するかについて税法の観点から検討してきた。当初、筆者は「再生を目指す中小企業を助けたい」との強い思いが前提にあるなかで、「再生」が優先すべき根拠を税収の増加や経済の振興の効果に求めていたが、再生できなかつた場合には徵税ができないことや、「再生」が「課税の公平性」に優先するという税法的な根拠は弱かった。当章を検討していくなかで、租税特別措置を取り上げた。租税特別措置は、長年にわたり課税の公平性に反していると再三指摘は行われているが、現在においても未だ存在している。この点に当問題意識の根拠を求めた。

昭和 50 年の税制調査会は、「いわゆる租税特別措置は、主として租税の誘因的機能を活用することにより、一定の政策目的の実現に資することを目的として、税負担の公平を犠牲にして設けられている課税の減免又は繰延べ措置である」³⁸と記述がある。これは、租税

³⁵ 北野弘久『新財政法学・自治体財政論』（勁草書房、昭和 53 年）142 頁。

³⁶ 北野弘久『納税者の権利』（岩波書店、昭和 56 年）65 頁。

³⁷ 北野弘久『現代企業税法論』（岩波書店、平成 6 年）323 頁。

³⁸ 税制調査会「昭和 51 年度の税制改正に関する答申」（昭和 50 年 12 月）12 頁。

特別措置が、税負担の公平を犠牲にすることを認めたうえで、租税が目的とする一定の政策目的の実現に資することに寄与すると考えられている。ここでの考え方を中小企業の再生にあてはめると、一定の政策とは、税収増加や経済振興や雇用の確保等の様々な目的があるが、これは再生が出来た後の将来に期待できる効果である。

では、再生が出来なかった場合は、再生が課税の公平に優先する根拠がない。この点について、中小企業は生きる権利がある、つまり、「生存権の保護」をしなければならないという点で説明できると主張した。

第2章 中小企業と税制

本論文でもすでに「中小企業」という言葉を何度も使っている。しかし、中小企業という言葉は漠然としており、範囲や定義も曖昧である。しかし、「中小企業基本法」や「中小企業税制」等の中小企業に関する法律にとって、当該企業が中小企業に該当するか否かは非常に重要であり、特に税制では、中小企業とそれ以外で適用される税率や損金算入できる金額も変わってくる場合もある。

よって、当章では、「中小企業の範囲」に着目し、会社法、法人税法等の法律的側面から中小企業の範囲等を確認していく。本来、法人税は、原則として絶対多数を占める中小企業を中心に考えられなければいけないが、「中小企業税制」という言葉が表すように、現行の法人税法では、中小企業向け税制は法人税法の例外規定の位置づけともいえる。課税の公平性の観点からも税制が抱える課題についても取り上げるなかで、中小企業と税制の関係について検討をする。

第1節 中小企業基本法

中小企業とは、各々の法の目的によって、対象とすべき中小企業が異なっている¹。戦後日本の中小企業施策の核となったのは、昭和38年に施行された中小企業基本法（昭和38年7月20日 法律第154号）である。その後、平成11年に中小企業基本法は大きく改正（平成11年7月16日 法律第102号）され、現在に至っている。中小企業基本法第2条にて、中小企業の範囲について、次のように定義している。

- ① 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。
- ② 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- ③ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数100人以下の会社及び個人で、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- ④ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

¹ 中東正文「中小企業法制のあり方」『租税法研究』第38号（平成22年）1頁。

【図表 2-1】 中小企業基本法における中小企業の範囲

主たる事業	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業など	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

【図表 2-1】にあるように、中小企業基本法では、資本金と従業員の基準によって中小企業の判定を行っている。資本金の額は、卸売業では 1 億円とされているが、すべての業種で 1 億円が基準とされているわけではない。平成 38 年の中小企業基本法の制定当初でも、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者は、資本金の額又は出資の総額が 1 千万円以下の会社、工業、礦業、運送業その他の業種で資本の額が又は出資の総額が 5 千万円以下の会社が「中小企業者」の範囲であり、1 億円は基準とされていなかった²。

また、現状は従業員数 5 人未満の小規模企業者³が大半をしめていることより⁴、筆者は実態に合わせてもう少し企業範囲を細分化するする必要性があると考える。それはこの範囲・区分が後述する税制の問題とも密接に関係しているからである。

第 2 節 法人税法

1. 中小企業に対する特例

法人税法上、中小企業の範囲を明文化した条文はない。しかしながら、法人税の基本税率は、法人の種類・規模や所得の大きさに応じて定められており、その時の判定基準は期末資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人及び相互会社(法法 66①)とあり、その他の法人を中小企業として課税所得金額で適用される税率が違っているが(法法 66②)、大法人(資本金の額又は出資の額が 5 億円以上である法人など)との間に当該大法人による完全支配関係があるものは除かれる点に留意すべきである。このような中小企業に対して適用される主な税制上の特例として、中小企業の軽減税率の優遇や青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越等がある。

² 成宮哲也「中小法人の定義と範囲」『税務会計研究学会 第 28 回大会研究報告要旨集』(平成 28 年) 6 頁。

³ 小規模企業者の定義は、中小企業基本法では「製造業その他業種は従業員 20 人以下、商業・サービス業は従業員 5 人以下」(同法第 2 条第 5 項)としている。

⁴ 平成 26 年 11 月 30 日総務省公表の「平成 26 年経済センサス・基礎調査」では、平成 26 年の全企業(大企業、中小企業、小規模事業者数)は 382 万社の内、小規模企業者数 325.2 万社で全体の 85.1% である。(http://www.meti.go.jp/press/2015/01/20160129002/20160129002.html)。

2. 中小企業に対するその他の特例

上記の他に、「中小企業者」と定義される法人については、中小企業等投資促進税制の特別償却、税額控除（措法 42⑥、措法 42⑫五）、少額減価償却資産の取得価格の損金算入（措法 67⑤）等が適用される。ここでいう中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち、次にあげる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人で、その発行株式済株式数の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（資本金若しくは出資金の額が 1 億円以下を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人の内常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）の所有に属している法人、その発行済株式の 3 分の 2 以上が 2 つ以上の大規模法人の所有に属している法人を除くものとされている（措法 42④六、措令 27④十）。つまり、これらの特例については、1 億円以下の資本金基準は上述した中小法人に対する特例と同様であるが、資本や出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員が 1,000 人超の法人や、株主がこれらに該当しない法人である場合には、特例の対象とならないことになる⁵。

平成 28 年度税制改正において、「少額減価償却資産の特例」において、「中小企業者」から、常時使用する従業員数が 1 千人を超える法人は除かれることになり（租令 39 の 28）、「中小企業者」の定義に資本金等の額が 1 億円以下の法人において、一部であるが資本金基準に従業員数の基準が付け加えられたようになり、中小企業の範囲の考え方についても変化が見られている。

法人税法では、資本金は 1 億円以下であり、従業員は 1,000 人以下が中小企業の定義の目安となっている。法人税法でも中小企業の範囲を定義するのに用いられているのは、資本金の額等の企業規模に着目したものとなっており、実態はほとんど考慮されていない。現行の会社法（平成 17 年 7 月 26 日 法律第 86 号）では、資本金は 1 円以上で株式会社の設立可能となっているので、近年では資本金が比較的小さな企業が多い。法人税法においては、企業規模のみを判断して、税制面で大企業に比べて税制面を優遇していることになる。この点について、中小企業の定義に一石を投じる出来事があった。

平成 27 年 5 月には、経営再建中のシャープ㈱が、赤字による累積損失を穴埋めするため、1,200 億円超ある資本金を 1 億円に減らすことを検討しているとの報道があった⁶。シャープ㈱単体では平成 26 年 3 月末で 200 億円超の巨額の繰り越し欠損金があり、平成 27 年 3 月期の赤字決算でさらに膨らむ見通しであり、主力取引銀行の資本支援を受けた上で、資本金を取り崩す減資で穴埋めする予定であるとする内容であった⁷。また、エンターテイメント大手の吉本興業㈱は、平成 27 年 7 月 29 日付日本経済新聞で「同年 9 月 1 日付で資本金を 125 億円から 1 億円に減資する旨を発表し、既に同年 6 月の株主総会にて承認を得

⁵ 関戸隆夫「中小企業の範囲と税率」『税研』第 30 卷第 6 号（平成 27 年）1-4 頁。

⁶ 平成 27 年 5 月 9 日付日本経済新聞社他各紙が当該事実を報道。シャープ㈱は世間からの批判を受けて断念した。

⁷ 平成 27 年 3 月期のシャープ㈱の単体での当期利益は約 2,030 億円の赤字を計上した。

ており、取り崩した分は資本準備金に充当し、財務体質を改善するとともに新規事業等の成長分野に投資する。減資後は税法上、資本金 1 億円以下の中小企業に該当することになり、法人税等の優遇措置を受けることになる」と報道があった。

法人税法上の定義では、資本金 1 億円以下は「中小企業」となり、軽減税率の適用や外形標準課税が適用されないなどの優遇措置も見込めるところから、再建の手段として考えられたようだが、当事例からは、吉本興業㈱のように知名度も企業規模も大企業であるべき企業ですら、減資をすることで税法上の中小企業になることができる。これは、資本金だけで中小企業を定義している現行税制の曖昧さを浮き彫りにさせ、むしろ「中小企業」と「大企業」との形式的な区分が、企業活動を阻害していることを露呈させた⁸。

第 3 節 会社法

1. 会社法上の中小企業の定義

会社の設立や解散等のルールを定めている会社法（平成 17 年 7 月 26 日 法律第 86 号）で、中小企業の範囲と税制上の問題点にふれていく。会社の設立や解散、運営を規律している会社法では中小企業はどのように規定しているのであろうか。

会社法には株式会社に限って「大会社」の定義（会 2⑥）があるので、それ以外を「中小会社」と考えることができる。「大会社」の定義として、①資本金が 5 億円未満であって、かつ、②負債として計上した額の合計額が 200 億円未満の会社であるので、それ以外を「中小会社」として考えることができる。特徴的なこととして、会社法では、会社の規模の点からだけではなくて、社員ないし株主の閉鎖性に着目して、特別の規制がなされている。すなわち、全株式譲渡制限会社においては、株主の権利内容、会社の機関設計などにおいて、公開会社（会 2⑤）よりも定款自治が広く認められるなどの違いがある。

会社法制の現代化に際して、従前の有限会社と株式会社に関する規律を一本化し、譲渡制限会社を基本形とする枠組みを採用している。このように会社法は、中小会社に関する特別な規制を設けることに際して、①財産的な規模と②構成員の閉鎖性との 2 つの視点から、対象を決めるという枠組みになっている。

会社法は、経済活動の活性化などの政策目標を実現する直接的な手段ではない。人格という法的な擬制を利用して、権利能力を付与し、企業活動を円滑に行うことを可能とする。さらには、構成員の財産を責任財産から分離することにより、大衆資本の集結を可能とする基盤を提供しようとするものである。この有限責任こそが会社法制の重要な特徴であり、

⁸ 土居丈朗「中堅企業支援税制の展望」『税研』第 166 号（平成 24 年）では、「中小企業に適用されている軽減税率が、企業の規模拡大によってその適用がうけられなくなることが事前にわかつていれば、企業は意図的に軽減税率が適用されるように行動しようとする。中小企業と大企業の税率の差異があるためにわが国の企業が規模拡大を大いに阻害された、とまで言るのは言い過ぎかもしれないが、陰に陽にこの税制が企業行動を大なり小なり歪めてきたことは否めない」（同 63 頁）とし、中小企業と大企業との区分に企業活動の停滞をまねく 1 つの原因であると指摘している。

同時に、会社債権者の利益を顧慮するとき危険な特徴であるが、会社法制が本来的に無色透明な法制度であるが、経済産業省が所管する特別法においては、一定の政策目標のために、会社法に対する例外的な規制が設けられる場合があり、こういった場合において経済産業省所管の法令で実現されようとする産業政策との関係を考えると会社法は無色透明の枠組み法としての性質を維持しつつ、社会の要望にどのように応えるかが問われるであろうし、租税法の観点からは、どうして中小企業を税制上優遇することが許容されるのかという課税の公平性が問われることになる⁹。

2. 事業形態の多様化と課税の公平性

会社法では、最低資本金制度を撤廃したことで1円起業も可能となり¹⁰、また、合同会社制度が新たに創設された。このような企業法制の変革によって、会社の設立が容易になり、平成17年8月に有限責任事業組合契約に関する法律では、構成員の全員が有限責任となる新たな事業組合制度が創設される等の事業形態が多様化した。

事業者が事業を行うにあたってどのような事業形態を選択するかは、事業の種類や目的や出資者の数などの種々の条件によって異なるものとなる。その選択をする際の考慮条件の中に税制もある。事業形態は事業者の自由な選択に委ねられることであり、繰越損失の繰延期間や役員給与経費算入等の税制上の扱いも考慮した上で、事業者の責任において判断すべき問題である。ただし、事業形態の選択に税制が必要以上に介入し、その選択が税制によって歪められることは望ましいことではない。つまり、同じ業況で担税力がほぼ同じである企業が資本金の額等だけで、中小企業と大企業に区分され、税率や税的優遇措置が相違している点は課税の公平性という点では違和感を覚える。特に、租税特別措置等の租税優遇措置は、担税力の観点からは同様の状況にあるにも関わらず、税負担のうえで特別の利益を与えるものであるから、公平性の要請に正面から抵触することは明らかである¹¹。

この点について、日本税理士会連合会税制審議会から「企業規模と課税の公平性について企業規模と事業形態が多様化する今日において、事業形態の相違による課税の不公平を感じさせない税制を構築する必要がある。会社法をはじめとする企業法制の改革によって、事業形態の多様化が一層進展しているが、いずれの企業法制も事業活動の迅速化・効率化に資する制度を構築し、起業を支援することによってわが国経済の発展に寄与することを目的としている。これに対し税法は、納税者間の課税の公平を維持しつつ、安定的・効率的な歳入の確保を目的としている。このように、法律にはそれぞれに異なる趣旨と目的があるが、事業形態の選択に必要以上に税法が介入することは許されず、活発な企業活動を保証する税制でなければならないとし、このような考え方を踏まえ、課税の公平性を税制

⁹ 中東・前掲注1、2-3頁。

¹⁰ 平成15年に新事業創出促進法の一部を改正した「中小企業挑戦支援法」（平成14年法律 第110号）が施行され、資本金1円でも法人設立が可能となった。当初は「株式会社、有限会社の最低資本金等の規制に関する特例」であった1円企業が、平成18年の会社法施行により、特例ではなく恒久化されることとなつた。

¹¹ 金子宏『租税法 第18版』（弘文堂、平成25年）84頁。

上の問題を検討した上で、事業形態のいかんにかかわらず、課税の公平性を維持することが重要であること、所得税と法人税の間の取扱いの差異はできる限り解消すべきである」¹²との提言が出されている。

なお、本提言は合わせて、「実態が変わらないが、法人と個人であるという企業形態の違いだけで留保金課税制度や特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の有無が存在するということについて、課税の公平性に反しているとして、廃止を含めた制度の早急な見直しが必要である」¹³ことも合わせて提言しており、「いずれにしても、事業形態に対する税制のあり方の議論が進展し、中小企業の活性化に資する税制が構築されることを期待したい」¹⁴という言葉で締めている。つまり、企業実態が同一ならば、企業形態が違うだけで税制上の取扱いが相違するというのは課税の公平性に反しており、企業規模や構成員の閉鎖性が違う等の点のみで、中小企業と大企業との間に課税上の取扱いが違うことが課税の公平性を反してはいないかという点である。

会社法の存在はあるとはいえる、大企業と中小企業ではその憲法的基礎が異なっている。中小企業は法人格を有するとはいえる、その実態は「個人」に近い企業が多い。つまり、中小企業の場合、所有と経営が一致しており、一般にその所有者（株主・出資者）の生存権の延長線上に、その憲法的地位をとらえることができる。中小企業は、法理論的にその所有者を通じて憲法の生存権の対象となりうる場合があるが、大企業は生存権論の対象にすることができないとする意見が主流である¹⁵。

第4節 小括

法人税法、会社法、中小企業基本法の各法律から中小企業の範囲を確認する中で、税制との関わりをみてきた。その中で、吉本興業㈱のように実際の企業規模ではなく、中小企業の定義をする資本金に注目して、減資することで中小企業としての税制優遇を活用する事例を取り上げた。中小企業基本法の中小企業の定義は拡大されているにも関わらず、法人税法上の資本金基準は昭和41年以降変わっておらず、法人税法上と中小企業基本法の範囲の考え方にはズレが生じている¹⁶。

「再生」と「税制」の関わりについて検討するなかで、減資による中小企業税制の活用も再生手法の一つと考えることができる。税法上の中小企業となった吉本興業㈱の決算内容

¹² 日本税理士会連合会税制審議会『中小企業の事業形態と税制のあり方について－平成18年度諮問に対する答申』（平成18年）1-10頁。

¹³ 同上、10頁。

¹⁴ 同上、10頁。

¹⁵ 北野弘久『現代企業税法論』（岩波書店、平成6年）323頁。

¹⁶ この点については、青山伸悦「中小企業税制の適用範囲—「中堅企業税制」の可能性」『税研』第166号（平成24年）60頁にも同様の指摘がある。

等は上場廃止している¹⁷ために詳細は不明であるが、中小企業の軽減税率等の中小企業税制を利用できているので経営上ではメリットを享受したと推測される。

一方、シャープ㈱は税法上の中小企業になれなかつたことが、再生に関してどれくらいの影響を与えていたのかは不明だが、その後も再生は進まず、平成 28 年に外資系企業の傘下となつた¹⁸。シャープ㈱が減資をして税法上の中小企業となつたら、確実に再生できていたかどうかについてはその他要因もあり判断は難しいが、軽減税率等の中小企業税制の活用により手持ち資金は増加することになり、現状よりは再生の可能性が高まつたことは間違いない。事業形態は事業者の自由な選択に委ねられることにより、吉本興業㈱のように減資し税制上の中小企業になることで、中小企業の税制上のメリットを享受することは財務戦略上の効果を發揮する。

ただし、事業形態の選択に税制が必要以上に介入し、その選択が税制によって歪められることは望ましいことではなく、課税の公平性に正面から抵触することは明らかであることから留意すべきである。

現在の中小企業の定義について、資本金等で判断をするだけでなく、企業の実態を反映するような売上高や、あるいは担税力の観点からすれば利益額等も中小企業の判定基準に加えることが出来れば、現状よりは課税の公正性が保たれる。

また、中小企業というよりは従業員 5 人未満の小規模企業が全企業数の大半である現状から踏まえても、現状の区分の仕方にも疑問を感じる。実際、中小企業庁も平成 27 年より、中小企業白書とは別に、「小規模企業白書」を発刊している。企業規模に応じて必要とする施策も大きく異なつてくるので、税制上でも従来からの中小企業の範囲をもう一度見直し、今よりも定義区分を細分化することでその実態に合わせて税制等も含めた支援施策を考えることで、より効果の上がる施策が可能となるのではないだろうかと考える。

¹⁷ 平成 22 年 2 月 24 日付で東京証券取引所 1 部及び大阪証券取引所 1 部からの上場を廃止した。

¹⁸ 平成 28 年 4 月、台湾に本拠の鴻海精密工業がシャープ㈱の株式の 3 分の 2 弱を取得することで、シャープ㈱は傘下企業となつた。

第3章 中小企業基本法と中小企業税制

「中小企業の再生の税制」をみていくなかで、中小企業基本法の役割は非常に大きい。理由として、中小企業基本法は、税制も含めた中小企業に関するに施策についての基本理念や基本方針その他の基本となる事項を定めており、中小企業に係る他の法律が改正される場合にも中小企業基本法の理念等を参考にするからである。言い換えると、中小企業向け法律や施策の基礎や根拠は中小企業基本法にあるともいえるであろうし、もちろん中小企業税制も例外ではないだろう。

よって、当章では、中小企業基本法と中小企業税制の関わりについてみていく。中小企業基本法が成立した背景や変遷を整理するなかで、中小企業税制がどう関係し、変遷したのかについて考えていく。また、中小企業税制が企業活動にどの程度影響を与えるのかを検証するために、「設備投資」を題材にし、税制が与える効果を分析する。時期については、昭和38年制定時と平成11年の改正時の時期に着目した。理由としては、法律が制定、または改正された時期前後に、他の法律も大きな改正をすることが多く、比較する前の制度との違いや変化が出やすいと考えためである。

第1節 中小企業税制の変遷

1. 中小企業税制の発端

「中小企業税制」と明文化されたものはない。一般的に中小企業は大企業に比べて弱者の立場であることから、中小法人の法人税制については大法人に対する関係からは租税負担を軽減すべきであるとする見解が大半であるが、サラリーマンの租税負担の状況等からみれば、執行の問題を含めてこれをむしろ重課すべきであるとする考え方も存在している¹。

わが国において法人の所得金額に対して課税されたのは、明治32年の所得税の改正の時である。その目的としては、「日清戦役の終局に際して戦後経営に伴う歳入増加の必要に迫られしを以て、政府は茲に所得税法の全体に亘りて改正を行うこと」²とされ、所得税法を第1種所得税法、第2種所得税法、第3種所得税法に区分し、第1種所得税法を法人の所得とした³。そして、明治37年に日露戦争後の戦費の要求に応ずるために、非常特別税法が創設され、第1種及び第3種の所得に対して、税額の70%が増徴された。この第1種所得税の改正における法人の区分について、注目すべき点は株主2人以上の株式会社及び株式合資会社と、その他の法人とに区分したことである。この時の基準となっていたのは、株

¹ 武田昌輔「中小課税の問題点」『租税法研究』第13号（昭和60年）1-2頁。

² 堀口和哉「明治32年の所得税法改正の立法的沿革」『税大論叢』第28号（平成9年）23頁。

³ 第1種所得税の納税義務者は「法人」となっているが、当時は対象法人としては事実上の商法上の会社が主なものであった。

主等が 21 人以上存在するかどうかによって区分することとされたが、この 21 人に根拠があったわけではないと言われているが⁴、当改正は株主数によって税率を変えているところからして、法人とそれ以外を区分しようとしたものであり、中小企業課税の 1 つの端緒といってよいのではないだろうか。その後は、法人税率を中心に中小企業とそれ以外において法人税法上の取扱いが異としていたが、これは、数々の戦争が勃発し、戦費調達等の概念が優先する中で、「取れるところから取る」という姿勢であったためである。

2. 企業課税の問題点

中小企業税制はその後の現在に至るまで何度も改正を繰り返している、税制はその時代を映す鏡であり、その時代背景を色濃く反映する。例えば、戦後の時代、急激な経済復興が進む中で、現状に税制が追い付かない状況になってきた⁵。昭和 34 年 5 月 1 日に大蔵省主税局が「企業課税の現状と検討すべき課題」⁶を公表し、その中で主要な問題点として次の 7 つをあげている。

- ① 税負担のアンバランス（法人企業と個人企業とのアンバランス）。
- ② 法人擬制説的現行税制に対する批判。
- ③ 企業の資本構成面からの批判。
- ④ 内部留保の充実の要請。
- ⑤ 貯蓄または投資形態の相違による税負担のアンバランス。
- ⑥ 大法人と中小法人との税率には差別を設けるかどうかの問題。
- ⑦ 小規模企業の資金調達面からの問題点。

上記の 7 点が企業課税のあり方に関する問題点として整理されているが、その内容をみていくと、次の 2 点に集約できる。1 つは、大法人と中小法人、あるいは法人企業と個人企業の間の税負担アンバランスをどうするかの問題である。もう 1 つは、利子と配当に対する課税の差に起因する資金調達の有利・不利にどう対処すべきかである。いずれも当時、わが国における法人税制の根幹にふれる非常に難しい問題である⁷。

この中でも 2 つの項目に注目する。まず⑥の「大法人と中小法人との税率には差別を設けるかどうかの問題」である。この点について、昭和 30 年代からすでに担税力の差異を理由に、大法人と中小法人の税率に差をつけるべきだと意見がある。このことは特に各種の特別措置によって受ける利益の程度が、大法人に厚く、中小法人に薄い。そこで両者の

⁴ 武田昌輔「中小課税の問題点」『租税法研究』第 13 号（昭和 60 年）4 頁。

⁵ 石弘光『現代税制改革史 終戦からバブル崩壊まで』（東洋経済新報社、平成 20 年）によると「戦後わが国の税制を再構築したシャウプ税制は、課税・中立の原則を重要視していたために、税制を資本蓄積や産業育成等の特定の政策目標の遂行に活用することを厳しく戒めていた。（中略）当時の政府は急速な経済復興が進む中で、税制を日本経済の再建や成長に活用したいとの思惑も生まれてきたが、シャウプ税制の原理原則は当時の政府には絶対的なものであり、脱線は許されなかった。しかし、占領から解放されると、資本蓄積の促進を理由に、また税務執行の要請から、資産所得の分離課税化や租税特別措置の創設などを行った」（同 184—185 頁）。

⁶ 大蔵省主税局『企業課税の現状と検討すべき課題』（昭和 34 年 5 月）208—210 頁。

⁷ 同上、209—210 頁。

間の不公平を税率の差別その他の方法によって除くべしとの考え方があり、実際に法人税率は減少している。政府が大企業と中小企業の格差是正のために、講じた税制上の施策は税率の低減であり、今も目的を異にする部分⁸もありながら実施している。

あとは、⑦の小規模企業の資金調達面からの問題点である。これは、小規模企業は、ほとんどが同族会社であり、株式の公開もなく増資・社債等の直接金融での資金調達は不可能である。そこで大半の場合は社内留保に依存せざるを得ないが、課税負担が企業の社内留保の形における資本蓄積を阻害しているとの批判が生じている。社内留保が大きくなると留保金課税の問題がある。中小企業の場合、個人経営的色彩の濃い同族会社経営が多い。同族会社は所有と経営が未分離のため、法人と同族会社との間の利害が一致し、配当金の支払を抑え、内部留保して株主に対する配当課税を不当に回避したり、遅延させたりする傾向が強くなるために、一定限度を超えて所得を留保した場合には、通常の法人税のほかにその一定限度を超えて留保し所得に対して、留保金課税するが⁹、留保金課税は、資本金1億円以下の会社を除外するので、多くの中小企業には課税対象にはならない(法法67①)。留保金課税は、資金繰りを円滑化するために社内留保を厚くするのを回避させるという目的ではなく、配当金という形で外部流出させ、配当金に係る課税を支払っている非同族会社と比較したときの、課税の公平性を保つための意味合いが強い。当時の政府(大蔵省)の基本路線として、課税の公平を重視したものであった。経済が右肩上がりで成長し、企業数が増加の一途をたどるなかで¹⁰、開業や設備投資の促進に力点を置いた「攻め」の施策中心となり¹¹、税制もそれに沿った施策となっていた。その当時の税制を取り巻く環境についての記述がある。

「昭和35年から36年にかけて景気(岩戸景気)はピークを迎えるとする中で、昭和35年に当時の池田内閣が「国民所得倍増計画」が策定され、高度成長政策の推進がさらに図られるようになった。この当時の税制調査会での現行の税制での問題点として指摘されていたのは、当面の問題点として、①所得税では、中小所得者の重い負担と並んで各種納税者間(個人企業と法人企業も含む)の負担不均衡が特に重視され、不均衡税制のための様々な措置が勧告された。ただし、もっとも負担が軽いと思われる資産所得者が政策目的への配慮からこの枠外におかれ、基準とされなかった。また、次いで法人課税では、企業

⁸ 法人税の税率を低減する理由として、現行では、国際間の競争力確保の理由が挙げられている。

⁹ 末永英男『法人税法会計論 第8版』(中央経済社、平成28年)140-145頁。

¹⁰ 総務省統計局『事業所企業統計調査』によると、昭和35年350万社だった中小企業数が、昭和41年調査時には4百万社を超えていた。

¹¹ 繰り返しとはなるが、「攻め」の税制とは、税制に係る施策の中で、昭和39年度改正の普通償却に加えて当該償却額の3分の1を特別償却額として計上できるようにした「中小企業用合理化機械等の特別償却制度」や、昭和43年度改正の割増償却期間を3年から5年に延長した「中小企業構造改善計画等の企業者の割増償却期間の延長」等の施策のように効果として設備投資拡大や売上拡大に寄与するような施策であり、「守り」の税制とは、に平成14年度税制改正の自社株の相続について一定の条件を満たせば自社株に係る課税価格を減じる「事業承継税制」や平成17年度税制改正の債務免除が実施された際に期限切れ欠損金の活用や資産評価損の計上を認めることで債務免除益課税を発生させないようにすることと迅速な事業再生を目的とした「企業再生税制」等の事業承継、再生支援等を目的とした税制のこととを指す。

の急成長に伴う外部資金、とりわけ借入金の依存度増大問題が重視され、企業経営基盤の強化という観点から、資本構成及び資金調達の是非を図るための措置が勧告された。その2本柱が、株式資本充実のための支払配当軽課措置と内部資金充実のための償却資産耐用年数の短縮であったが、配当課税の件は、法人税の位置づけの混乱を反映して明快さに欠けるものであった」¹²とあり、これらの記述からも「攻め」の施策及び税制が優先されていることがわかる。

第2節 中小企業基本法

1. 中小企業基本法の制定

わが国戦後の日本の中小企業政策は、昭和23年の中小企業庁の設置¹³からである。この背景には、①戦後経済の混乱の中での産業の生産力回復の担い手としての中小企業の活躍、②中小企業の「過小過多性」に伴う問題への懸念、③財閥解体や経済力集中排除法、農地解放などの「経済民主化」の潮流がある。それゆえ、この時期での中小企業対策機関の設置は、一般に「戦後民主化政策」への延長上のものという見方がされている¹⁴。

しかしながら、昭和24年実施された「ドッジライン」¹⁵により、デフレ状態は多くの中小企業の倒産を招き、社会的な問題となった。その後、朝鮮戦争の開戦による特需で一時的には経済は回復したものの長くは続かず、休戦後は、中小企業は著しい不況に陥った。

昭和30年代になると、中小企業の設備・技術の近代化への要求が高まってきた。その高まりに従って、中小企業基本法の先駆け的な施策が、中小企業近代化のための施策が数多く実施されている。例えば、昭和29年には「中小企業設備近代化補助金制」が始まられ、昭和31年には中小企業振興資金助成法と移り変わった。また、昭和29年から機械工業、繊維工業、電子工業などの振興臨時措置法が相次いで制定され、昭和35年には中小企業業種別振興臨時措置法が制定され、中小企業の近代化の先駆けとなった¹⁶。そういう中で、昭和38年に中小企業基本法（昭和38年7月20日 法律第154号）が制定された。中小企業基本法は、中小企業の戦後日本の政策の中心的な存在であり、その同法1条には次のように記している。

¹² 佐藤進・宮島洋共著『戦後税制史 第二増補版』（税務経理協会、平成2年）97-100頁。

¹³ 中小企業庁設置法（昭和23年7月2日 法律第83号）第1条では「この法律は、健全な独立の中小企業が、国民経済を健全にし、及び発達させ、経済力の集中を防止し、且つ、企業を営もうとする者に対し、公平な事業機会を確保するものであるのに鑑み、中小企業を育成し、及び発展させ、且つ、その経営向上させるに足る諸条件を確立することを目的とする」と述べ、競争促進と事業機会の確保という理念を掲げていた。

¹⁴ 三井逸友『中小企業政策と「中小企業憲章」—日欧比較の21世紀』（花伝社、平成23年）97頁。

¹⁵ ドッジラインとは、アメリカドッジ公使によって指導・実施された昭和24年、昭和25年度予算に見られる緊縮財政・超均衡予算主義をいう。昭和23年12月にGHQによって示された経済安定9原則の具体化である。総需要の圧縮によってインフレを一挙に収束し、そこから生ずる輸出余力によって国際収支を均衡させることを狙いとした。その財源を固めたのは昭和24年のシャウプ勧告になる。

¹⁶ 同上、94-100頁。

「国の中小企業に関する政策の目標は、中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利を是正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように中小企業の生産性及び取引条件が向上することを目途として、中小企業の成長発展を図り、あわせて中小企業の従事者の経済的社会的地位の向上に資することにあるものとする」。

つまり、中小企業基本法とは、大企業と中小企業の間には「不利」と「格差」が常態化するなかで、これを是正していくことが目的であった。

2. 格差是正のための施策と税制

昭和 38 年に初めて中小企業白書が発刊された。これは、同年に制定された中小企業基本法 11 条¹⁷に基づいたものである

その初版である昭和 38 年度中小企業白書の序章を引用する。

「昭和 30 年前後で戦後の復興段階を終了した日本経済は、その後新しい高度成長の過程に入り、その過程において 32~33 年及び 36~37 年の 2 度にわたり景気調整を要する事態があり、最近に至るまで急速な発展をとげた。このような高度成長は、国民経済全体としての量的な拡大をもたらしただけではなく、大きく影響する構造的な各種の条件変化を生み出すに至った。(中略) しかしながら、このような条件変化は、豊富で安い労働力への依存により低い生産性を補いながら狭い限られた市場において事業活動を行なってきた中小企業の伝統的な経済的社会的存立基盤そのものをゆるがすものであるだけに、条件変化に対する中小企業の適応は大企業の場合に比べはるかに遅れ、かつ、困難となつてゐる。そのため、現段階においては中小企業と大企業との間における生産性、企業所得等における諸格差は依然として大きく開いているとともに、中小分野においても発展と停滞の分化が明らかとなりつつあり、また、中小企業従事者の全体的な福祉水準は、その内容において大企業と比較した場合なお大きなへだたりが残されたままとなつてゐる」¹⁸。

つまり、高度成長化する日本経済において、大企業と中小企業の格差を構造的かつ長期的な性格をもつ課題であると認識した上で、その格差是正のために、中小企業基本法の政策体系に従って、総合的な政策の中で、税制も一つの施策の柱として検討されると考える。このように、企業規模が中小であることは経済的弱者であることを示すという当時の中小企業基本法の認識に従うのであれば、「中小企業税制」は、そのような経済的弱者を支援し、経済的格差を是正することを目的とした政策税制の集まりであると考えられる¹⁹。

¹⁷ 中小企業基本法 11 条 1 項に「政府は、毎年、国会に、中小企業の動向及び政府が中小企業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない」、同条 2 項「政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る中小企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない」とあり、中小企業白書を毎年国会に報告している。

¹⁸ 中小企業庁編『昭和 38 年度中小企業白書』(昭和 39 年) 1 頁。

¹⁹ 佐藤英明「「中小企業税制」の過去と現在—岐路に立つ「中小企業税制」」『税研』第 166 号(平成 24 年) 36 頁。中小企業基本法制定以降の日本経済はいざなぎ景気と呼ばれる高度経済成長期に入り、歳

昭和 38 年度の初年度発刊以降、毎年発刊される白書には頻繁に「格差」という言葉が使われている²⁰。これは、昭和 30 年以降、中小企業は比較的堅調に推移したが、企業財務の、収益等の経営面では悪化の傾向を続け、これを反映して倒産、不渡り等は増加していた。産業構造の高度化が次第に進展する中で、大企業と中小企業の発展の差が大きくなってきており、このことが製造業において、特に重化学工業部門での中小企業の比重の低下が著しく、今後はこれまでより以上の近代化、合理化が要請されるとともに、業種、業態に応じて、企業の近代化・合理化だけでなく、今後の中小企業に適した分野への特殊化、専門化、さらには適切な転換等の要請等が強くなるであろうとする中で、当時の中小企業に求められていたのは、時代に対応するための設備投資であり、政府も後押ししていた。

昭和 38 年度政府税制調査会の臨時答申の中に「中小企業の設備投資の近代化のための措置」の記述がある。税制調査会が問題提起及び検討課題として、「わが国の中小企業の実情をみると、大企業との投資格差は拡大の傾向にあり、中小企業分野における設備の近代化は著しく立ち遅れている。このため一定の重要業種に属する中小企業者が、設備近代化資金として一定の金額を積み立てた場合には、その積立金額に相当する金額を所得金額から控除し、また、積立金額から機械設備を購入した場合には、その機械購入額につき積立金取り崩し額に相当する金額の圧縮記帳を認めるべきである」²¹と提起しており、近代化設備投資のためには特別償却等施策の必要性を提案している。そして、この提案を受ける中で、同年には、固定資産の耐用年数の短縮²²や中小企業用合理化機械の固定資産税の軽減²³を打ち出して、中小企業に対し積極的な設備投資を推奨していた。更に、設備投資を促進するための税制の中心施策として昭和 38 年度から機械設備等の割増償却制度を設けた。

当制度は、中小企業近代化促進法の指定業種に属する事業を主として営む中小企業（青色申告書を提出する法人または個人で、資本の額はまたは出資の総額が 5 千万円以下、かつ、常時使用する従業員が 300 名以下）に対して事業年度終了時に保有する機械及び装置

入額が昭和 40 年は 3.8 兆円だったものが、昭和 49 年には 20.4 兆円と約 6 倍に増加し、法人税全体での収入も昭和 40 年に 8,741 億円、昭和 49 年には 5 兆 3,757 億円、資本金 200 万円以上 1,000 万円未満の中小企業数も昭和 40 年は 19 万社が、昭和 49 年には 49 万 6 千社へと増加しており（いずれも国税庁 H P）、マクロ的視点からは経済全体は成長したが、その後の中小企業白書には「格差是正」という言葉が繰り返し使用されていることから、中小企業も成長していたが、それ以上に大企業が拡大成長していくことで格差が広がっていったのではないかと分析する。

²⁰ 『昭和 38 年度中小企業白書』には、第 1 章第 2 節に「地位及び格差の背景」として、設備投資の少なさが格差の背景にあるとし、（7-8 頁）、『昭和 39 年度 中小企業白書』には、第 2 章第 1 節に「大企業と中小企業との格差」として、前年と同様に中小企業の設備投資の少なさを指摘しながら、「設備投資に対する投資水準の差およびこれによる資本装備率の差が附加価値生産性格差を形成する大きな要因となっている」と分析している（13-14 頁）等、それ以降の中小企業白書にも同様の記載がある。

²¹ 税制調査会『昭和 38 年度の税制改正に対する臨時答申及びその審議の内容と経過の説明』（昭和 37 年 12 月）50-52 頁。

²² 固定資産の耐用年数の短縮とは、固定資産の耐用年数を平均 15% 短縮するほか、残存価格を 10% から 5% へ引き下げ、さらに計上する固定資産価格を 1 万円から 3 万円に引き上げる措置を講じ、償却制度の改善を図った。

²³ 中小企業用合理化機械の固定資産税の軽減とは、合理化機械の指定を行い中小企業がこの指定機械を取得した場合には、初年度取得価格の 3 分の 1 の特別償却を適用しているが、39 年度固定資産税についても、3 年間の課税標準を 2 分の 1 に軽減する。

並びに工場用建物及びその附属設備について、指定の日から 5 年間普通償却の 3 分の 1 に相当する金額の割増償却を認めるものである。これは、当時の政府が、自己資本の充実と設備の近代化こそが、格差是正の切り札と考え、中小企業が経営の安定性を維持しつつ、急速な資本装備率の向上ないしは設備の近代化を行っていくためには、自己資本の充実を図ることが不可欠であり、多くの中小企業は、株式市場からの自己資本の調達ができず内部留保の充実がことに緊要であることを鑑み、国民経済の健全な発展に資するため生産性の向上を図ることが特に重要とみていた。

これらの税制はまさしく「攻め」の税制であり、格差是正のために、政府も積極的に設備投資等の施策を推進しており、税制が大きく後押ししている。

第 3 節 設備投資

1. 税制改正の効果

この当時大企業と中小企業の格差是正のために政府が推奨した施策は「攻め」としての、設備投資の促進であった。設備投資に着目してみる。【図表 3-1】では、中小企業基本法が制定される前後 5 年間の金融機関貸出額残高推移を、【図表 3-2】は、製造業の設備投資の推移を表している。

【図表 3-1】昭和 30 年代以降金融機関別中小企業向け貸出残高 (単位 : 10 億円)

	35 年	36 年	37 年	38 年	39 年	40 年	41 年	42 年
総計	5,056	6,116	7,365	8,931	11,158	13,048	15,900	18,768

(出典 : 昭和 43 年度中小企業白書 付表 22 を筆者が一部加工)

【図表 3-2】昭和 30 年代～昭和 40 年代の製造業の設備投資額 (単位 : 億円)

従業員 (人)	35 年	36 年	37 年	38 年	39 年	40 年	41 年	42 年
4~9 人	16	21	29	—	—	—	—	—
10~29	67	96	112	130	124	132	161	—
30~99	146	193	216	247	279	256	281	389
100 人 ～	1,032	1,463	1,497	1,373	1,643	1,530	1,411	2,116

(出典 : 昭和 43 年度中小企業白書 付表 21 頁を筆者が一部加工)

昭和 38 年は、全体として設備投資額が下がっているが、融資残高は伸びている。これは運転資金の貸出額が増えたと推測される。この頃は中小企業基本法が制定される少し前で、中小企業を取り巻く環境が厳しく、中小企業の支援の必要性が叫ばれていた時代である。通常、設備投資額と融資額には相関関係があり、設備投資額の推移は今後の景気を予想するための 1 つの先行指標である。つまり、設備投資が伸びているときは、各企業が「攻め」に転じるための準備として設備投資を行っているので、今後の景気は上昇局面になると予想される。特に昭和 39 年以降は、大企業と格差是正のためには、設備の近代化つまり設備投資が重要であるとして、税制改正などの各種施策の環境整備を行っている。

例えば、固定資産の取得を促進するための「耐用年数の短縮」がある。前述したように昭和 39 年度においては、機械設備を中心に、平均 15% 程度の耐用年数の短縮を行い、機械設備の種類も約 1,000 区分から 369 区分に整理統合し、制度の簡素化を図った。結果として、昭和 38 年から 39 年にかけて、中小企業の設備投資に関して租税特別措置法等で大企業に比較して税制面での優遇を行った。この結果、昭和 38 年度は対前年比 38.9% 増、昭和 39 年度に 14.3% 増加との高い値を示している²⁴。この現象について、すべてが税制改正の効果とは言い切れないが、少なからず、税制改正の影響は少なからずあったのではないだろうかと考える。

2. 税制改正の影響

しかしながら、【図表 3-3】にもあるように、昭和 39 年以降の倒産が急増している。倒産原因として、「他社倒産の余波」や「販売不振」等があげられるが、極端な設備投資による資金繰りの悪化等も想定される。極端な設備投資による借入金過多この傾向は以前からみられており、政府も税制調査会等で問題視していた²⁵。

²⁴ この設備投資効果は設備投資に係る税制面の優遇だけではなく、取り巻く金融情勢の変化や需要面、国外企業の動向等の影響もあると考えるが、それぞれがどの程度の影響を与えていたかは不明である。

²⁵ 佐藤・宮島・前掲注 12 の中で、「現行税制の企業課税をめぐる問題点の中で、企業の急成長とともに外部資金、とりわけ借入金への依存度増大問題が重視され、企業経営基盤の強化という観点から資本構成および資金調達の税制を図るために措置が勧告され、その 2 本柱が株式資本充実のための支払配当軽課措置と内部資金充実のための償却資産耐用年数の短縮であり、ただ資金コストをめぐる配当課税の論議は、法人税制の位置づけの混乱を反映してはなはだ明快さに欠けるものであった」とある（同 99 頁）。

【図表 3-3】 原因別企業倒産状況 (単位：件)

	昭和 35 年	36 年	37 年	38 年	39 年	40 年	41 年	42 年
他社倒産の余波	136	115	320	267	810	805	/	/
販売不振	205	99	168	282	719	1,573	/	/
売掛金回収困難	199	150	329	227	701	859	/	/
放漫経営	179	138	258	174	554	956	/	/
過少資本	111	168	181	226	349	589	/	/
その他	342	432	412	562	1,079	1,359	/	/
合 計	1,172	1,102	1,779	1,738	4,212	6,141	6,187	8,269

(出典：昭和 40 年度中小企業白書 48 頁及び昭和 42 年度中小企業白書付表 31 頁を筆者が一部加工。昭和 41 年及び 42 年については倒産理由の記載がなく、合計のみを記載)

前述したように、設備投資の増加等の影響で経済は活況を呈していたが、一方では次のような負の影響も経済に与えた。

① 設備投資の過剰

需要構造の変化及び労働力需給の逼迫などの理由による中小企業も設備投資を活発に行ってきましたが、こうした設備投資も比較的無計画に、しかも無理な借入によって拡大してきた場合もあるため、売上・受注の減少により、借入金返済、金利負担の過重に苦しむことになった。

② 企業間信用の膨張

資本蓄積力、資本調達力の弱い中小企業にとって、企業間信用に依存する度合いは強くなってくる傾向にあるが、生産能力の増大及び大企業の進出などによる販売競争の激化から、資金繰りを悪化させるような条件の悪い売掛債権を増大させたり、あるいは資金調達手段としての融資手形をお互いが振り出しあうなどしたことにより、資金繰りが非常に厳しい状況になっていった。

③ 放漫経営

中小企業を取り巻く経済環境が、近年急速に変化し、従来にもまして経営の近代化、合理化が必要とされているにも関わらず、旧態依然として経営を行い、財務、労務管理の遅れが目立ち、資金繰りの悪化や生産、販売計画にも未達成となり、倒産が増加した。

経済が成長する過程の中で、経済は新陳代謝を繰り返し、その過程の中で、多くの企業が誕生する一方では、倒産や廃業していく企業も少なくない。実際は、【図表 3-3】にある倒産理由としてあげているだけが倒産要因ではなく、様々な要因が複雑に絡み合って倒産しており、長期的かつ構造的な要因が強く影響していることが多い。しかし当時の中小

企業白書には次のような記述がある。「倒産の原因が、【図表 3-3】の諸点にあるかぎり、累増する倒産を防止するためには、需要の拡大、中小企業向け資金の拡充等近代化、高度化を行いややすい環境を整備するとともにその経営管理の近代化を通じて経営力を強化することが緊要である」²⁶。つまり、当時の政府は、中小企業に対して倒産しないためには、設備投資を行い近代化することで、経営力を強化するということを企業に促している。この結果、この時期の中小企業向けの施策の中には、更なる近代化及び設備投資を促進するために、政府系金融機関に対する中小企業向け融資枠の拡充や信用保証制度の積極的活用による貸出額の増加等の施策が多く盛り込まれ、税制に関しても、特別償却制度の実施等の設備投資に関して促進するような税制に改正されていた²⁷。

第4節 小括

大企業と中小企業の格差是正のために、中小企業基本法が制定され、その目的に従って、設備投資の促進等を柱にした「攻め」の施策や税制も打ち出されていた。全体としての経済成長は達成できた部分もあり税制が効果的に働いた部分はあったはいたが、一方では倒産件数は大きく増加し、当初の目的であった格差是正には必ずしもつながってはいなかつたのではないだろうか。格差が解消できなかった背景には、いわゆる設備投資を促進する「攻め」の施策であり、体力に劣る中小企業には限界がある施策ではあったためであると推測する。

昭和 50 年代以降、日本経済は急速な成長期から安定的成长期に入った。この時期の税制改正の背景にあったのは、財政赤字と経済のグローバル化である。拡大し続けた経済に疲れと歪みが税収不足による財政赤字として顕著になり、「攻め」中心の施策の転換の見直しが急務となった。このことは税制にも要求され、従来採用されていた減税措置や特別償却等の拡充といった「攻め」を中心とした税制は大きな変換を求められことになり、抜本的な税制改革が必要となっていました。

また、中小企業税制が企業活動にどの程度影響を与えるのかを検証するために、「設備投資」を題材にし、税制が与える効果を分析したが、融資残高や設備投資額は増加しているが、「攻め」の税制がどの程度効果があったかについては、効果の測定が難しい。

²⁶ 中小企業庁編『昭和 40 年度 中小企業白書』（昭和 41 年）51 頁。

²⁷ 木下和夫『税制調査会－戦後税制改革の軌跡－』（税務経理協会、平成 4 年）に、昭和 46 年 8 月の政府税制調査会の長期答申の記述があるので、引用する。「この長期答申の法人税に関する部分では、減価償却及び引当金についての議論が大きな比重を占めた。まず、減価償却については「耐用年数は本来、償却資産の材質、構成等によって企業間に差異があるはずものであり」、したがって「現行の短縮承認制度の方法に加えて、税法上は耐用年数をガイドライン的なものとして定め、これを標準として一定の範囲内で企業ごとの自主的選択により耐用年数の決定を認めるような方法を検討すべきである」とした。」（同 89 頁）。この引用文から、昭和 46 年以前は減価償却の特別償却（短縮承認制度）が相当数利用されており、企業の設備投資の要因となっていたことわかる。

第4章 新中小企業基本法と中小企業税制

第1節 現代の中小企業を取り巻く環境

1. 現況

【図表4-1】の統計データからもわかるように、現在は、大企業と中小企業との格差は年々広がっているが、実感としてはデータ以上に格差が存在すると考える。

【図表4-1】 法人企業の主要財務・損益状況と財務指標（中央値）

(単位：万円)

		中小企業		大企業	
		平成22年	平成25年	平成22年	平成25年
財務 損益	売上高	45,600	45,300	2,499,500	2,673,850
	総資産	58,900	58,900	2,090,700	2,314,400
	(うち人件費)	8,372	8,200	338,650	354,350
	(うち支払利息)	100	100	3,200	2,200
	従業員数(役員含む)	20	19	576	574
主要 財務 諸表	自己資本比率 (注1)	32.6	34.7	41.3	44.1
	総資本営業利益率 (注2)	1.5	1.9	3.3	3.9
	売上高経常利益率	1.6	2.3	3.0	3.8
	労働生産性(注3)	511	533	830	872
	労働装備率(注4)	470	435	770	751
	債務償還年数	12.3	10.2	4.0	3.3

(注1) 自己資本比率=自己資本／総資本

(注2) 総資本営業利益率=営業利益／総資本

(注3) 労働生産性=付加価値額(営業利益+人件費+支払利息+賃借料+租税公課)／従業員

(注4) 労働装備率=有形固定資産(建設仮勘定を除く、[(機首+期末)／2]／従業員数

(出典：平成27年度中小企業白書 付属資料15を筆者が一部加工)

わが国の中小企業・小規模事業者数は、【図表 4-2】にもあるように、中小企業庁のデータから平成 24 年で約 385 万社といわれており、中小企業が全企業数に占める割合は 99.7% と公表している。同様の調査が平成 21 年にも行われており、その時の中小企業・小規模事業者数は 420 万社であり、3 年間で約 35 万社が減少した。

【図表 4-2】 中小企業数の推移

(単位：百万社)

	平成 11 年	平成 13 年	平成 16 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 26 年
中規模企業者数	422.9	410.2	377.7	366.3	366.5	334.3	325.2
小規模企業者数	60.8	58.7	54.9	53.5	53.6	51	55.7
計	483.7	469	432.6	419.8	420.1	385.3	380.9

(出典：平成 28 年度中小企業白書 付属資料表 1 を筆者が一部修正)

一方、【図表 4-3】にもあるように、倒産件数は減少傾向にある。外部環境が悪化している中で、倒産が減少した要因は、中小企業金融円滑化法¹（平成 21 年 法律第 96 号）の影響が大きいものの、年間 1 万社以上は倒産しており、前述してきたように、企業数の減少は税収の減少に直結し、廃業率が開業率を上回る中で²、既存法人をいかに維持・再生させていくか、つまり「企業を生かす」と「企業が生き残ること」が重要となっている。

【図表 4-3】 中小企業の倒産件数

(単位：件)

	平成 14 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
総倒産件数	19,087	15,646	15,480	13,321	12,734	12,124	10,855
内、中小企業件数	13,687	15,257	15,130	13,074	12,543	11,958	10,731

(出典：平成 26 年度中小企業白書 付属統計資料 12 表)

¹ 正式名称は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」。中小企業や住宅ローンの借主が金融機関に対して返済負担の軽減を申し入れた際に、金融機関はできる限り貸付条件の変更等を行うよう努めることなどを内容とする法律。平成 20 年以降の金融危機・景気低迷による中小企業の資金繰り悪化等への対応策として、平成 21 年 12 月に当初は約 2 年間の時限立法として施行。最終期限を迎えるも中小企業の業況・資金繰りは依然として厳しい状態にあったことから、2 度にわたって延長され、平成 25 年 3 月末をもって終了した。当法では、原則として金融機関が債務者からの返済金額の減額を依頼された場合には返済金額の軽減に応じなければならないために、多額の借入金返済額で苦しんでいた企業が、当法の実施により大幅に返済金額を減らすことが出来たことで、債務者の資金繰りが安定したことにより、過大債務を理由に倒産する企業は激減したが、支払いを先伸ばししたに過ぎず本質的な改善にはつながっていないとの批判もあった。

² 『平成 28 年度中小企業白書』では、開業率 1.9%、廃業率 6.3% であり廃業率が大きく上回っている（同 24-32 頁）。

第2節 中小企業基本法の改正と税制の変化

1. 中小企業基本法の改正

前述してきたように中小企業基本法は、わが国における中小企業政策の基本を形づくっている法律であり、わが国における中小企業を検討する中では、非常に有用であると考える。大企業と中小企業の生産性の格差など、いわゆる「二重構造」を背景とする「格差是正」を政策理念とする中小企業基本法が 1963 年（昭和 38 年）に制定された³。この時期、成長が著しかった大企業と中小企業との間で格差がみられるようになり、消費者物価の上昇、若年労働者不足、国際競争力強化の必要等とならんで、中小企業を「近代化」して高度成長への適応を促進するための政策的対応がとられた。

中小企業政策審議会は、昭和 47 年 8 月の「70 年代の中小企業政策のあり方と中小企業政策の方向について」で、「高度成長過程において成長型中規模企業やベンチャー・ビジネスの創業もみられ、中小企業に対していたずらに保護的施策はすべきでない」⁴と、従来の中小企業施策の考え方である『不利是正政策理念』に基づいた主張をした。さらに、中小企業政策審議会は、昭和 55 年 7 月の「1980 年代の中小企業政策のあり方と中小企業政策の方向について」において、「中小企業を「活力ある多数」としてあるいは中間技術に対する中小企業の役割を積極的に評価しようとする中で、「不利是正政策理念」を強調した」⁵という従来の主張を変えなかった。このように、平成 11 年に中小企業基本法が改正されるまでは、中小企業政策理念は、産業構造の変化等に合わせながら、2 本の柱（不利是正政策と格差是正のための適応助成政策）を理念としていた。中小企業は経済的な弱者であり、社会的公正の実現のために政策支援を必要としていることを意味しており、その上で中小企業税制を成り立たせうるひとつの一貫した認識である⁶。つまり、中小企業基本法での税制とは、中小企業は経済的弱者であり、その政策支援のために税制を活用していたとみるとが当時は一般的であった。

平成 11 年に改正された中小企業基本法（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号、以下、「新中小企業基本法」とする）では、中小企業を「わが国の経済の基盤を形成しているもの」と定義し、同法 3 条にて、中小企業は、「新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場

³ 中小企業基本法の前文には「近時、企業間に存在する生産性、企業所得、労働賃金等の著しい格差は、中小企業の経営の安定とその従事者の生活水準の向上において大きな制約となりつつある。他方、貿易の自由化、技術革新の進展、生活様式の変化等による需給構造の変化と著しい成長に伴う労働力の供給の不足は、中小企業の経済的社会的な存立基盤を大きく変化させようとしている」とあり、格差是正が大きな課題であったことがうかがえる。

⁴ 中小企業政策審議会『70 年代の中小企業政策のあり方と中小企業政策の方向性について』（昭和 47 年 8 月）。

⁵ 中小企業政策審議会『1980 年代の中小企業政策のあり方と中小企業政策の方向について』（昭和 55 年 7 月）。

⁶ 佐藤英明「わが国における「中小企業税制」の意義と展望」『租税法研究』第 38 号（平成 22 年）71-73 頁。

における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等わが国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有する」と「多様で活力ある成長発展が図られなければならない」という基本理念を示した。

【図表 4-4】に新旧の中小企業基本法の改正部分の要点比較を行った。旧法の柱であった「格差是正」から、新法では中小企業を画一的に弱者と位置づけるのではなく「多様で活力ある独立した中小企業の育成・発展」を図るものとして、中小企業の長所である機動性と柔軟性と創造性を發揮し、日本経済のダイナミズムの源泉として、また自己実現を可能とする魅力ある雇用機会の創出の担い手として、その役割が期待された⁷。つまり、新中小企業基本法の考え方は「格差是正」から「中小企業の育成・発生」へと変化したのである。

【図表 4-4】 新旧中小企業基本法の要点比較

	中小企業基本法 (昭和 38 年)	新中小企業基本法 (平成 11 年改正)
政策理念	・格差是正	・多様で活力ある独立した中小企業者の育成、支援 →中小企業の多様性の増大 →「格差」の質的変化
政策目的	・生産性の向上 ・取引条件の向上	・経営基盤の強化 ・創業経営革新にむけて自助努力支援 ・セーフティネット
政策対象に画する視点	・企業格差の底辺構造に位置すること ・格差の是正能力の有無 格差及びその是正能力の有無は企業規模によって変化	・成長・発展を図る上で必要となる経営資源へのアクセス困難性の有無 ・経営資源へのアクセス困難性は企業規模によって変化
税制	・人的控除の引き上げ ・固定資産の耐用年数の軽減	・事業承継税制の新設 ・企業再生税制の新設 ・欠損金等の繰越期限延長

(出典：中小企業庁編『新中小企業基本法－改正の概要と逐条解説－』(同文館、平成 12 年)

23 頁を筆者が一部修正)

⁷ 川上義明「日本の中小企業政策に関する基礎的考察」『福岡大學 商學論叢』第 56 卷第 1 号（平成 23 年）1-17 頁。

2. 税制への影響

新中小企業基本法への改正時に、佐藤教授は中小企業税制にも次の 2 つの点で大きな影響を与えるのではないかと指摘していた⁸。

第 1 に、中小企業税制に求められる役割も「経済的格差解消を目指す弱者支援」から競争条件の公平の実現を目指した「経営資源へのアクセスの支援」へと変更しなければならない。これに伴い、既存の中小企業税制が新たな政策目的に適合的な内容であるかということが、目的と手段の両方の観点から、再検討される必要がある。さらに、新たな政策目的に対応した、新たな政策税制が提案され、実現されていくことが、新中小企業基本法を基礎とした中小企業税制には必要となる。

第 2 に、中小企業税制が多様な中小企業と向き合わなければならないことである。以前のように、中小企業が一律の性質を有しているとすれば、簡単に言えば、「中小企業は○○○である。」言いやすいということである。したがって、「○○○」を真のターゲットとした政策税制は、「中小」という企業の規模を要件として（たとえば、「資本金 1 億円以下の企業」というような決め方で）規定することが可能であったと言える。これに対して、中小企業が多様化しているということは、「中小企業は○○○である。」と一律に断言しにくい状況である、ということを意味する。そこで「○○○」を真のターゲットとした政策税制は、単に企業の規模だけでなく。さらに、要件を加えて、適切に税制の適用対象を選び出さねばならないと考えられる。このことは、逆に、中小企業に関する具体的な政策目標ごとに、異なる切り口で、その政策税制の目的となる「中小企業」を選び出す可能性と必要性をも示唆している。例えば、「セーフティネット」⁹を利用しつつ、市場からの退出を促すべき「中小企業」に向けた施策も検討できる¹⁰。

この中で着目すべきは、多様性と市場からの退出を促すべき施策を検討できるとしている点である。今まででは、格差是正の観点から「攻め」中心の施策を行ってきたが、新法の下では企業が退出するといったことを想定した「守り」の税制にも注目しており、中小企業基本法が改正されたことで、企業規模や格差だけに注目するではなく、企業が設立してから解散するまでの企業の成長過程（プロセス）、あるいは再生、事業承継等に焦点をあており、それを多様性という言葉で表現していると考える。よって、当然にそれに対応する政策や税制の必要性も検討されてくるべきである。

⁸ 佐藤英明 「「中小企業税制」の過去と現在—岐路に立つ「中小企業税制」」『税研』第 166 号（平成 24 年）37 頁。

⁹ セーフティネットとは、ここでは社会的セーフティネットを指し、取引先の破綻等で事業の継続に支障をきたす事象が生じた場合に、一定の支援を受けることができる公的な支援制度。具体的には、信用保証協会制度を利用したセーフティネット保証融資等がある。

¹⁰ 同上、37 頁。

3. 「守り」の税制への変化

新中小企業基本法のスタンスの変化によって、税制にも変化が見られたのではないだろうか。税制は敏感にその時代の環境や施策を反映する。税制をみれば当時の時代背景等も見えてくる中で、税制はどう変化したのだろうか。

【図表 4-5】 平成 11 年以降 5 年間の主な中小企業向け税制改正

	改正項目	具体的内容
平成 11 年	<ul style="list-style-type: none"> ・所得 8,000 千円以下の部分の法人税の税率の変更 ・個人事業主の事業承継の円滑化 小規模宅地の特定事業用宅地の適用部分面積の増加 	<ul style="list-style-type: none"> (旧) 25% → (新) 22% (旧) 200 m² → (新) 330 m²
平成 12 年	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジェル税制の拡充 (注 1) ・同族会社の留保金課税の特例 ・中小事業者の事業承継の円滑化 (注 2) ・青色申告特別控除額の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・(所得税、新設) ・(法人税、新設) ・(相続税、新設) (旧) 45 万 → (新) 55 万
平成 13 年	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模宅地の適用部分面積の増加 特定事業用宅地 特定居住用宅地 	<ul style="list-style-type: none"> (旧) 330 m² → (新) 400 m² (旧) 200 m² → (新) 240 m²
平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者の事業承継の円滑化 ・交際費課税における中小企業の定額控除額の引き上げ 資本金 1 千万円超 5 千万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> (相続税、新設) (旧) 300 万円 → (新) 400 万円
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度の創設 ・中小企業再生円滑化税制 (注 3) 	<ul style="list-style-type: none"> (法人税、新設) (所得税、新設)

(注 1) エンジェルとは個人投資家を指す。ここでのエンジェル税制とは、一定の要件を満たすベンチャー企業（特定中小会社）の株式を取得した個人投資家が、当該株式の譲渡等をすることによって、①利益が生じた場合には、当該利益を 4 分の 1 に圧縮ができる、②損失が生じた場合は、当該損失を 3 年間にわたって繰越ができる課税の特例制度のことをいう

(注 2) 平成 13 年中小企業庁に事業承継・第二創業研究会が設けられ、法人企業の事業承継の円滑化についての法的措置として特定同族会社株式の課税特例が実現し、新事業承継税制の先駆となった。

(注 3) 所得税法 64 条第 2 項の運用規定の見直しを指す。経営の苦しくなった会社の債務について、経営者がその債務に係る個人保証債務を履行するために、資産を譲渡した場合における保証債務を履行するための資産の譲渡があった場合の求償権がある時の所得計算の特例についてその運用基準を明確にした。

中小企業基本法施行時には、経済は右肩上がりの成長期であり、設備投資に係る特別償却や税額控除を主とした、売上や利益が増加したことでメリットを受けることができる「攻め」の税制が中心であったが、経済がバブル経済崩壊後の成熟期から停滞期入ったことで、中小企業を取り巻く環境が大きく変わり、政府の施策も大きく変化する中で、「企業をいかに継続させていくか」と「会社が生き残るためにはどうしたらよいか」といった「守り」の施策が注目されるようになり、「守り」の税制も整備されるようになった。

筆者は、【図表4-5】では、生き残るための「平成15年の中小企業再生円滑化税制」であり、事業を継続してくための「平成11年の個人事業主の事業承継の円滑化」や「平成12年の中小企業者の事業円滑化税制」が該当するのではないかと考える。

中小企業を取り巻く税制は大きく変化し、その中で前述してきたような「守り」の税制が整備される中で、特に、平成15年の中小企業再生円滑化税制に端を発した中小企業の再生に係る税制が注目されるようにされ、脚光をあびることになった。

「攻め」中心であった時代の税制は、格差是正を目的に、「いかに売上高や利益を増加させて、大企業に追いつくか」が優先事項であり、そのためには特別償却制度や税率軽減が税制の中心の施策であった。しかし、成熟経済化において、今までのような急激な経済成長が期待できないなかで、売上高や利益が増加しないことを前提した経営が求められるようになってきた。つまり、経費削減が経営戦略の大きな柱となっていました。

第3節 設備投資

前章にて、中小企業基本法制定時前後の経済成長期の設備投資について分析した。新中小企業基本法制定時前後の、経済の成熟期及び停滞期において、設備投資はどのように変化していったのであろうか。【図表4-6】では貸金残高も横ばいであり、【図表4-7】でも設備投資額も減少傾向である。近年は設備投資につながる大幅な税制改正は行われておらず、景気も低迷していたこともあり、設備投資額は大きく増加していない。

税制の動きとしては、平成15年度税制改正の「中小企業の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度の創設」は影響が大きかったのではないだろうかと考える。これは、中小企業者等が取得価格30万円未満の減価償却資産を取得した場合に全額損金算入できる制度であり、1設備あたりの金額は大きくなないが、全額損金算入できるメリットは大きいが、【図表4-6】では、平成15年以降の貸出金は大きくは残高を変えていない。

理由として、筆者は2つ考える。1つは、税制が与えたインパクトが弱かったというよりも、平成13年(2001年)9月にアメリカで発生したテロ発生に端を発した世界同時不況の真っ只中で、各企業が設備投資に対して手控え感があつたためではないだろうか。設備投資は先行指標であり、経済状況に左右される面が大きい部分もあるためである。

もう1つは、1設備あたりの取得価格が30万円未満であることから、中小企業者等も金

融機関に対し融資を申し込む金額までもなく、結果として融資額は増加しなかったのではないかと思う。

いずれにしても、減価償却費を活用した「攻め」の税制も、効果としては、景気を考慮しても、効果は小さくなっていると推測する。特に即効性の強い施策（例えば、設備投資の全額損金算入）であれば、初年度は驚愕するような金額の設備投資が起こるであろうが、次年度以降は初年度を上回ることもなくなり、逆に他の「攻め」の税制に係る施策が落ち込み、全体でみた効果は変わらなくなる可能性も否定はできない。これが「攻め」の税制の怖さではないかと考える。

【図表 4-6】 金融機関別中小企業向け貸出残高推移

The diagram shows a rectangular box labeled "中小企業基本法改正" (Small and Medium Enterprise Basic Law Revision) at the top. A diagonal line points from the bottom-left corner of this box down to the first row of the table below. To the right of the table, the text "(単位：兆円)" (Unit: 10 billion yen) is written.

年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
中小企業向け総貸出残高	355.3	344.9	324.6	324.8	302.9	279.3	260.3	256.7	255.4	263.8
年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
中小企業向け総貸出残高	259.3	257.7	248.3	248.3	245.6	243.6	247.2	251.7	258.4	263.8

(出典：平成 28 年度中小企業白書 付属資料 13 表を筆者が一部修正)

【図表 4-7】 製造業設備投資額推移

従業者規模	年	上段: 実額(単位:十億円)、下段:構成比(単位: %)									
		平成11年	平成13年	平成15年	平成17年	平成19年	平成21年	平成23年	平成24年	平成25年	
30～299人	4,280	4,524	3,520	4,327	5,094	4,019	3,082	3,775	3,750		
	38.6	38.2	39.5	36.9	36.3	38.5	39.6	40.8	44.7		
300人以上	6,809	7,322	5,398	7,401	8,926	6,410	4,708	5,473	4,634		
	61.4	61.8	60.5	63.1	63.7	61.5	60.4	59.2	55.3		
合計	11,089	11,845	8,918	11,728	14,020	10,428	7,790	9,248	8,384		
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

(出典：平成 28 年度中小企業白書 付属資料 9 表を筆者が一部修正)

第 4 節 小括

中小企業基本法が新中小企業基本法へ変遷したなかで、中小企業向けの税制がどのように変化してきたのかについて検討してきた。改正現在の中小企業を支援する税制は従来のような設備投資を促進する「攻め」ではなく、事業承継税制や企業再生税制といった「守

り」の意味合いが強くなってきた。

「守り」の税制に分類されるものには、納税の猶予や事業承継税制等の即効性のある税制は少ない。つまり、「攻め」の税制のように爆発力はないものの、持続性や将来性は期待できるものもあり、長い期間で考えていくべき、経済活性化に寄与できる。「守り」の税制の充実・活性化こそ、現行のような成熟経済化における経済活性化の鍵ではないだろうか。この点について、次章以降でもう少し掘り下げていく。

また、中小企業基本法の変遷に着目して、税制が設備投資という企業施策にどのように影響を与えるかについて分析した。設備投資は先行指標であり、経済状況に左右される面が大きいながらも、時間が経つと、減価償却費を活用した「攻め」の税制も効果は小さくなる。傾向として「攻め」による税制の効果は初回が一番大きく、次回以降は漸減する中でマンネリ化を引き起こしてしまい、次第には、ほとんど効果がわからなくなってしまう。

よって、設備投資を促進させるような減価償却費の税制については一定の効果はあったのではないだろうかと多少強引ではあるが結論づけた。当結論については、中小企業を取り巻く経済環境の影響や論証不足が否めないながらも、これら論証不足の点については、今後の研究課題としたい。

第5章 企業再生税制の現状の課題と対応策

当章では企業再生税制に着目する。企業再生税制は、経済団体や実務家等の声が大きかったことも導入要因の一つと言われている¹。企業再生税制とはどのような税制で、どういった経緯から誕生したのかについても取り上げる。そして、当税制のメリットやデメリットを整理していくながら、その後に何度か改正されていく過程で、その効果等について、企業再生税制の現状の課題と対応策を合わせて考えていく。

第1節 企業再生税制制定前の企業再生に係る税制

企業を再生させるためには、財務面や労務面等の多角面からの検討が必要となってくるが、税法の壁が大きく立ちはだかっている。高橋教授も「企業が倒産あるいはそれに近い状態になった時に、再生を目指す場合に、重要な事項となるのが租税である」²とし、租税の重要性を強調している。前述してきたように、新中小企業基本法改正後は企業再生税制等の「守り」の税制が注目されてきた。当節では、平成17年税制改正で整備された企業再生税制が導入される前には再生に関してどのような税制があったのだろうか。それら税制について整理していく。

1. 企業再生税制制定前の法人税の取扱い

再生税制の中で重要な点としては資産の評価損益及び期限切れ欠損金に係る法人税法上の取扱いである。企業再生税制制定前の法人税法上の規定については、次のとおりである。

① 資産の評価益の取扱い（法法25）

内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価格を増額した場合には、その増額した部分の金額は益金の額に算入されない。ただし、一定の場合には、評価益の計上も認められており、例えば会社更生法の規定による更生手続開始決定に伴つて行う評価換えの場合には、その計上が認められている。

② 資産の評価損の取扱い（法法33、法令68、法基通9-1-5）

内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価格を減額した場合には、その減額した部分の金額は損金の額に算入されない。内国法人の有する資産（預金、貸付金、売掛金、その他の債権を除く）につき、会社更生法の規定による更生手続開始

¹ 早期事業再生研究会『早期事業再生研究会報告書』（平成15年）3-10頁。

² 高橋祐介「企業再生と債務免除益課税」『総合税制研究』12号（平成16年）162頁。

の決定等が生じたことにより、当該資産の時価が帳簿価格を下回ることとなった場合において、その内国法人が損金経理によりその帳簿価格を減額した時は、その減額した部分の金額のうち、当該資産と帳簿価格と事業年度終了時の時価との差額に達するまでの金額は損金の額に算入することになっている。民事再生法を活用した場合には、会社更生法に「準ずる特別の事実」と規定されており、具体的には法人税基本通達に規定があるが、会社更生法が4種類の評価損計上ができる旨の規定を置いているのに対し、民事再生法は有価証券及び繰延資産の2種類の評価損計上が可能であると思われる³。

③ 期限切れ欠損金の損金算入（法法59、法令117、法令118）

内国法人について民事再生法の開始決定があった場合又は合理的な私的整理を行う場合に、債務者から債務免除を受ける場合には、次のうち最も少いものの金額相当分の期限切れ欠損金を損金の額に算入できる。

- ⑦ 債務免除益の合計額。
- ① 適用年度のこの制度適用前の所得金額。
- ⑦ 適用年度末における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額－適用年度の青色欠損金の損金算入額。

会社更生法の場合には、法人税法上の特例として、その更生手続によって生ずる債務免除益（財産の評価替えによる益金も含む）は、欠損金額の範囲内で益金の額に算入しない取扱いとなっているため、実質的に期限切れ欠損金に算入するのと同じ効果となる⁴。

また、損金に算入する欠損金の適用順序は、民事再生法や合理的な私的整理の場合には、青色欠損金を先に使用するのに対し、会社更生法の場合には、期限切れ欠損金を先に使用することができる。まとめると、【図表5-1】及び【図表5-2】となる。

中小企業再生支援協議会の案件となる私的整理については、国税庁の見解として、期限切れ欠損金額の控除（損金算入）のみが認められ、①の資産評価損の損金算入の取扱いは認められていなかった。したがってバブル期において、金融機関借入により不動産等を取得し、その後バブル崩壊後にその不動産等の時価が著しく下落して大幅な含み損を抱えてしまい、実質債務超過状態となってしまった企業が、私的整理により大幅な債務免除を受けても、このような不動産を実際に売却しなければ、損失が計上できずに課税される状況であった。

また、同様な状況は民事再生手続でも同様だったが、再生時の債務免除益の課税は、上記規定を利用して、青色繰越欠損金額や期限切れ欠損金額を控除して、課税されなくても

³ 横林一典「企業再生の円滑化を図るための措置」『税理』第48巻4号(平成17年)76-77頁。

⁴ 同上、78頁。

翌期からは、所得金額が生じれば課税負担が生じることになり、再生の妨げとなっていた⁵。

【図表 5-1】 再生手法ごとの資産の評価損益の取扱い

	会社更生法	民事再生法	私的整理
資産評価益	益金算入	益金不算入	益金不算入
損金算入の適用の可否	適用あり	適用あり	適用なし（注 1）
対象資産	棚卸資産	棚卸資産	—
	有価証券	固定資産	
	固定資産	有価証券	
	繰延資産	繰延資産	
評価損の根拠規定	法令 68	法基通 9-1-5 法基通 9-1-16	

（出典：博林一典「企業再生の円滑化を図るための措置」『税理』第 48 卷 4 号 77 頁を筆者が一部改訂）。

【図表 5-2】 再生手法ごとの期限切れ欠損金の損金算入の取扱い

	会社更生法	民事再生法	私的整理
期限切れ欠損金の損金算入	適用あり	適用あり	適用あり
青色欠損金と期限切れ欠損金の適用順序	期限切れ欠損金 ↓ 青色欠損金	青色欠損金 ↓ 期限切れ欠損金	青色欠損金 ↓ 期限切れ欠損金
損金算入の根拠規定	会社更生法 232③	法令 117③	法令 117④ 法基通 12-3-1 (3)

（注 1） 私的整理の場合に評価損の計上できないのであるが、国税庁は平成 15 年 4 月 17 日付で、経済産業省からの照会に対する文書回答として、「産業活力再生特別措置法において債権放棄を含む計画が認定された場合の資産評価損の取扱について」を公表しており、この場合には限っては私的整理であっても資産の評価損の計上はすることができる旨の回答をしている。

（出典：博林一典「企業再生の円滑化を図るための措置」『税理』第 48 卷 4 号 78 頁を筆者が一部改訂）。

2. 各団体からの企業再生税制制定への要望

日本経済団体連合会が平成 13 年 5 月に公表した「近い将来の税制改革についての意見一

⁵ なにわ再生執筆プロジェクトチーム『なにわの中小企業再生の現場から』（きんざい、平成 18 年）174-175 頁。

政府税制調査会中期答申取りまとめに向けてー」の中で、「早期企業再生のための税制措置」と題し、「会社更生法、民事再生法等の法的整理と私的整理との間における税制上の取扱いの違いが、迅速な再生に着手することを遅らさせることのないように」と提言があった⁶。

さらに、企業再生実務の多様化、倒産法等の改正の動き等も背景に、企業再生にかかる税務についても、企業再生を支援する観点から改正の声が強くなり、例えば、企業再生研究機構が、平成15年に企業再生に関わる税制改正の要望書として、主な点として次の点を要望していた。

① 固定資産評価損の損金算入の拡大

会社更生法では法人税法施行令68条で損金算入が認められており、その場合の財産評価額は会社更生法施行規則1条で商法上の資産評価規定に組み込まれており、この金額の評定損が計算される。民事再生法では損金算入されているが、財産評定額は、民事再生計画の適法性担保の検証のために行われるもので、商法上の資産評価規定とは連動しておらず、従ってこの財産評定額を基礎にした評価損につき直ちに損金算入が認められるかについては、法制度が未整備の状況下で疑問が残る。しかし、既にガイドライン等が整備されていた私的整理ではこれを認める根拠規定がなく、合理的な私的整理の場合にも、固定資産の評価損の損金算入を認めることを切望している。

② 期限切れ欠損金の優先利用の拡大

会社更生法では、資産の評価益及び債務免除益について期限切れ繰越欠損金から優先利用することが認められている（会更232③）。民事再生法や私的整理ガイドラインにおいては、私財提供益及び債務免除益について、まず既存の青色欠損金から利用しそれで不足する場合にのみ期限切れ繰越欠損金を利用できるとされている⁷。そこで、民事再生法や私的整理ガイドラインが適用される場合においても、会社更生法と同様に、期限切れ繰越欠損金からの優先利用できることを要望した⁸。これは、前述してきたように期限切れ欠損金から優先利用できずに、青色欠損金から利用することになれば、企業が再生して利益を計上できるようになった時に、すでに青色欠損金を使い切ってしまっていれば、法人税を支払わなければならないようになるためである。

バブル崩壊以後、日本経済が立ち直りの兆しを見せない中で、政府も企業再生に向けての法的な整備を行っていった。特に、倒産法制及び税制については、相次ぐ大型企業倒産やそれに伴う不良債権の拡大等により、適用範囲の拡大や問題点への対応を繰り返した。

企業再生における税制上の問題点は、債務免除益課税への対応であった。再生計画を作成する中で、全額の債権放棄や債権の一部免除が必要になる、あるいは経営者からの私財

⁶ 日本経済団体連合会『近い将来の税制改革』についての意見—政府税制調査会中期答申取りまとめに向けてー』（平成13年）6頁。

（<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2003/052/honbun.html#part1>）。

⁷ 法人税法施行令117条、平成13年9月26日付国税庁課税部長回答資料。

⁸ 岡正晶「企業再生と税務」『税研』第114号（平成6年）15-16頁。

提供が必要となる場合において、これらによる利益は法人税法上の課税所得を構成することになるが、債権放棄に係る債務免除益や私財提供に係る利益は、直接的に資金が増加したことによる利益ではなく、いわゆる目にみえない利益であり、これらの金額が多額の場合には、大きく利益として計上されることで、再生に関して大きな障害となってしまう。よって、債務免除益に関してこれらの債務免除益を回避することが不可欠となる。また、法的整理等の手続でなければ、活用できる税制上の特典が少ないことも問題点である。

第2節 企業再生税制

1. 平成17年度税制改正

景気が低迷する中で、企業再生の重要性が以前にも増して高まる中で、平成15年度の平成17年度の税制改正において、次のような改正が行われた。

① 民事再生等の場合の資産の評価損益損益の計上と期限切れ欠損金の優先控除

民事再生法の更生計画認可の決定等又はこれに準ずる再建計画（適正な資産評定に基づく貸借対照表を基礎として債務免除額を定められていること等一定の要件を満たすものに限る。）の合意があった場合に、債務者である法人について、次の措置が一體的に講じられた（法法25③、法法33③、59②）。

⑦ 資産の評価損及び評価益の計上を行うことができる

① 上記⑦の適用を受ける場合には、繰越欠損金のうち青色欠損金等以外の欠損金を優先して控除（債務免除益等の額を限度）をする

② 会社更生法の更生手続開始の決定があった場合の繰越欠損金の損金算入

会社更生法に規定されていた更生手続開始の決定があった場合の繰越欠損金の損金算入制度が法人税法上規定された（法法59①、法令116③④）⁹。

平成17年度税制改正において、民事再生法を適用する場合は、会社更生法の場合と同じように資産の評価損及び評価益を計上する場合には、繰越欠損金の取扱いに関しても、会社更生法の場合と同じく、期限切れ欠損金を優先して利用することができるようになった（【図表5-3】参照）。

法人税法のスタンスとして、再建型の法的整理手続である会社更生法と民事再生法との取扱いの差を無くして、一定の私的整理手続きも同じ取扱いをしたということで画期的な改正であった。当改正については、景気低迷が続く中で、産業界の声に答える形で経済産業省の力も働いていたものと考える。改正の効果としては、次の点を期待できる。

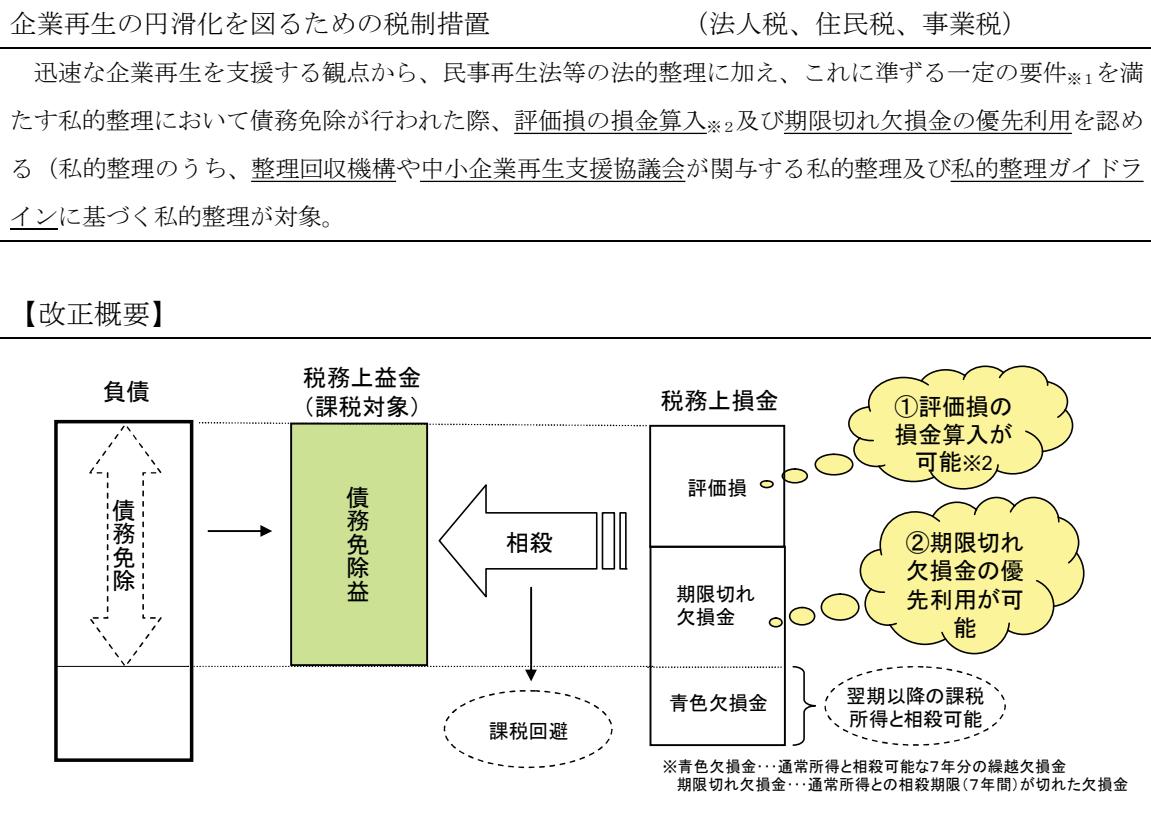
① 債務免除益への課税回避。

② 資産売却による損の実現を待たずとも評価損の計上ができ、迅速な事業再生が可能。

⁹ 小原一博「改正法人税法等」『税理』48巻9号（平成17年）226-228頁。

- ③ 再建期間中に発生する所得と相殺可能な青色欠損金を温存することで、再建期間中の課税負担を抑え、早期の事業再生が可能。

【図表 5-3】平成 17 年税制改正の概要図



※1 「一定の要件」とは以下のようになる見込み。

- ①一般に公表された債務処理の準則に従って計画が策定されていること
- ②適正な資産評価が行われ、その評価に基づく貸借対照表が作成されていること
- ③④で作成した貸借対照表に基づき債務免除額が決定されていること
- ④2以上の金融機関による債権放棄が行われていること（整理回収機構は単独放棄でも可）
- （①～③については第三者機関等の認証を得ているものに限る）

※2 評価益がある場合には併せて計上し益金算入。

（出典：経済産業省「平成 17 年度 経済産業省関係の税制改正について」を筆者が一部改訂）

（http://www.meti.go.jp/policy/newmiti/image/2006/web_1/sousetsu04.htm）

平成 17 年度改正による企業再生税制に期待される「効果」について、各項目ごとに掘り下げて検証していく。

① 債務免除益への課税を回避することが可能

私的整理であっても一定の要件の下で実施されるものについては評価損益を計上できることと過去 7 年間以前¹⁰の期限切れ欠損金の使用を優先的に認めることをいわばセットの形で適用し、債務免除益から生ずる税負担の軽減を図ることできる。

しかし、私的整理においては、原則として資産の評価損の計上は認められていないので、現実的には資産価値が毀損している場合においても、税務上の帳簿価格は据置されている。一方では、再建計画における債権のカット額は、債務者の資産価値が毀損している場合には、それを織り込んで決定される。そのため、債務者の資産価値が毀損している部分に対応する債権のカット額は、債務免除益として課税されるという不都合が生じることになる。

また、現実的に事例が多いとは思わないが、債務免除益課税を回避するために（一般に課税所得が発生するような支援は合理的に疑問が生じるとの側面もある。）、本来必要とされる額に満たない債権のカットに止める再建計画もあり、税の取扱いにより再建計画が歪められる、との指摘もあった¹¹。

② 資産売却による損の実現を待たずとも評価損の計上が出来るため、迅速な事業再生が可能

資産の評価損が認められないのであれば、債務免除益課税回避のため、含み損を有する資産を売却することで実現の売却損を計上する方法が一般的であった。通常、ここでの資産は土地、建物等の不動産を指す場合が大半で、結果として売却することで当該企業は土地や建物等の事業継続において必要な設備を失うことになり、再生を害する面も考えられる。それが故に、当該企業から完全に切り離すことができず、売却した資産のセール・アンド・リースバック取引¹²や関連会社への譲渡など、税務リスクが残る形での譲渡を余儀なくされていた点も無視できない¹³。

③ 再建期間中に発生する所得と相殺可能な青色欠損金を温存することで、再建期間中の課税負担を抑え、早期の事業再生が可能

相殺する適用順序のことであり、期限切れ欠損金を先に活用することは、翌期以降に黒字化になった場合に、課税所得の発生を防ぐことができる。

¹⁰ 7 年間は当時の税法改正時の期間であり、現在は 10 年間に税法改正が行われている。

¹¹ 横林・前掲注 3、80 頁。

¹² セール・アンド・リースバック取引とは、所有する物件を貸し手に売却し、貸し手から当該物件のリース受けるリース取引。

¹³ 横林・前掲注 3、80 頁。

【図表 5-4】税制改正前の繰越欠損金の活用方法（青色欠損金が優先）

(単位：万円)

	所得	債務免除益	欠損金		課税所得	翌期繰越欠損金	
			青色欠損金	期限切れ欠損金		青色欠損金	期限切れ欠損金
当期	0	1,000	500	800	0	0	300
翌期	300	—	0	200	300	0	200

※改正前税法では、翌期において期限切れ欠損金は利用できない

計算式： 300 万円×30%(平成 16 年法人税率)=90 万円

【図表 5-5】税制改正後の繰越欠損金の活用方法（期限切れ欠損金が優先）

(単位：万円)

	所得	債務免除益	欠損金		課税所得	翌期繰越欠損金	
			青色欠損金	期限切れ欠損金		青色欠損金	期限切れ欠損金
当期	0	1,000	500	800	0	300	0
翌期	300	—	300	0	0	0	0

※改正後税法では、

計算式： 0 万円×30%(平成 16 年法人税率)=0 万円

繰越欠損金の適用順序が変更になれば、翌期以降の税負担が大きく変わってくる。特に、企業再生税制を活用して再生を取り組もうとする企業であり、財務基盤が脆弱であることが予想されるのであるが、翌期以降の課税を極力回避することで、資金的余裕も生まれてくる。留意点として懸念されるのが、評価益を計上する点である。現実的には、こういった再生を目指す企業は含み益のある資産を数多く保有しているとは考えにくいが、しかしながら、当該企業が老舗企業であり、先祖代々の不動産を数多く保有している場合には、評価損ではなく、評価益を計上することになり、債務免除益が課税される場合があるのでないかということを懸念する。こういった企業の場合には、評価損のみを計上し期限切れ欠損金の優先適用を受けない方が有利となる可能性があるので¹⁴、活用する際には留意しなければならない。

また、「私的整理の範囲」をどの程度まで認めるのかという点である。今回の改正で私的

¹⁴ 前山亮太郎「法的整理」『税務弘報』第 53 卷 8 号（平成 17 年）27 頁。

整理は法的整理である民事再生法等に準ずる等の一定の要件を満たすものとなった。これは、主に大企業の私的整理を視野に入れた改正であり、私的整理の場合の要件として 2 行以上の金融機関による債務免除、専門家 3 人以上の関与等の厳しい要件が課せられている。したがって、特に中小企業・地方の再生案件においては要件がかなり厳格であるほか、前提として計上でき得る評価損の対象となる資産が限定されること、期限切れ欠損金が十分に無く、さらに要件を充足したとしてもメリットに乏しいという実態も見受けられた¹⁵。

「私的整理」の範囲という点では、法人税法基本通達 9-4-2 の「子会社等を再建する場合の無利息貸し付け」を参考にする。当通達には、再生支援と寄付金課税についての通達であり、当通達にある「支援者」「合理的な再生計画」等は、前述した「私的整理」の範囲よりも広く解釈されており¹⁶、実務の現場では、債務者が私的整理を望む声も少なくなく、私的整理の範囲の拡大が課題となるであろう。

2. 平成 21 年度税制改正

企業再生に係る税制改正については、平成 17 年度税制改正においても行われたが、どちらかといえば大企業向けの税制改正的なニアンスが強かった。また、税制上のメリットを受ける点では、要件規定が大変に厳格であり、中小企業には活用しづらいのではないかという声が多く聞かれていた¹⁷。よって、平成 21 年度改正においては、中小企業でも活用できるように主に次の点において改正が行われた。

- ① 中小企業再生（有利子負債が 10 億円未満）の場合には、専門家関与人数を従来の 3 人から 2 人に引き下げ、また評価損対象資産についても従来の 1,000 万円以下から 100 万円以下に引き下げたこと。
- ② 中小企業等（期末の出資金又は資本金が 1 億円以下の普通法人等）については、欠損金の繰り戻し還付制度の適用を受けることが出来るようになったこと。
- ③ 2 行以上の金融機関等からの債務免除要件については、その債務免除の当事者に地方公共団体が追加、債務免除の範囲に D E S¹⁸による債務免除益が加えられ、また、企業再生支援機構が関与した私的整理を適用範囲に加えたこと。

平成 21 年度改正により比較的中小企業にも活用できるようにしたが、まだ適用要件とし

¹⁵ 経営研究調査会「事業再生実務と公認会計士の役割について」『経営研究調査会研究報告』第 47 号（平成 24 年）103 頁。

¹⁶ 渡辺淑夫・山本清次『法人税法基本通達の問題点』（ぎょうせい、平成 21 年）582—593 頁。

¹⁷ 当時の再生支援協議会の再生案件では、事業再生税制を活用したスキームよりも、第 2 会社方式を活用したスキームの件数が多かった。

¹⁸ デット・デット・エクイティ（Debt Equity Swap）の略で、Debt（債務）と Equity（株式）を Swap（交換）すること、すなわち「債務の株式化」のことをいう。通常、経営不振や過剰債務などに苦しむ企業の再建支援策の一つとして用いられており、債権を保有する金融機関等が融資（貸出金）の一部を現物出資する形で株式を取得することが多い。これによって、債務超過の状況を解消させたり、利払いや元本返済が必要な有利子負債を削減させたりすることができる再生手法の 1 つで、次章にて詳細に取り上げる。

ては厳しいものがあり、特に私的整理等を活用した場合のハードルが高いこと等より、中小企業が活用はするには厳しいものとなっている。

3. 平成 25 年度税制改正

平成 21 年度税制改正に関連して、企業再生税制も見直しがされた。しかしながら、同制度の活用事例は少なく、「同制度は利用しづらい」との声も多く聞かれた。

例えば、経営者が、自ら経営する企業の債権のために私財提供したとしても、経営者自身に利得がないにも関わらず、当該資産の評価が取得原価を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、当該経営者に所得税が課される場合も散見されるのに対して、他方では経営者が保証債務の履行として金融機関に対して直接行う私財提供については、譲渡益が非課税であるという、債務返済という実質的な結果は同じであるのだが、一方では譲渡益課税され、他方は非課税であるという矛盾が生じていた。

よって、平成 25 年度税制改正にて、【図表 5-6】でも説明しているように、「合理的な再生計画」¹⁹に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供については、金融機関が行う場合と同様に、譲渡所得を非課税となった。改正の背景には、経営者が自ら経営する企業の再建のために私財提供したとしても、経営者自身に利得がないにもかかわらず、当該資産の評価が取得価格を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税（みなし譲渡益課税）が課せられるため、中小企業者の再生を妨げるケースがあるとの指摘があつたためである。

他の改正点として、企業再生税制が適用される場合であっても、評価損の金額が少額（1,000 万円未満（有利子負債 10 億円未満の企業は 100 万円未満））の資産については、評価損の損金算入が認められていない。しかしながら、再生計画の作成する中で、少額資産を含めて広く資産評価を実施する事例が増加しており、現状と合わなくなっている部分があつた。実際問題として、資産評価の結果、評価損があるにも関わらず、損金算入が認められないために、債務免除益に課税されるケースもあつた。そこで、当改正において、企業再生税制が適用される場面においては、少額資産についても資産評価が行われている場合においては、資産に係る評価損の計上を認めることとした。

また、再生企業等が金融機関等から債権放棄を受ける場合には、「2 以上の金融機関による債権放棄」が行われる場合等に限定されていた。しかし、実際の再生の現場においては、再生ファンド等を活用して、金融機関から債権を買い取る場合も少なくなく、そういう場合には従来の企業再生税制が活用できないこともあつた。この点も、平成 25 年度改正において、金融庁長官及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンド（特定投資事業有限責任組合契約）による債権放棄についても、認められることになった。

これら企業再生税制の改正が進む中で、再生への環境整備は進んでいったといえるが、

¹⁹ 合理的な再生計画とは、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、震災支援機構等の準則に則り作成された計画をいう。

特にこれら改正の中で、「経営者の私財提供に係る特例」のインパクトは大きかったのではないかだろうか。中小企業の場合、所有と経営が分離していないことから、再生企業の融資の保証人となっている場合が多い。よって、再生企業の業況が悪化すれば、経営者自らの預金を切り崩して返済をしているのが実態であるが、当改正前は譲渡所得が課税されており、再生にむけて明らかに妨げとなっていた。本件改正により条件付きではあるが経営者の私財提供は非課税となったことは評価できるが、「合理的な再生計画」の必要性等の条件緩和に期待する。

【図表 5-6】 経営者の私財提供に係る特例

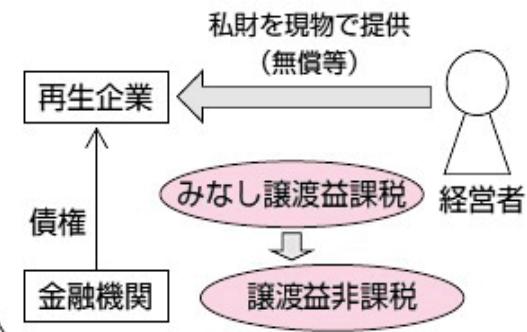
【改正内容】

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業資産の私財提供について、以下の要件の下、譲渡所得を非課税となる特例を創設。

- ① その個人が、再生計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- ② その再生計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その再生計画において見込まれていること。

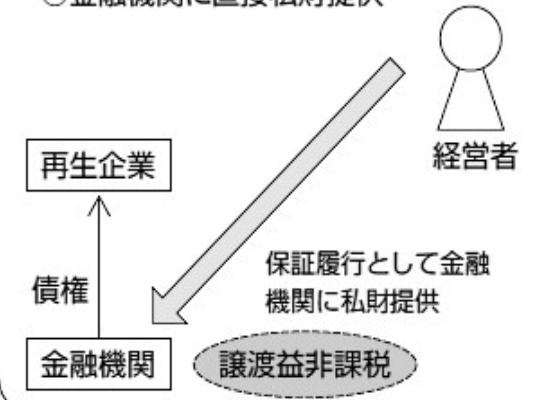
【今回措置されたもの】

- 再生企業に対して私財提供
私財を現物で提供（無償等）



【これまで認められていたもの】

- 金融機関に直接私財提供



(出典：金融庁「中小企業の再生支援に係る税制措置について」を筆者が一部改定)

(<http://www.fsa.go.jp/policy/shokenzeisei/05.pdf#search=%27%EA%7%81%E8%B2%A1%E6%8F%90%E4%BE%9B%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E7%89%B9%E4%BE%8B+%E5%B9%B3%E6%88%9025%E5%B9%B4%27>)

4. 平成 27 年度税制改正

当該年度の改正は、法人課税を「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減して、企業の収益力の改善に向けた投資等を引き出そうとする「成長志向型」に変える見直しである²⁰。具体的な内容として、法人課税を成長志向型の構造に変えることを目指し、課税ベースを拡大しつつ、税率の引き下げを軸にした法人税改革が実施された。

改正の注目すべき点は 2 つある。まず、欠損金の繰越控除限度額の見直しである。資本金 1 億円超の大法人に限って、控除限度額の見直しが行われた²¹。大法人には、段階的とはいえ、欠損金の繰越控除の控除限度額が大幅に引き下げられたことで、過去の欠損金の多寡に関わらず相応の課税が生じることになる可能性がある。一方、再建中の法人や新設法人²²は、一定期間、所得の全額まで控除を認める特例を創設することにしたことにより、再建中の法人が再建計画の見直しを余儀なくされるといった影響や、設立後間もない法人の財務基盤の健全化・安定化が遅れるといった影響などに配慮している。

もう 1 つは、欠損金の繰越期間の延長である。これは、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間が現行の 9 年から 10 年に延長された²³。

当改正によって、欠損金の繰越控除限度額の見直しは中小企業には変更はなく直接的な影響はなかったが、欠損金の繰越期間の延長については 1 年でも活用できる期間が延長されたこと、中小企業の再生に係る税制としてはメリットがあるのではないかだろうか。

5. 最近の傾向

企業再生関係の税制の中で、最近の法改正において注目すべき改正がある。それは、中小企業等経営力強化法（平成 28 年 4 月 22 日 法律第 31 号）の施行である。当法律は、労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応し、中小企業等の経営強化を図ることを目的として制定されたもので、主管は経済産業省（中小企業庁）であるが、それ以外にも事業所の所轄大臣が事業分野ごとに指針を策定することに当法律の特徴を有しており、「中小企業の経営力強化」という 1 つの目的のために、各省庁

²⁰ 関根一郎他『平成 27 年度 改正税法のすべて』（大蔵財務協会、平成 27 年）324 頁。

²¹ 大企業については、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害の損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、現行の 80%から、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日開始の事業年度について 65%、平成 29 年 4 月 1 日以降開始の繰越控除をする事業年度については 50% を繰越限度額に改正された。

²² 再建中の法人とは、更正手続開始の決定があったこと、更正手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人（連結納税の場合には、連結親法人）については、その決定等の日から更正計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後 7 年を経過する日までの期間内の属する各事業年度又は各連結事業年度については、控除限度額が所得金額とする（控除限度 100%）。

新設法人とは、法人の設立（合併法人にあっては合併法人又は被合併法人のうちその設立が最も早いものの設立等）の日から同日以後 7 年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度又は各連結事業年度については、控除限度額が所得金額又は連結所得金額とする（控除限度 100%）。

²³ 本改正に伴って、法人税の欠損金額に係る更正の期間制限及び法人税の欠損金額に係る更正の請求期間が現行の 9 年から 10 年に延長された。

が横断的に連携しているという点では非常に画期的な法律であるといえる。

筆者が注目しているのは、当該法のメリットである。特別融資制度の利用や低金利の融資の活用だけではなく、生産性を高める機械装置等を一定のあてはまる目的のために購入した場合には、取得後3年間の固定資産税を2分の1に軽減することができる点である。今までの税制であれば、このような設備投資を促すためには、通常償却に加えて特別償却制度や税額控除が主流であったが、これらの施策では主に租税を納税するような法人しかメリットがなく、赤字の企業には税制の恩恵はほとんど期待できなかつた。更にいえば、7割弱の会社が赤字であり²⁴、固定資産税の減免は、当該企業の決算状況は関係ないことより一定の効果は期待できる。当該措置は手元に資金を残すことにつながることや赤字企業でも活用できることから、今までにはあまりなかつた税制上のメリットがあり、資金繰り税制にして活用できることから、当該税制のようなメリットをもつ税制を増やすべきではないだろうか。

第3節 小括

平成17年度に企業再生税制が整備されたことで、法的整理等は期限切れ欠損金を活用して債務免除益課税を回避できるようになった点は、再生に関して効果があつたといえる。当税制が制定当時は大企業向けの税制であるとの批判も受けていたが、中小企業に再生に有効な「経営者の私財提供の特例等」の改正等を重ねながら、再生の可能性の高まる税制へと変遷してはいるが、未だ成長過程であると整理した。現実問題として、企業再生税制だけでは、本当の意味での中小企業の再生はできない。企業再生税制の多くの項目が、債務免除益や私財提供等の取扱いについて非課税とするといった内容であり、手元の資金が増加するものではないからである。つまり、企業が事業継続していくためには、「資金繰り」も重要であり、それらの部分について、企業再生税制はあまり踏み込んでいない。

本論文ですでに何度も繰り返した「資金繰り税制の整備・拡充」であり、税制を横断的に検討する必要性がある。その点からすると、前述した中小企業等経営力強化法の承認企業のメリットである、「取得後3年間の固定資産税の減免措置」は、手元に資金を残すことにつながること、あるいは、赤字企業でも活用できることから、今までにはなかつた税制のメリットとして注目すべきものであると察する。当該措置は手元に資金を残すことにつながることや赤字企業でも活用できることから、今までにはあまりなかつた税制のメリットがあり、資金繰り税制にして活用できることから、当該税制のようなメリットをもつ税制を増やすべきであると提言する。

²⁴ 平成26年3月に国税庁が発表した「平成24年度分法人企業の実態調査（会社標本調査）」では、赤字会社は調査法人の70.3%（177万6253社/253万5272社）との統計データがある。

第6章 再生手法の検討

第1節 現況

「中小企業再生支援協議会の活動状況」¹によると、企業再生支援協議会が利用している再生計画作成先²に関して、金融面での金融支援方法や、事業面での企業の取組や経営者等の手法が確認できるが、【図表6-1】からはどの再生手法も低調である。

【図表6-1】平成27年度 実施要領に伴う再生計画作成先の支援方法 (単位:先)

金融支援	累積(平成15年度~27年度)	
	企業数	割合
債務免除の実施		
・直接放棄	869	7.9%
・譲渡、分割による第二会社方式	311	2.8%
D E S	69	0.6%
D D S	383	3.5%
協会版資本的借入金	321	2.9%
リスケジュール(注1)	9,722	88.0%
平成17年税制改正適用	34	0.3%
R C Cや債権管理会社からの卒業	179	1.6%
ファンド活用	271	2.5%
※完了案件総数	11,051	88.0%

(注1) リスケジュールとは、金融機関からの借入金返済が苦しくなったときに、現状と今後の見通しから返済可能なスケジュールを考えて、既存の返済計画を見直し返済期間や金額の約定を変更すること。業績が悪化した結果、資金繰りが苦しく、また、資金調達の目途がどうしても立たない場合に、資金を確保するために行われる方法。

(出典: 中小企業庁金融課 「中小企業再生支援協議会の活動状況について~平成27年度第4四

半期~」12頁を筆者が一部改訂)

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyougikai/28070802.pdf>)。

¹ 中小企業庁が平成19年以降、四半期毎に再生計画先の支援方法等をHP上に公表。

² 当要領は、産業競争力強化法第127条の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者が実施する中小企業再生支援協議会事業（中小企業再生支援協議会の設置及び運営並びに支援業務部門による再生計画策定支援等の再生支援業務を実施する事業。）について、その内容、手続、基準等を定めるもの。当要領の中に、再生計画策支援として、次の数値基準を定めている。

- ① 実質的に債務超過である場合には、3~5年以内を目処に、実質的な債務超過を解消する。
- ② 経常利益が赤字である場合には、概ね3年以内を目処に、黒字に転換する。
- ③ 再生計画の終了年度（原則として実質的な債務超過を解消する年度）における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下。

つぎに、当該計画作成先の企業や経営者が行った取組手法を【図表 6-2】と【図表 6-3】に示す。実際の再生の現場において用いられている手法は、経営者等は役員削減、会社側としては、資産売却等の経費や資産売却が中心となってくる。一方、金融支援としては、大半の企業先がリスクケジュールを実施している。これは金融円滑化法の影響もあり、比較的利用しやすい手法であったためであろうが、手法として期待されていたD E S等はなぜ活用されていないのであろうか。当章では、再生するための手法について、各手法の概要を説明し、メリットやデメリットを整理する中で、現状の問題点を見つけて、必要な改善策を検討してする過程のなかで、アメリカでの債務免除益の税務上の取扱も取り上げる。

【図表 6-2】平成 26 年 4 半期 実施要領に伴う再生計画作成先の企業の取組手法

(単位：件)

事業面での対応		
企業の取組（全先 537 件）		
企業再編	資産売却	増資
31	55	5

(出典：中小企業庁「中小企業再生支援協議会の活動状況」26年第4半期報告を筆者が一部改訂)

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyougikai/27063002.pdf>)

【図表 6-3】平成 26 年 4 半期 実施要領に伴う再生計画作成先の経営者等の取組手法

(単位：件)

事業面での対応							
経営者等の取組（全先 537 件）							
資産売却	増資	新規貸付	債権放棄	役員報酬削減	経営責任	株主責任	私財提供
30	3	9	25	325	42	20	28

(出典：中小企業庁「中小企業再生支援協議会の活動状況」26年第4半期を筆者が一部改訂)

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyougikai/27063002.pdf>)

第2節 再生手法

1. 各手法の概要

企業の再生が出来たと考える一つの基準は、「債務超過の解消」である。債務超過を解消するためには、次のような方法を検討することができる¹。

- ① 当期利益を増加させ、資産を増加させる。
- ② 増資をして資産を増加させる。
- ③ 負債を圧縮して、負債を減少させる。
- ④ 債務を資本に組み入れる。

これらの方法のうち、①の利益を増加させるためには、売上を増加、または経費を削減する施策となる。企業の業績悪化の要因は多くの場合は、売上低迷に基因するものが多いので、まず企業は人件費や仕入等で経費を削減していく。しかし、企業活動を継続するにおいて経費をゼロにすることはできず一定の費用がかかるので、削減できたとしても限界がある。よって、業績の悪化が止まらなければ、最終的には売上増加のための施策を実施しなければならない。この場合は設備投資が必要となる場合が多く、借入過多で苦しんでいる中小企業の多くの会社は、更なる借入に対して二の足を踏む場合も少なくなく、また現実的に金融機関からの借入が困難である場合が多い。よって、利益増加に関しては、継続的には取り組んでいくが、即効性はない。②の場合、債務超過企業が増資を募ったとしても、資本を提供してくれる個人や法人は多くないであろう。よって、③又は④の財務内容改善手法、つまり負債を圧縮して、減少させる方法を選択される場合が多い。

この方法の中で、注目されているのが、法的整理や私的整理を活用した債権放棄や債務免除、デッド・デット・スワップ²（以下、DDSという。）や、DES等の資本性借入金である。DDSは、償還期限まで持ち続けなければならず、リターンも低くなるので、本当は株の売却益が期待できるDESを活用する方が債権者側からはメリットがあると言われているが、いずれも税制面の問題や金融機関の消極的姿勢等から当初期待していたほどの実績は上がっていない³。また、上記以外にも、M&A（事業譲渡、会社分割及び第2会社方式）等を用いた手法もあるが、これらの手法は一定規模以上あること、あるいは複数の部門をもたない場合には利用が難しい場合もあり、中小企業においては、法的あるいは私的整理の活用も積極的に活用すべきだと考える。次に具体的な手法について項目毎に検討する前に、それぞれの手法の長所と短所について【図表6-4】にてまとめる。

¹ 日弁連中小企業法律支援センター編『中小企業再生の手引き』（商事法務、平成24年）8頁。

² デット・デット・スワップ（Debt Debt Swap）の略で、債権者が既存の債権を別の条件の債権に変更することであり、通常、金融機関が既存の貸出債権を他の一般債権よりも返済順位の低い「劣後ローン」に切り替える手法のこと。

³ 財務省「平成24年事務年度監督方針及び検査基本方針の改正について」の中で、新たな金融手法（DDS、DES等）の活用実績を2020年までに2010年度比で50%増を掲げる方針を出している。

【図表 6-4】 再建手法による長所及び短所

	長所	短所
債権放棄	・過大債務が解消できる ・支払利息負担がなくなる	・経営者及び株主の責任追及 ・寄付金課税の問題
増減資	・欠損の解消及び資本の増加による 財務内容の改善	・再生見込みのある法人でないと第 三者割当増資を引受けに応じるス ポンサーが現れにくい
DES	・債権者にとって再建がうまくいっ た時に債権と交換に取得した株式 の価値の上昇の期待	・再建が失敗すれば株式価値がない ・債務消滅差益に係る課税の問題
民事再生法	・企業再生税制の特例を受けること が可能	・取引先の信用喪失による事業価値 の毀損
中小企業再生 支援協議会ス キームの活用 (注 1)	・合理的な再建計画に基づくもので ある場合は、企業再生税制の特例 を受けることが可能	・メイン金融機関の理解と協力が得 られなければ認められない
第二会社方式 (注 2)	・債権者は一括弁済が受けれる ・スクラップ価値ではなく移転する 事業価値（事業継続を前提とする 価値）に基づく回収が期待 ・移転元法人を特別清算、破産等を 用いて解散・清算するため、債権 放棄に伴う損失について税務上 の損金算入のメリットが享受	・経営者の責任追及 ・債権者の理解と協力が不可欠

(注 1) 中小企業再生支援協議会の支援に基づく再生スキームとは、公正な公的機関が関与する中で、金融機関に債務免除に応じてもうらうことでの再建を図っていく手法

(注 2) 第二会社法式とは、収益性の見込める事業を会社分割や事業譲渡により新設会社（第二会社）に移転し、その対価を移転元法人の債権者への弁済原資に充てるというスキームである。第二会社法式のその他の長所として、

- ① 移転元法人は解散・清算するために、清算中に終了する事業年度において、残余財産がないと見込まれることを要件とした期限切れ欠損金の損金算入特例（法59③）を用いることで債務免除益課税やDESに伴う債務消滅益の損金算入による課税を避けることが可能となる
- ② 会社分割や事業譲渡により事業の受入を行うスポンサー企業にとっては、収益性の見込める事業のみを受け入れる形をとるため、スポンサー企業が比較的現れやすい。

(出典：太田達也『事業再生の法務と税務』(税研、平成 25 年) 6-8 頁)

2. 債権放棄

① 寄付金課税の取扱い

企業再生に係る手法の中で、最も効果がある手法は債権放棄である。企業再生とは債権放棄を受けることといつても過言ではないが⁴、筆者も債権放棄を受けることだけが再生ではないが、債権放棄は非常に重要な項目だと思う。しかし、金融機関が貸出先に対して直接債権放棄を行うことは非常にハードルが高い。理由として、対外的にモラルハザード等が危惧されることと、やはり税務上の問題が大きな壁となる。

ここでいう税務上の問題とは、借り手である債務者の債務免除益課税の問題だけではなく、債権者である金融機関が債権放棄をしたことによる税法上の寄付金課税の問題がある。債権放棄を実施する金融機関においては、債権放棄することで貸出債権からの利息収入を得ることができなくなるだけではなく、放棄する債権が税務上の損金として認められなければ、当期収益に関して二重で痛手を被ることになる。金融機関にとって、債権放棄する必要最低条件が、放棄する債権額を税務上の損金として計上することができる、つまり無税償却ができる点である。しかし、法人税上では、債権放棄は原則として損金となる寄付金との扱いを受けるために、税務上の取扱いとして寄付金課税は常に問題をはらんており、単純な債権放棄は難しい側面がある。

しかし、法的整理については、債権放棄に関する基準が明確にされているのに対して、私的整理については、未だに明確とはいえない部分もあるので、寄付金課税の問題は払拭できない。法人税法上の寄付金とは、「その名義を問わず、金銭その他の資産または経済的利益の贈与または供与である」(法法 37⑦) とされている。法人税法上の寄付金とは、一般通念上に用いられている「寄付金」よりも広義なものといえる。つまり、法人税法上では、取引先を支援するために債権放棄を行ったり、債務を受けたり、金利を減免したりする行為もすべて寄付金に該当する。よって、単純に債権放棄をするという行為は債権者側からもハードルが高く、選択しづらいともいえる。

② アメリカの債務免除益の取扱い

日本では、一定の場合の除き、債務免除益は全額益金算入であるが、アメリカでは債務免除益 (income from discharge of indebtedness) はどう取り扱われているのであろうか。日本とアメリカの債務免除益の取扱いについて【図表 6-5】にまとめた。

アメリカでは、内国歳入法⁵ (Internal Revenue Code、以下、IRC と略する) に条文がある。債務免除を受けた債務者は、その債務免除益を原則として総所得に算入しなければならない (IRC 第 61 条 (a) (12)) が、例外として、総所得から除外される場合として、

⁴ 野村智夫「私的整理」『税務弘報』第 53 卷 8 号（平成 17 年）30 頁。

⁵ アメリカでは現在、すべての内国税に関わる法律は、利便性向上を目的に内国歳入法にすべて統合されており、わが国の所得税や法人税法等に相当する各種所得税の規定はもとより、相続税や贈与税、社会保障税等のあらゆる内国税の規定が含まれている。

(IRC 第 108 条)、① 債務免除が連邦破産法による破産免責の場合、②債務者が債務超過⁶の状態場合他がある⁷。RC108 条(a)(1)によると、①債務免除破産手続によるもの、②債務免除が納税者債務超過時に生じた場合には、原則として、当該債務免除益は総所得に算入されないことになっており、これは納税者が法人・個人を問わないものとされている。

アメリカの場合には、債務免除益総所得不算入と租税属性減額ルールは、沿革的にはかなり昔からある措置であり⁸、しかも一時期には、破産・債務超過納税者以外の納税者も利用できたが、現在では当該該当者及びその他の納税者の利用ができなくなっている。

【図表 6-5】債務者が事業再生下にある場合の日米の債務免除益の取扱い

	日本	アメリカ
法的整理	原則は益金算入 (注 1)	全額益金不算入（注 2）
私的整理	原則は益金算入 (注 1)	①債務超過の場合：債務免除益のうち債務超過相当額は益金不算入（注 2） それ以外は益金算入 ②債務超過でない場合：益金算入

(注 1) 原則は益金算入だが、企業再生税制を活用することで益金不算入

(注 2) 益金不算入となる債務免除益の額をもって税務上の各繰延項目が減額される

【図表 6-5】にもあるように、アメリカでの債務免除益の取扱いを確認したが、債務超過を 1 つの基準として、益金算入等を判断基準としている点は参考になる。日本での場合は、益金不算入になるには、アメリカよりもハードルが高く、他の税制にも見られるように、適用条件についてもう少し緩和をすべきではないだろうか。

⁶ 債務超過とは、負債額が資産の公正な市場価格を超えることをいい、債務免除時に納税者が債務超過かどうか、また、債務超過額については、債務免除直前の債務超過額に限定されている。なお、債務超過時の債務免除益総所得不算入額は、債務免除直前の債務超過額に限定されており、破産の場合には、このような制限がないので、債務免除益はそれが債務超過額を超えるかどうかにかかわらず、総所得に算入されず、この点において、破産と債務超過の場合とでは、取扱いが異なる。

⁷ この 2 項目以外にも、主なものとして IRC 第 108 条に次の場合に該当する場合には、総所得金額から除外するものとしている。

- ① 適格農業従事者の債務免除の場合。
- ② 贈与として扱う場合。
- ③ 買掛金債務の減免。
- ④ 一定の学生融資で一定期間内に（へきち医療の従事等）指定免責職に就労することで免除される場合。

⁸ 高橋祐介「企業再生と債務免除益課税」『総合税制研究』第 12 卷（平成 16 年）によると、「租税属性減額ルールとは、「内国歳入法典 108 条で、破産・債務超過納税者の債務免除益総所得不算入の対応する形で、租税属性のうち、将来的に納税者にタックス・ベネフィット (tax benefit) をもたらす特定のものについて、債務免除益の額だけ減額を要求している（これも納税者が個人か法人かを問わない）。この租税属性減額ルールにより、納税者は債務免除益総所得不算入の代わりに、租税属性減額による現代所得の増大（あるいは現代損失の減額）や将来所得の増大（将来損失の減額）という形で、債務免除益の課税ないし、課税の繰延べが図られている」とある（同 165-166 頁）

3. 増資

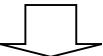
前述したように、債務超過の解消を企業再生の 1 つの目的とするならば、アプローチの手法として、負債勘定科目から債権放棄等があり、資本勘定科目からは増資がある。増資を行う場合には、一緒に欠損填補を行うのが一般的である。つまり、債務超過を解消するためには、まず、増資を行い、その資金で負債を返済して、増加した資本金等を減少させて、欠損填補に充当する方法である。

次に増資引受者と債権者が同一でない場合とある場合について、仕訳を用いて説明する。

① 増資引受者と債権者が同一でない場合

貸借対照表 (増資前)

諸資産	200	借入金	300
		資本金	100
		利益剰余金	▲200

⑦ 増資後 

貸借対照表

(増資引受者)

現預金	200	借入金	300	株式	200／	現預金	200
諸資産	200	資本金	200	(債務者)			
		資本準備金	100	現預金	200／	資本金	100
		利益剰余金	▲ 200			資本準備金 ⁹	100

② 借入返済時

貸借対照表

諸資産	200	借入金	100	(債務者)
		資本金	200	借入金 200 ／ 現預金
		資本準備金	100	
		利益剰余金	▲ 200	

上記⑦及び②の仕訳に関して、法人税上の取扱いは、金銭の交付を行わない資本準備金の取崩しに関する法人税法上の直接的な規定は存在しない。つまり、この増資及び欠損填補スキームであれば税務上の問題は生じない。

この場合は、法人税法 2 条十七ヌの資本の減少（株式を消却したもの及び金銭その他の資産を交付したもの）により減少した資本の金額を援用することになると言われて

⁹ 株式の発行価格の 2 分の 1 を超えない額は、資本金に組み入れないことができ（商法 284 の 2②）、その場合、資本金に組み入れなかった額は、資本準備金として積み立てることを要する（商法 288 の 2 ①一）。

いる。上記⑦は会計上の仕訳を通して、直接、資本の部の中で振り返られた金額は法人税法上別表五にて記入する¹⁰。

② 増資引受者と債権者が同一である場合

増資引受者と債権者が同じ場合とは、言い換えれば、債務者が第三者割当増資を行い、債権者がこれを引き受け、払い込んだ現金により債権を回収することであり、疑似DES、あるいは、現物出資型DESに対して、現金振替型DESとも言われている。疑似DESをする大きなメリットは、会社法上に新株発行における現物出資の場合、裁判所が選任する検査役による調査は若しくは一定の専門家による証明を受けなければならない(会法280⑧)が、疑似DESであれば、現物出資の形式を探らずに、債権者から一旦金銭出資を受け、その払込み資金をもつて弁済するために、証明が必要ないことがあげられる。

⑦ 債権者の課税関係

第三者割当増資の引受けによる払込みと債権の回収であることから、課税関係は基本的には生じない¹¹。なお、増資に係る新株を引き受けて払込みをした場合には、仮にその発行法人が増資の直前において債務超過の状況にあり、かつ、その増資後においてなお債務超過の状態が解消していないとしても、その増資後における当該発行法人の株式について評価損の計上はできないと解されている(法基通9-1-12)¹²。

① 債務者の課税関係

資本等の額の増加と債務の弁済であるから、課税関係は生じない¹³。増資の場合、税務上の問題点は比較的にクリアになっている部分が多いが、スポンサーの存在が重要なカギとなってくる。よってスポンサーは大企業の方が表れやすく、中小企業の方があらわれにくい傾向にあるので中小企業の再生手法としては使い勝手が悪いといえる。

4. DES

DES(Debt Equity Swap)は、企業の債務を企業の資本に交換することをいい、財務における再生手法の一つとして利用されている。債権者にとっては、DESは、金融機関等の債権者が再建の見通しのある企業に対して、当社が保有する貸付金を株式に振り替える手法である。DESには、現物出資型と現金払込型の2種類があり、現金払込型については、前述した増資の時に、疑似DESとして説明した。現物出資型の場合、貸付金を株式

10 掛川雅仁「増資・DESの活用」『税務弘報』第53巻8号(平成17年)36-38頁。

11 横林一典「財務体質改善のための私財提供・DES」『税理』第49巻6号(平成18年)59頁。

12 法人税基本通達9-1-12は「増資払込み後における株式の評価損」である。渡辺淑夫・山本清次編『法人税基本通達の疑問点』(ぎょうせい、平成21年)に、当通達のポイントは、「増資後は新旧株が同質化するので、旧株のみを切り離して評価損を計上してはならない」としている。これは、「増資払込み後の株式は、新旧両株の取得価格について付替計算が行われ、平均化された株式をいうので、増資払込みよっても債務超過の状態が解消しないとしても、旧株だけを切り離して評価損の計上をすることはできない。なおその増資から相当の期間を経過した後において改めて評価損を計上することができる事実が生じたと認められる場合には、その時点で評価損を計上することができる」とある(同473頁)。、

13 同上、59頁。

に変換するの点は、現金払込型と同じだが、債権者から金銭の払込みによる増資を受けた後に、債権者に対し債務を弁済する点が異なる。現物出資型の場合は、債務を免除するものではないから、結果として免除益課税の対象とならない手法とされている。

【図表 6-6】現物出資型と現金払込型でのメリット及びデメリット

	メリット	デメリット
現物出資型	・法的な安全度が高い	・債務者において債務消滅益が生じる場合があり、課税が発生するリスクがある
現金払込型	・債務者において債務消滅益が発生しないため、課税が発生しない（注 1）	・債権者間で現金の用意が必要。 ・増資資金の第三者からの差押えリスク、「見せ金」リスク等の法務リスクの発生 ・平成 12 年 11 月 30 日東京地裁判決等により税務リスクの発生 ¹⁴ （寄付金認定、有価証券売却損の否認等）

(注 1) 現金払込型を利用する目的が租税負担を減少させる目的のみであって、当初から計画された一体の取引と認定されるような場合には、現物出資型との対比において公平の観点から否認される可能性も否定できないとの見解もある。

(注 2) 平成 12 年 11 月 30 日東京地裁判決（訴務月報 48 卷 11 号 2785 頁）

(出典：藤原総一郎編著『DES・DDS の実務 第 3 版』（きんざい、平成 26 年）4 頁を筆者が一部改訂)

DES の最大の問題点は債務免除益に対する課税の問題である。なぜ債務免除を受けた会社に課税するのかという点についてもう一度整理しておく必要がある。法人税法 22 条 2 項で、益金の額に算入すべき金額の 1 つとして、「無償による資産の譲受けその他の取引では資本等取引以外のものに係る当該事業年度の額」と規定されていることによる。債権者から債務者への債権の無償譲渡で、債務は混同¹⁵により消滅する。また、資本等取引とは、①法人の資本金等の額の増加又は減少を生じる取引と、②法人が行う利益または剰余金の分配の 2 つを含む概念で、債務免除はいずれにも当てはまらないために債務免除益として課税される。

法人税法第 2 条 16 号は「資本金等の額」についての定義規定を設けているが、これを受けて法人税法施行令 8 条 1 項（平成 18 年税制改正後）は、募集株式発行に際して現物出資

¹⁴ 平成 12 年 11 月 30 日東京地裁判決（訴務月報 48 卷 11 号 2785 頁）。

¹⁵ ここでの混同は、債権法上の混同を指し、債権法上の混同とは、債権及び債務が同一人に帰属することをいい、この場合には当該債権・債務は消滅する（民法第 520 条）。

を受けた場合に、「給付を受けた資産の価格」が資本金等の増加額になることを定めている。

平成 18 年税制改正では、「法人が現物出資を受けた資産の価格（すなわち時価）をもつて増加させる資本金等の額とすることとされたため、いわゆるDESにより自己宛債権の現物出資（適格現物出資を除きます。）を受けた場合についても、債務者である法人の増加する資本金等の額は、その券面額ではなく、税制上の時価によるということになります。また、債務者である法人が現物出資を受けた自己宛債権に対応する債務について、その券面額と自己宛債権の時価との差額は債務消滅益として計上されることになります」¹⁶と解説している。つまり、平成 18 年度税制改正により、適格現物出資の場合を除き、DESの場合に券面額と債権の「時価」の差額を債務消滅益として認識することが必要となった¹⁷。

① 債務者側の税務上の処理

債務消滅益の税務上の取扱

② 現金払込型

前述してきたように、現金払込型のDESは、実際に現金で払い込みがなされており、債務者において資本取引となるので、債務者に債務消滅益は発生しない。

① 現物出資型

税制改正前はDESを活用した場合には期限切れ欠損金と相殺ができず、債務消滅益に係る課税が発生する場合があり、DESを活用する上でネックとなる場合があった。平成 18 年税制改正により、会社更生、民事再生等の法的整理によってDESが行われる場合、DESにより発生する債務消滅益の額を、期限切れ欠損金と相殺し¹⁸、次に、青色欠損金と相殺すること、また、資産の評価損と相殺することにより、課税の発生を回避することができる。また、経済産業省が平成 22 年 1 月付「事業再生に係るDES研究会報告書」を公表し、国税庁に対しては、平成 22 年 2 月 15 日付「企業再生税制適用場面においてDESが行われた場合の債権等の評価に係る税務上の取扱いについて（照会）」を行った。その後国税庁回答として、「一般的には同省の見解でさしつかえない」旨の回答があった（同月 22 日付）。

上記報告書、同照会及び回答によれば、DESを活用した企業再生税制に係る債務者側

¹⁶ 財務省大臣官房文章課『平成 18 年度税制改正の解説』（大蔵財務協会、平成 18 年）287–288 頁。

¹⁷ 平成 21 年 4 月 28 日東京地裁判決（行ウ第 758 号）では、DESが資本等取引に該当するため、債務消滅益は認識する必要がないという納税者側の主張に対して、DESは、①債権の現物出資、②混同による債権の消滅、③新株発行という複数の各段階の過程によって構成される複合的な行為であり、これらをもつて一の取引行為とは見ることはできず、②の過程では、資本等の金額の増減は発生しないことから資本等取引に該当するとは認められないと判示し、券面額と「時価」との差額を債務消滅益として認定した課税庁の更正処分を適法とした。

¹⁸ 期限切れ欠損金の損金算入については、法的整理だけでなく「一定の私的整理」の場合にも認められる。経済産業省が公表した平成 22 年 1 月付『事業再生に係るDES研究会報告書』によれば、上記の「一定の私的整理」とは、法人税施行令 24 条の 2 第 1 項の要件を満たす、民事再生法等の法的整理に準じた私的整理のことをいい、主要なものとして私的ガイドライン、中小企業再生支援協議会の支援、RCC 企業再生スキーム、事業再生 ADR、地域経済活性化支援機構の支援によるものを見示している。

の税務上の取扱いは、次のようになる¹⁹。

- ⑦ 現物出資される債権の時価は、合理的に見積もられた再生企業からの回収可能額に基づき評価する。
- ① 再生企業からの回収可能額は、実態貸借対照表（法人税法施行令 24 条の 2 第 1 項 2 号）の債務超過金額に、当該貸借対照表における資産及び負債の額、債務処理に関する計画における損益の見込み等（同 3 号）を考慮して算定される。
- ⑦ 具体的な事例への当てはめとしては、回収不能部分のDESの場合には現物出資債権の評価はゼロとなり、回収可能部分を含むDESの場合には現物出資債権の評価は可能額となり、債権の券面額と当該回収可能額との差額を債務消滅益として認識する。また、償還請求権が債権者に付された種類株式であっても、その評価は上記のように回収可能額に基づいて行い、償還条件の内容にかかわらない。
- ⑤ 債権者が有する債権のうち、DESの対象とされなかった債権〈非対象債権〉が存在する場合、DESの対象となる債権（対象債権）が株式に変わるために、非対象債権は対象債権に優先して回収されることになる。例えば、債権者の有する 1,000（簿価）の債権について、その合理的な回収可能額が 900 と見込まれる場合において、そのうち 800 を非対象債権とし、200 を対象債権とした時は、対象債権の評価額は、非対象債権を含んだ回収可能額（900）から、非対象債権（800）を控除した金額となり、債務消滅益 100 を計上する²⁰。

② 債権者の税務

- ⑦ 法的整理手続による場合

債権者については、債権について計上していた貸倒引当金の戻入益が発生するが、一方ではDESによって発生する債権譲渡損や債権放棄に伴う債権放棄損が計上できれば課税上の問題は生じない。債権から株式に振り返る時に発生する債権譲渡損については、法的整理手続の中で行われるDESについては、貸倒損失の損金算入要件、または合理的な再建計画等に基づき行われる支援損の損金算入要件を満たすため、損金算入が認められる（法基通 2-3-14、9-6-1、9-4-2）。

¹⁹ 所得税でのDESの取扱いについては所得税基通達 51-14 にて個人債権者の取扱いの例示がある。

【所得税基通 51-14】（更生債権者が更生計画の定めるところにより新株を取得した場合）

更生債権者が再生計画の定めるところにより、新たに払込み又は現物出資をしないで厚生会社（新会社を含む）が発行する新株を取得した場合において、当該取得した新株の価格の合計額が当該新株の割当の基礎とされた債権額に満たないときは、その差額に相当する金額を貸倒れとする。

高田正昭、佐々木伸悟、萩原壽治共著『企業再生の税務一理論とQanda』（税務研究会出版局、平成 18 年）で「法人税法の場合には、法基通 14-3-11 にて、新株等の取得価格を「引受けの時の価格とする」という強制であるが、当通達は「貸倒れとができる」という任意の取扱いになっている。したがって、所得税の場合は新株の取得価格を債権額面で評価し、貸倒損失を計上せずともよいことになる。なお、貸倒損失を必要経費に算入する場合には、不動産所得（事業的規模）、事業所得、山林所得に限定される（所法 51②）。なお、会社更生以外の再建手続でDESが行われた場合の取扱いについては、法人債権者における「法基通 2-3-14」に該当する通達はありません。私見では通達の未整備と考えますが、処理にあたっては、税務当局に確認することが望ましいでしょう。」（同 211-212 頁）とあり、税制の不備を指摘している。

²⁰ 藤原総一郎編著『DES・DDS の実務（第 3 版）』（きんざい、平成 26 年）100-104 頁。

① 一定の私的整理手続による場合

前述した「一定の私的整理」の場合は、そこで定められた準則等にも基づき債権者間で合意した再生計画については、法人税基本通達に定める支援額の合理性、支援者による適切な再建管理、支援者の範囲の相当性及び支援割合の合理性等のいずれも有すると考えられるほか、さらに、利害の対立する複数の支援者合意により策定された再生計画であると考える。当該再生計画に基づき金融機関等が債権放棄等を行った場合には、原則として、同通達にある「合理的な再建計画に基づく債権放棄等」であると解されるのでその債権放棄等に伴い生じた損失は、損金の額に算入されるものと考えられる。

② 一定の私的整理以外の私的整理の税務上の取扱い

前項の一定の私的整理に該当しない私的整理におけるD E Sについては、中小企業再生支援協議会等の公的機関や第三者機関の関与がないと推測される。こういった場合には、期限切れ損金算入特例（法法 59 条 2 項）及び資産の評価損益の計上特例がなく、D E Sにより生じた債務消滅益の課税の問題が顕在化する。

多くの中小企業は、法的整理よりも風評リスクを極小化できる私的整理を希望する場合が多い。また、中小企業再生支援協議会等の公的機関も以前に比べたら利用しやすくなつたとはいえるが、未だ抵抗を感じる部分もある。D E Sを活用する企業であれば、中小企業とはいえ、比較的企業規模の大きな企業があると想定する。課税の期限切れ損金算入が活用できないのであれば、原則としてD E Sの金額は青色欠損金の範囲内が基準となるであろうし、D E S実施後の翌事業年度以降は、事業から所得が発生すれば当該所得に対して課税され、資金繰りに支障をきたす恐れがある²¹。

③ 非上場会社のD E S

【事例】

X社は大幅な債務超過に陥っていて、資金繰りにも窮し、平成 16 年 10 月に民事再生手続開始の申立てを裁判所に行った。幸いにも更生債権者²²である Z 社が X 社の支援をすることになり、X社は既存株式について 100%無償減資と Z 社に対する第三者割当増資を行

²¹ D E Sに係る税務上の問題点として、消費税の課税の問題がある。これは、D E Sが行われた場合に、債務者企業は債権者から自己宛債権の現物出資を受け、債権者に新株を発行することにより、債務者でなくなるためであり、これを譲渡等取引に該当するのかという点である。消費税では資産の譲渡等とは「資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させること」という。（消基通 5-2-1）とある。

太田達也『事業再生の法務と税務』（税務研究会出版局、平成 25 年）の中で「D E Sは、債務が消滅して資本取引が増加するだけであり、債権の現物出資は株式の払込みと実質的に変わらないことなどから、実質的みて債権の譲渡（移転）があったものといえないものと考えられる。したがって消費税法上も、資産の譲渡等があったとはいえないことから、消費税法上は不課税取引に該当すると考えられる。」としており、消費税は課税されないものと考える（同 68 頁）。

²² 原則として、更生会社に対し更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権が更生債権となり、それを保有している者を更生債権者という。

い、Z社からの増資金及び融資資金を原資として再生債権者等に対し、一括返済する内容の再生計画案（増減資スキーム）を策定することになった。

X社は、資産の売却損及び評価損等により、平成17年3月期税務上有利な繰越欠損金は30億円となる予定だが、更生債権については、総額40億円のうち80%を再生計画でカットする計画を検討している。この場合、債務消滅益32億円（40億円×0.8=32億円）が発生、繰越欠損金30億円を超える2億円については、益金として課税されることになる。

これを回避するために、再生債権3億円を有するZ社が、同再生債権について再生計画で現金による弁済を受けず、債権全額について現物出資により株式に振り替えることとした。この場合、債務消滅益は、（40億円-3億円）×80%=29.6億円となり、繰越欠損金30億円の範囲内となるため、課税が生じない。

さらに、このスキームで重要なのは、Z社が額面3億円の債権を現物出資して、X社の株式3億円を取得することとなる。

【図表6-7】X社に係るDES活用時における貸借対照表の変遷

① 更生計画による債権カット前

資産	10.2億円	負債の部	40億円
		純資産の部	30.2億円
		資本金	(0.2億円)
		欠損金	(▲30億円)



② 更生計画による債権カット及びDES実行後

資産	10.2億円	負債の部	7.4億円
		純資産の部	3.2億円
		資本金	(1.5億円)
		資本準備金	(1.5億円)
		欠損金	(▲0.2億円)
※税務上利用可能な欠損金額は0.4億円			

（出典）藤原総一郎編著『DES・DDSの実務（第3版）』（きんざい、平成26年）126頁を筆者が一部改定。

【本件における税務上の留意点】

上記の場合、債権3億円をDESし、3億円の株式を取得した場合に、払込金額のうち少なくとも2分の1は資本金に組み入れる必要がある（会法445②）ので、資本金の増加額は1億5000万円以上となる。この点を考慮に入れて、次の点において税務上の取扱いに考慮しなければならない。

- ① D E Sにより増加した資本金の額に対して登録免許税（通常0.7%）が課税。
- ② 期末資本金の額が1億円を超えていた場合は事業税として外形標準課税が課税。
- ③ D E Sにより増加した資本金の額が増加するため、法人住民税の均等割額が増加。
- ④ 資本金が1億円を超えたことにより、税制上の中小企業ではなくなるので、いわゆる中小企業税制の恩恵を受けることができなくなる。

本件の場合も企業規模が比較的大規模であるので、中小・零細企業の範囲の企業では、D E Sをしたことで資本金が1億円超になることは少ないはずである。よって、本事例を参照にすれば、③の法人住民税の均等割負担が増加することに留意する必要がある（①については、登記時の1回のみであり継続的には発生しないこと、及び税率が低い（資本金増加額の0.7%）ことより、大きな負担ではない。

5. D D S

D D Sは、従来の借入金を返済条件の異なる他の借入金に転換することである。通常、D D Sとは、債務者が債権者に対して負担する既存の債務を資本性借入金（劣後ローン）に転換することをいう²³。債権者からすれば、D D Sは、債権放棄やD E Sと異なって、将来的には、債権全額の返済を受けることができる地位を保持できるという点に特徴がある。

資本性借入金は、原則としては借入金であってではなく資本ではないので、現状では、税制上の問題点はない。

6. 法的倒産手続

【図表6-8】法的倒産処理手続

手続の型	手続名	根拠法	施行日	利用者	手続の主宰者
再建型	民事再生手続	民事再生法	12年4月	制限なし	再生債務者自身
	会社更生手続	会社更生法	15年4月	株式会社	更生管財人
清算型	破産手続	破産法	17年4月	制限なし	破産管財人
	特別清算手続	会社法	18年5月	株式会社	清算人

再生手法としての法的倒産手続について検討してみる。法的倒産手続とは、【図表6-8】に記述したように、大きくわけると再建型と清算型があり、それぞれに再建型には民事再

²³ 資本性借入金とD D Sは、混同して使用されることがある。福岡真之介、藤井敏央『中小企業再生支援マニュアル』（清文社、平成25年）が明確に区分している。

同著では、「資本性借入金とD D Sのいみするところは異なります。資本性借入金はD D Sによって既存借入金をスワップする結果、誕生するものです。つまり、資本性借入金は結果であり、D D Sはその手段という関係にあります」（同99頁）。

生手続と会社更生手続、清算型には倒産手続と特別清算手続がある。企業再生に対する考え方は、外部環境とその時代の要請に合わせて変化し続けてきたが、その中で倒産法制度²⁴が与えてきた影響は大きい。特にバブル崩壊後には企業の業績が悪化したにも関わらず、倒産が増加した。その要因として、倒産法に係る企業再生の機能の限界を指摘する専門家もいた²⁵。倒産法は手続が煩雑であり、非常に利用しづらい状況であったこと、あるいは特に再建型の倒産法制は、時間がかかりすぎる等の理由から利用が極端に少なかった²⁶。

従来よりも迅速に手続きができる民事再生法の施行（平成 12 年 4 月）と会社更生法の施行（平成 15 年 4 月）は大きなインパクトを与えた。例えば、営業継続が前提となっている中小企業は、清算型ではなく、再生型の検討をすることになるが、留意点として、会社更生手続は株式会社しか利用できない。中小企業に多く見られる有限会社の場合、再建型を選択するのであれば民事再生手続²⁷を選ぶしかない。

① 民事再生手続

⑦ 特徴

民事再生手続は、倒産法制見直しの第 1 弾として、平成 12 年 4 月から施行されている。民事再生手続は、再建型倒産処理手続の基本手続として、個人法人を問わず何人も利用できることに特徴を有している。また、当該手続を利用することで、金融機関等の債権者が債権の無税償却を可能にすることができる、また金融庁当局や株主への説明責任が軽減される等の点において他の手続よりも簡便化が図られている等の特徴を有する。

また、会社更生手続との比較の中で、再生計画の認可手続や時間も比較的容易であること、オーナー株主としての減資や経営者の退陣が必ずしも要求されていないため、事業の再生の見込みがあれば、極めて中小企業向きの再生手続であり、当手続は中小企業の再生を念頭に立法化されたものであるといわれている²⁸。

民事再生手続では、原則として従来の債務者自身（債権者に対し公平誠実義務を負う）が、裁判所及び監督委員の監督の下に、業務遂行・財産の管理処分・再生手続事務等を行う（ただし、裁判所は一定の場合に債務者のこの権限を奪い、管財人等を選任する権限を有する）。民事再生手続は、上述した特徴以外にも、特別清算と同様、租税債権、労働債権などの「一般優先債権」を手続外として手続の簡素化・迅速化を図った点、再生計画案の可決要件を出席者の頭数の過半数及び議決権額の 2 分の 1 以上と旧和議法より緩和した点、財産評定を「処分価格」で行う旨を明記した点（民事再生法規則 56 条）等の特徴がある。

²⁴ 倒産法という法律ではなく、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法（特別清算）等の倒産に関連する法律の総称のことを指す。

²⁵ 杉本茂「企業再生をめぐる経済環境と税理士の役割」『税理』第 49 卷 6 号（平成 18 年）26 頁。

²⁶ 1996 年の東京地裁本庁の再建型倒産事件の新受件数は、会社更生 3 件、会社整理 5 件、和議 37 件の計 45 件であった。

²⁷ 民事再生手続であれば、株式会社・有限会社のほか医療法人・学校法人などを含む全ての法人及び個人に適用することができる。

²⁸ 高野角司「民事再生法の活用」『税理』第 49 卷第 6 号（平成 18 年）83 頁。

① 民事再生手続における税務面の留意点

民事再生手続における税務上の留意点として、次の点が上げられる²⁹。

- ① 財産評定と評価損益の損金・益金算入
- ② 欠損金の損金算入
- ③ 債務免除益の取扱い
- ④ 営業譲渡と消費税の課税

①の財産評定と評価損益については、民事再生法を申請した会社は、申立て後 8 週間以内に財産評定書を作成し、裁判所に提出しなければならない。(民事再生法第 124 条、125 条)。これは、経済的に窮地にある再生会社は、一般に資産が劣化・陳腐化し、また適切な会計処理が行われていないために、その帳簿類が財産状態及び損益状態を正確に反映していないことが少くないので、再生手続開始に際し、再生債務者の財産状態を正確に把握しておく必要がある。しかし、倒産法が整備されるまでは、倒産手続で財産評定に関する規定が設けられている手続は破産(破産法 189 条)と会社更生(会社更生法 177 条 1 項前段)だけであったのであった。民事再生法での財産評定は、債権者が再生計画による弁済額と清算による弁済額との比較考慮を可能にさせ、合理的判断をさせるための情報提供を主たる目的にしているものであり、この財産評定は「財産を処分するもの」としており(民事再生法規則 56 条 1 項)、再生会社が開始決定時点において、清算したと仮定した場合の価値の大きさを示したものである。会社更生法とは異なり、会計上は財産評定額を取得価格とみなす規定はないので、通常は帳簿上の資産評価額になることはないが、事業継続上で固定資産の評価替えを行う必要がある場合は、時価まで評価替えを行うことができる。税務上では、評価損は、損金算入が認められているが、この場合は清算価値による評価ではなく、企業が継続するという前提での時価による評価であることが注意点といえる。

②及び③の欠損金の算入と債務免除益については、企業再生をする場合にネックとなるのが債務免除益の問題である。法人税法は、実現した収益及び損失のみを益金及び損金に算入するため、法人が資産の評価替えをしてその帳簿価格を減額しても、その評価損は原則として、損金の額に算入されないことが原則である(法法 33①)。しかし、例外項目として、民事再生法の規定による再生計画認可の決定(民事再生法 174 条 1 項)があったことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その法人がその有する資産の価格につき評定を行った時は、その資産の評価損の金額は、これらの事実の生じた日の属する事業年度の損金の額に算入されることとされている(民事再生法 33 条 4 項)。民事再生法の規定による再生手続開始の決定があった場合、繰越欠損金の損金算入をすることができる(法法 59②)、次の 3 つの場合の金額の合計額(青色欠損金当控除前所得を上限とする)に達するまで、繰越欠損金³⁰の損金算入をすることができる(民再 33④)。

29 高野・前掲注 28、85 頁。

30 ここでの繰越欠損金は、「民事再生手続き許可日の属する事業年度の終了時における前事業年度以前の

- ・債権者から債務の免除をうけた場合、その債務の免除を受けた金額。
- ・役員等から金銭その他の資産の贈与を受けた場合、その贈与を受けた金銭の額および金銭以外の資産の価格。
- ・法人税法 25 条 3 項、または同法 33 条 4 項の規定の適用を受ける場合、第 25 条 3 項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から同法 33 条 4 項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を減算した金額。

そして、優先的に損金算入できる繰越欠損金額は、

「債務免除益」+「役員等からの金銭・資産の贈与額」-「資産評価損-資産評価益」を限度とする。

したがって、債務免除益に充当する順番は、「資産評価損→期限切れ繰越欠損金→青色欠損金」となる³¹。

民事再生会社の再生債権の免除は、再生計画認可決定日の属する事業年度に画定し、債務免除益として計上されることとなる。平成 17 年に企業再生税制が出来る前までは、欠損金に前年前 7 年³²以内に生じた青色欠損金と 7 年を経過した欠損金がある場合の適用順位として、7 年以内生じた青色欠損金を先に損金算入していた。そのため再生計画の立案、実行時において、資産譲渡益や評定益等がある場合は、債務免除益の発生年次等と欠損金の補填順序によっては、債務免除益は益金として課税されるなどの弊害があった。そのため、税制改正によって、まず期限切れ欠損金を最優先して利用し、その後に青色欠損金を利用するとの順番が変更になった。

④の営業譲渡と消費税については、民事再生手続を行う際に、第 2 会社方式を活用して再生させる場合に当てはまる。この場合、譲受会社が休眠会社等の場合には、消費税の取扱いが免税事業者だったり、簡易事業者だったりする場合があり、高額な営業権や営業財産を譲り受けた場合、消費税の還付を請求できない場合もあり得るので³³、かかる再生手続を検討する場合には、消費税の届出関係を慎重に検証しておくことも必要である。また、民事再生法を申請すれば、申請していることを世間に知られることになる。手続きの迅速性と取引先への影響を出来るだけ小さくするために私的整理手続は活用できなかったのであろうかと考える。

事業年度から繰り越された欠損金額の合計額」を「青色欠損金」で控除した額、つまり期限切れ繰越欠損金のことを指す。

³¹ 野村智夫・竹俣耕一編著『企業再建・清算の会計と税務 第 4 版』（中央経済社、平成 23 年）233—235 頁。

³² 平成 23 年度以降にも何度かに税制改正があり、現在は欠損金の繰越期間は 10 年とされている（法法 57①）。

³³ 消費税の還付を受けることが出来るのは、原則課税（本則課税）の事業者に限られるために、簡易課税選択者には還付の適用がないことに注意する必要がある。

7. 私的整理

① 特徴

私的整理とは、過大な債務を抱えて経営に苦しんでいる企業が、法的手続をとることなく、債権者との個別又は集合的な話し合いにより、債権放棄や返済元金支払の据置等を行って再建を目指していくものをいう。私的整理を行うメリットとしては、次のようなことがあげられる³⁴。

- ・法的整理による「倒産」ではないので、企業価値・ブランドイメージ等を守ることができる。
- ・手続の期間の迅速化やコストの軽減。
- ・債権放棄、リスケジュールの対象先を金融機関等の一部の債権者に限定することが可能。
- ・失敗した場合の破産移行リスクの回避。
- ・高配当になる可能性が高い。

中小企業の再生を検討する上で、事業価値の毀損を最小限に抑えることができる観点からは、一般的には私的整理手続は有効な手段である。すなわち、中小企業、とくに地域の中小企業を再生するにあたり、法的整理手続を選択した場合、風評被害による事業の毀損が著しいだけではなく、一般の商取引債権者を手続の対象とするため、取引の継続を拒否されたり、取引条件の変更を求められたりすることにより、事業の継続が困難となるケースが少なくない。これに対し、私的整理手続による場合、手続は公表されず、手続対象となる債権者は原則として金融債権者のみであり、一般の商取引債権者を手続の対象に含めないため、風評リスクは少なく、事業の毀損を回避することが可能である。また、連鎖倒産による地域経済への悪影響も回避できる。さらに、心理的な面も大きく影響している。

中小企業の経営者は地元の名士であることが多いため、法的整理手続を選択した場合の取引業者等の一般債権者に対しての債権カット等の迷惑をかけることを避けたがる場合が多い。私的整理手続きであれば、経営者責任や株主責任を取る必要はあるケースが多いものの、法的整理手続を行う上で最大のネックとなっていた取引先への債権の毀損を防ぐことができるので、取り組みやすいと言われている。よって、中小企業の再生を検討する場合は、中小企業は地域に根ざして営業しているので同一地域に取引先が集中していること、噂も広がりやすいこと等を考慮すると、私的整理手続を選択することにメリットがある。

また、私的整理が活用されにくく理由として、手続の信頼性があげられていた。法的整理手続では、裁判所の監督下に厳格な財産評定、計画策定等の各種手続がとられ、情報開示も各債権者に対し平等であり、債権者と債務者間、債権者相互間の公平が担保され、適

³⁴ 羽田忠義『私的整理法』（商事法務研究会、昭和51年）では、「私的整理に比較して法的整理の配当率が低いという統計はない。それは私的整理がどんな形で行われ、いくらの配当が実行されたか等の調査は不可能だからである。しかし、イギリスの例では、私的整理の方が法的整理よりも配当率が高いという興味ある統計がある」（42-43頁）。

正な手続が保障されていた。一方、平成13年9月の私的整理に関するガイドライン研究会「私的整理に関するガイドライン」（以下「私的整理ガイドライン」という。）制定以前の私的整理手続では、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家による信頼性の高い手続が実施されないケースも散見され、手続の信頼性が著しく低かった。また、手続に関しては、私的整理ガイドライン成立以前は、案件毎に相違しており、整理屋の暗躍や高金利業者による強硬な取立てを防ぎきれない場合などは、公平性、透明性に欠ける場合も少なくなく、債務者自身が資産を隠す例も散見されていた³⁵。

このように私的整理手続の信頼性が低かったことから、課税庁の取扱いも案件毎に厳しく判断され、金融機関は、企業再生計画に合意し、債権放棄しても、無税償却処理できないリスクがあり、この税務リスクの存在が、私的整理手続の活用を阻害する大きな要因となっていた³⁶、私的整理の諸手続の必要性が叫ばれていた。

平成13年9月に公表された私的整理に関するガイドラインは、わが国の歴史において初めて成立した私的整理に関する手続準則であった。この私的整理ガイドラインは倒産実務家国際協会8原則を参考にしてつくられた³⁷。

② 私的整理ガイドライン

平成13年9月に全国銀行協会と経済団体連合会（当時）が中心となって、私的整理ガイドラインがまとめられた。

「ガイドライン」には、

- ・主として金融債務について猶予・減免などをすることにより、経営困難な状況にある企業を再建するための限定期的な私的整理手続である。
- ・会社更生法や民事再生法などの手続きによるのが本来であるが、これらの手続きによつたのでは事業価値が著しく既存されて再建に支障が生じる恐れがある企業が対象。
- ・対象企業の経営責任を明確にして、株主（特に支配株主が存在する場合にはその支配株主）が最大限責任を果たすことを予定する。

「ガイドライン」は特徴として、債権放棄を受けるための基準が定めており、

- ・債権放棄後3年以内の債務超過の解消。
- ・3年以内の経常利益の計上。
- ・経営者の退任。

³⁵ 住田昌弘編著『事業再生ADRの実務』（金融財政事情研究会、平成23年）21頁。

³⁶ 同上、21-22頁。

³⁷ 倒産実務家国際協会（International Federation of Insolvency Professionals）は、私的整理の基準として、①債務者の再生を検討するための現状維持期間を設定すること、②現状維持期間中は、権利実行や回収を自粛すること、③債務者も現状維持期間中は債権者の期待利益を侵害しないこと、④利害調整のための委員会を設置し、委員会で専門家アドバイザーを雇うこと、⑤アドバイザーに適正な情報を開示すること、⑥再建計画が現状維持期間時点の立場を反映するものであること、⑦全債権者間で情報共有を行い、秘密保持義務を負うこと、⑧再建計画による追加融資については、優先弁済権を付与すること、の8原則を明らかにした。

- 支配株主の権利の消滅とともに、減増資により既存株主の割合的地位を減少又は消滅させる。

これらを原則としており、ある意味では法的整理よりも厳しい要件提示となり、特に中小企業においての経営者の退任による企業再生は現実的ではないとの批判もあった³⁸。

私的整理ガイドラインが作成される前までは、利用割合は私的整理が8割、法的整理が2割などといわれており、私的整理の多くは清算型であり、再建型の私的整理とくに債権放棄を伴う私的整理の成功は一般的に容易なことではないといわれていた³⁹。この私的整理ガイドラインは、大企業の企業再生を念頭においた私的整理について法的整理準ずる形で典型的な手続準則を定めたものであるため、中小企業等の私的再生になじまない部分もある⁴⁰。公的な企業再生支援組織であるRCC⁴¹、中小企業再生支援協議会、株式会社産業再生機構は、いずれも私的整理ガイドラインの趣旨を尊重して、再生スキームを構築している。これらの各スキームは、私的整理ガイドラインのよい部分を吸収し、公的機関が企業再生に関与することにより、公正性や透明性を向上させ、金融機関債権者に対する調整能力を高めているものである⁴²。

私的整理は、欠損金が利用できず、債務免除益が課税されることが以前より問題視されていた。私的整理ガイドラインが策定された同時期に、国税庁が、平成13年9月26日に「『私的整理に関するガイドライン』に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」として、回答している。その中で、債務免除を受けた債務者の税務上の取扱いとしては、法人税基本通達12-3-1(3)によれば、債務者である企業が整理開始の命令等に伴い債務免除を受けた場合において債務の免除等が多数の債務者によって協議の上決められる等その決定について恣意性がなく、かつ、その内容に合理性があると認められる資産の整理があつたことの事実が認められる場合には、法人税法施行令117条第4号の整理開始の命令に準ずる事実等に該当する旨を定めており、法人税法第59条⁴³の適用があることになる。すなわち、私的整理ガイドラインに定める手続に基づく再建計画により債務免除を受けた場合には、法人税法基本通達12-3-1(3)に該当すると考えられ、法人税法59条の適用があるとしている。つまり、債務免除益は欠損金が活用できるとしている。

³⁸ 野村智夫「私的整理」『税務弘報』第53巻第8号（平成17年）29頁。

³⁹ 藤原総一郎「成功する再建スキームのポイント」『税務弘報』第49巻第11号（平成13年）15頁。

⁴⁰ 株整理回収機構編『RCCにおける企業再生』（きんざい、平成15年）41頁。

⁴¹ 株整理回収機構（The Resolution and Collection Corporation）とは、預金保険機構等との回収協定を結んだ銀行として、預金保険機構からの委託を受けた金融機能の再生等に関する業務を行っている。

⁴² これら総称して行政型ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決手続）と呼ぶ。

⁴³ 法人税法59条は、会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入を記述しており、債務免除益は欠損金を利用できるとある。

第3節 小括

再生手法について、各手法の概要を説明し、メリットやデメリットを整理してきたが、実際の活用事例等も触れた。特に再生手法として期待されていたD E S等の手法の活用実績が伸びていない。「なぜ増えないのか」といった点については、期限切れ欠損金の優先利用ができないや債務免除益課税や寄付金課税等の税制上の問題がある。従って、各手法ごとの税務上の取り扱いについて、債務者と債権者側の双方から検討する必要があり、場合によっては税制改正も必要となってくる。また、再生手法を知らないといった声も聞かれる事もあり、知名度の向上も利用率向上の鍵である。

アメリカでの債務免除益の取扱いを確認したが、債務超過を1つの基準として、益金算入等を判断基準としている点は参考になる。日本での場合は、益金不算入になるには、アメリカよりもハードルが高く、他の税制にも見られるように、適用条件についてもう少し緩和をすべきではないだろうか。実際の再生現場では再生手法の活用によって、当該企業の再生可能性も大きく変化することより難しい選択を迫られる。今の経済環境下においてどういった手法がよいのかという点については、今後も研究していきたい。

第7章 資金繰り税制の導入の整備・拡充の必要性

「企業が生き残るためにどういった税制が必要か」、筆者は「資金繰り税制の整備・拡充」を主張する。また、企業が本当の意味で再生するためには、企業再生税制のように再生手続時に活用する企業再生税制だけではなく、再生後の資金繰りも円滑に進めるための税制の存在も重要となる。しかし、現行の税制では、「資金繰り税制」という言葉はなく、税制面から資金繰りを支援しようという概念も乏しい。しかし、業況が悪い企業では、租税を延滞している場合も多く、租税を延滞すれば延滞税の負担も大きく、資金繰りを圧迫する。企業再生税制を活用して、債務免除益が非課税になるスキームが出来たとしても、手元に資金がなければ、再生企業はすぐに倒産してしまう。

当章では、「手元に現金を残すためにはどうしたらよいか」という観点から、資金繰りと税制の関係について考えていく。

第1節 納税の緩和制度

資金繰りの厳しい企業の場合、租税を滞納している場合もあり、租税を滞納すれば、延滞税が課される、延滞税は税率も高く、場合によっては差押等の滞納処分の可能性もあることより、租税支払が優先の資金繰りとなってしまうことが少なくない。よって、営業を継続するために必要な仕入資金や人件費等の支払いが後回しになることで、売上が減少し、結果として資金繰りが非常に厳しくなる場合もある。延滞税を免除又は減免、あるいは納税の緩和できないのだろうか。それについて、確認していく。

1. 延滞税

延滞税は、国税に関する法律に定める課税要件に該当する事実が発生した時に成立する。成立と同時に確定するものとされ、特別の確定手続を要しない¹。すなわち、納期限を経過しても、なお納付されない事実が生じたときに成立するものと解されている。また、延滞税は国税の全部または一部を法定納期限内に納付しない場合に未納税額を課税標準として課され、私法上の債務関係における遅延利息に相当し、納付遅延に対する民事罰としての性質を持つ。すなわち、その確定には、納税者の申告又は監督官庁の課税処分を必要としないものであるが、反面、税務署長の行う延滞税の納付に関する通知についての処分性が問題となる²場合もある。

課税要件については、国税通則法第60条では次のように定めている。

¹ 国税通則法第15条第3項6号。

² 品川芳宣『附帯税の事例研究 第3版』（財経詳報社、平成14年）9頁。

納税者は、次の各号の一に該当するときは、延滞税を納付しなければならない。

- ① 期限内申告書を提出した場合において、当該申告書の提出により納付すべき国税をその法定納期限までに完納しないとき。
- ② 期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは25条（決定）規定による決定を受けた場合において、32条第2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき国税があるとき。
- ③ 納税の告知を受けた場合において、当該告知により納付すべき国税（第5号に規定する国税、不納付加算税、重加算税及び過怠税を除く。）をその法定納期限後に納付するとき。
- ④ 予定納税に係る所得税をその法定納期限までに完納しないとき。
- ⑤ 源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しないとき。

延滞税は、附帯税のなかでも最初の制度の延滞金として、明治44年（1911年）12月に制定された³。現行の延滞税の体系は、シャウブ勧告に基づいて、従前の利子税額と延滞加算税をもとに創設されたものである。ここでの利子税額の意義として、①私法上の債権債務における遅延利息、すなわち債務不履行に伴う損害賠償とみられること、②滞納者と期限内納付者との間の負担の公平を図る意義をもつこと、③間接的に期限内納付を促す効果をもつこと、などが考えられていた⁴。また、督促に応じない場合に課される延滞加算税額は、現在の延滞税とは異なり、指定期限における滞納税額の5%を限度としていたので、その性質も督促を受けても納付しない場合の行政罰的なものとなっていた。その後、利子税額及び延滞加算税額を統合して設けられた現在の延滞税は、従前のように限度を設けることなく、納付されるまで課され続けるようになったので、滞納処分としての意味合いが非常に強くなった。

長期滞納者にとって延滞税は大きな負担となりうる。また、租税等の未払がある場合には、所有不動産や売掛債権に対して差押等の滞納処分のリスクがあるという理由から、金融機関からの融資が難しくなるケースも少なくない⁵。

延滞税の免除は、国税通則法63条に規定がある⁶。課税要件が充足されている限り、監督

³ 延滞金制度発足時は、国税を滞納し、督促を受けたが、なおその指定期限までに完納されない場合にその納期限の翌日から租税完納又は財産差押えの日の前日までの期間について日歩3銭の割合によって徴収する制度であった。

⁴ 志場喜徳郎ほか『国税通則法精解』（大蔵財務協会、平成25年）645-646頁。

⁵ 金融機関では、審査に係る提出書類に国税及び県税及び市税の完納証明書や社会保険料完納証明書を条件にしている場合も多く、証明書が提出できない場合には、入り口の時点で融資申し込みが出来ない場合もある。

⁶ 国税通則法63条に、①災害等による納税の猶予がなされた場合、②事業の休廃止等による納税の猶予がなされた場合、③納付が困難な場合、④徴収が猶予された場合、⑤差押え又は担保の提供があつた場合を規定しているが、通則法63条以外にも延滞税を免除する主なものとして、①特別法による免除（還付加算金の不加算充当に対応する免除等）、②通則法の規定による納期限に関する特例（振替納税、コンビニ納付の場合等）、③他の法律における延滞税の計算期間に関する特例（予定納税に関する特例等）などの特例がある。

官庁には租税の減免の自由はなく、また租税を徴収しない自由もなく、法律で定められたとおりの税額を徴収しなければならないとの考えが根底にある。したがって、法律の根拠に基づくことなしに、租税の減免や徴収猶予を行うことは許されず、また納税義務の内容や徴収の時期・方法等について監督官庁と納税義務者との間で和解や協定することは許されない。つまり、法律に基づかない租税の減免や徴収猶予は違法であり、また和解や協定は無効であって拘束力をもたないと解されており、その適用は厳格に運用されている⁷。これは、安易に減免措置を適用させれば、課税の公平性の観点から望ましくないということを考えられているからに他ならないためである。

前述したように、延滞税の減免規定は国税通則法 63 条に規定しているが、経営不振をした理由では認められる可能性は低い。

2. 緩和制度

延滞税の免除は、各種の納税の緩和制度の適用を受けた場合に延滞税の免除だけを単独に行なう場合は少ない。国税通則法 63 条においても納税の猶予がなされた場合その他一定の場合には延滞税を軽減免除することを定めている。米村教授は「延滞税は、限度なく課されるといつても、実際には、納税の緩和制度と併せて考えるべきものであると思料する」⁸と指摘している。つまり、延滞税を免除する場合には、納税の緩和制度を確認しておく必要がある。

納税の緩和制度の主なものは次のとおりである。

- ① 納期限の延長 (通則法 11)
- ② 延納 (所法 131、相法 38)
- ③ 納税及び徴収の猶予 (通則法 46)
- ④ 換価の猶予⁹ (国徵法 151)
- ⑤ 滞納処分の停止¹⁰ (国徵法 153)

これらの制度は、徴収手続段階において、不測の事態により担税力を減少・喪失した納税者の権利を保護するために予定されているものである。しかしながら、免除制度と同じようにこれらは法律上の要件を充たす場合に限って認められる限定的なものである¹¹。

ここでは、「納税の猶予」について取り上げていく。猶予を取り上げる理由として、猶予期間内は、その猶予した国税について、新たな督促及び滞納処分ができない（通則法 48①）とあり、もし、納税の猶予が認められれば、①督促及び滞納処分の制限、②延滞税の免除の効果が期待できるためである。換価の猶予または滞納処分の停止の手続は、手続法の規

7 金子宏『租税法 第 18 版』（弘文堂、平成 25 年）79 頁。

8 米村忠司「延滞税免除ができる場合の事実認定」『税大論叢』72 号（平成 24 年）154–155 頁。

9 換価の猶予とは、債務者たる「滞納者」について、その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続等を困難にするおそれがあるとき等に、その換価を猶予するものである。

10 債務執行者たる「滞納者」につき、滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮屈させるおそれがあると認められるとき等において、滞納処分等の執行を停止するものである。

11 奥谷健「徴収手続における納税者の権利保護」『租税法研究』第 33 号（平成 17 年）29 頁。

制であって、一定の要件の下に、執行機関たる税務官庁の執行の続行を緩和ないし停止せしめようとするものであるのに対し、納税の猶予は、このような性格を含みながらも、債権者機関たる税務官庁において、一定の要件の下に執行の開始は続行を自制せしめようとする実体法上の規制としての性格を併せ持つ。

このように考えるならば、換価の猶予と滞納処分の停止が一般に滞納処分手続の既に進行していることを前提とするものであるのに対し、納税の猶予がこのことを前提とせず、滞納処分着手以前においてもされることを容易に理解できる。また、手続上においても換価の猶予および滞納処分の停止は税務官庁の職権によってのみ行われるのに対して、納税の猶予は、納税者からの申請を必要とする¹²。未だ滞納処分に入っていない時には納税の猶予しか利用できず、また業績の悪化といった自己都合理由であれば、換価猶予等は職権では難しいと考えられる。

納税の猶予とは、通則法46条に規定する納税者が災害等により、国税を一時に納付できないと認められる時に納税及び徴収を猶予する制度である。納税の猶予には、被災者に対する猶予と一般的な猶予の2種類がある。一般的な猶予の該当事項としては、納税者またはその生計を一にする親族が病気になったとき（同条2項2号）、納税者が事業を廃止し、又は休止したとき（同条2項3号）、納税者がその事業につき著しい損失をうけたこと（同条2項4号）等、経済的な理由も含めて、比較的広く納税者の担税力の減少・喪失に関する事由を想定しており、この点で権利保護としての機能は評価できる¹³。

納税の猶予を申請する際の業績不振を理由とした際の判断基準として、同法46条2項4号または5号が該当する。「納税の猶予等の取扱要領の制定について」（昭和51年6月3日付の国税庁長官通達をいい、以下この通達を「猶予取扱要領」とする。）の中で、「調査日前1年間の損益計算において、直前1年間の利益の金額が2分の1を超えて損失が生じていると認められるとき」¹⁴と説明している。

納税の猶予ができる期間は、原則として、猶予を始める日から起算して1年以内であるが、2年を超えて延長はできない（通法46⑦）。猶予の最長期間が2年間は短い。赤字の原因が一時的な要因であればよいが、慢性的に赤字体質である企業の場合には、抜本的に再生をするためには期間が必要となる。現行では、納税の猶予が認められて分納する場合において、分納中の猶予期間について新たな滞納は認められず、滞納が発生した場合には、現在の猶予も取り消されてしまう（通法49）。

また、分納方法としても納税の猶予を受けた税額の猶予を受けた期間に分割して支払を行っていくことになる。つまり、現年度に発生した租税等と納税の猶予分の租税等の2重で支払いを余儀なくされる。言い換れば、業況が悪化していることで納税の猶予の申請を行ったのだが、若干の期間猶予を与えられたのみであり、租税等の支払元金額は変わらないが延滞税の負担が増加するので、猶予期間内に業況が急激に回復するか、別途資金を

¹² 志場・前掲注4、518—519頁。

¹³ 奥谷・前掲注11、31頁。

¹⁴ 猶予取扱要領第2章第1節1の（3）のニの（イ）及び（ロ）。

調達しない限り、資金繰りの改善は見込むことは難しい。

第2節 緊急時の資金繰り

1. 民事再生

再生手続開始の申立てをすると再生債務者は破綻先と認定されるために、原則としては、既存融資している金融機関が再生債務者に対して新規融資を行うことができない。したがって、私的整理の時と同様に自力による資金繰りを迫られることになるが、裁判所に再生手続開始の申立てをすると、弁済禁止の保全処分が出され、過去の債務弁済は一時凍結されることで、その意味では資金繰りの良化が期待できるが、しかしながら、従業員の給料や事業継続に必要な不動産の賃料等については従来通りに期日までに支払わなければならぬことは当然である。

また、債権者である当該金融機関の預金口座に預金残高がある場合には、一般的には貸出債権と相殺される場合が多いので、当該口座預金を資金繰りに充当することは期待できず、また、仕入先等取引業者も掛取引等の信用取引は難しくなる場合が多く、現金のみでの取引になる場合も少なくない。よって、再生手続開始の申立てをして、事業継続をするためには、事前に申立て後も資金繰りが出来るか否かについて充分に検討しなければならない。

民事再生手続が開始されても、滞納処分を制限する規定がなく、租税は再生手続によらないで、隨時弁済する（民事再生法122条）とされているので、民事再生手続とは関係なく滞納処分を進めることができる。また、会社整理と特別清算¹⁵についても、滞納処分を制限する規定がないので、これらの手続とは関係なく、滞納処分を進めることができる¹⁶。

これら規定についても充分に理解した上で、再生を目指す場合には、スキームを検討べきである。

2. 私的整理

私的整理で再生を目指す場合には、債権者（通常は金融機関）に対しては返済元金を猶予してもらい、再建を目指していく場合が多い。よって、金融機関に対して元金猶予等の金融支援を受けている状況であるので、当然に新規の融資を受けることは難しい。よって、再建期間中は、自力での資金調達が必要となる。しかしながら、当再建期間中も、買掛金や経費支払、または租税等の支払は発生し、このように事業継続に必要な費用については、支払が出来なくなってしまえば、風評被害につながり、再生の可能性を閉ざすことになる。

よって、私的整理の資金繰りの場合には、目先の1ヶ月、2ヶ月という期間だけではなく、

¹⁵ 日本弁護士連合会日弁連中小企業法律支援センター編『中小企業事業再生の手引き』（商事法務、平成24年）202-203頁。

¹⁶ 竹下進一「任意整理における租税徵収の諸問題」『税大論叢』第40号（平成14年）468頁

少なくとも向こう半年くらいの期間にわたる資金繰り計画となってくる¹⁷。

この件に関して、私的整理期間中は自力での資金調達になってくるので困難を極める場合が多く、支払の優先順位が問題となってくる。支払先の順番を間違えると再生の可能性が狭まる。支払の優先順位は、個別の事情にもより多少順序は変わるが、①手形決済、②従業員の給料、③買掛金の支払、④租税公課、⑤銀行返済（利息→元本）の順序であるので、支払を停止する順序としては、この逆となる。理由としては、従業員や取引先への支払いを遅らせると、信用不安が起こったり、従業員の仕事へのモチベーションの低下を招くことになったり、退職者が続出するなどの企業価値の棄損を避けるためである¹⁸とあるが、この優先順位は「私的整理期間中下での事業継続するための資金繰り」が目的となっていけるためである。当件に関しては、後述する A 社事例でも取り上げるが、課税庁による滞納処分の可能性があるために、「租税公課」については優先順位が高いはずである。

また、任意整理が開始されても、法的整理のように、任意整理が開始された旨の公告なり通知があるわけではないので、いつ任意整理が開始されたか知ることが困難な場合がある。このようなことから、滞納租税の納付を考慮しない任意整理が開始されると、滞納企業の在庫品等の資産は売却換価され、売掛金等は回収されて、債権者に弁済（配当）される。そこで、租税債権者が滞納企業の倒産を知ったときには、すでに任意整理が終了して滞納企業は無資力、無財産となっていることもあり、その場合には滞納租税の徴収は出来ないといった場合も少なくなく¹⁹、問題点として提起できる。

第3節 消費税

1. 納税義務者

消費税法においては、国内において課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）および特定課税仕入れ²⁰を行った事業者が、消費税の課税事業者になる（消法 5①）。

消費税の納税義務者としては、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超える事業者が消費税の納税義務者となり（消法 9①）、そお課税期間における基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、課税事業者を選択する場合を除き、納税義務が免除される（消法 9②）。

法人税や所得税は、いわゆる「黒字」でなければ課税されないので、再建を目指す企業の場合の多くが「赤字」であることが多い。よって、原則として、単年度が赤字であれば

¹⁷ 日本弁護士連合会日弁連中小企業法律支援センター・前掲注 15、198—199 頁。

¹⁸ 同上、201 頁。

¹⁹ 竹下・前掲注 16、469—470 頁。

²⁰ 特定資産の譲渡等とは、事業者向け電気通信利用役務の提供および特定役務の提供（消法 2①八の二）、特定課税仕入れとは、課税仕入れのうち、事業者が事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等（特定仕入れ）をいう（消法 4①）。

法人税等の租税負担、法人税均等割額²¹が課税される程度のものであり、事業継続を行っていく上で、大きな負担とはなってこない。

しかし、消費税は会社の業況とは関係なく、納税義務者に該当していれば、納付義務が発生するので、租税負担が重くのしかかる場合も少なくなく、資金繰りを大きく圧迫させる場合がある。課税庁も、消費税は間接税であり、預り金的性格の強い租税であるので、納付に関しては所得税や法人税の督促よりも厳しい場合も少なくない。

消費税は、「垂直的公平から水平的公平」という考え方の中で、広く消費一般に着目し、原則としてすべての財貨・サービスを課税対象としている。よって、消費一般に広く負担を求めるという、消費税の性格や産業経済に対する中立性の確保の観点から、いわゆる「免税事業者」を極力に設けないと望ましいとされている²²。

よって、破産者に関しても、破産手続開始決定後も、破産財団に属する資産の所有者であるから、その譲渡等が行われ、それが消費税の課税条件をみたす場合には、消費税の納税義務を追うべきであると解すべきであるとされている²³。

2. 納税義務免除の特例

しかし、すべての事業者を納税義務者とした場合には、一方で、中小事業者に対して相当の事務負担及び消費税の処理のための経済的負担を強いることになる。他方で、税務執行面についても、事務手続・調査等に配慮することが必要になってくるので、このような観点からは、事業者のうち、当該課税期間に係る基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高が 1,000 万円以下である者については、原則として、課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等および特定課税仕入につき、納税義務がされる（消法 9①、9 の 2①）。年間の課税売上高が 1,000 万円以下ということは、月間売上高にすれば約 83 万円（ $1,000 \text{ 万円} \div 12 \text{ 月} = 83 \text{ 万 } 3,333 \text{ 円}$ ）、日売上高が約 2.8 万円（ $83 \text{ 万円} \div 30 \text{ 日} = 27,777 \text{ 円}$ ）であり、多くの企業の場合、消費税課税事業者に該当することが予想され、消費税の納税義務は発生する場合が大半である。

他にどういった場合が納税義務の免除に該当するのであろうか。消費税法では次の場合に該当する場合には、消費税の納税義務を免除するものとしている。

- ① 相続があった場合の納税義務の免除の特例（消法 10）
- ② 合併があった場合の納税義務の免除の特例（消法 11）
- ③ 分割等があった場合の納税義務の免除の特例（消法 12）
- ④ 新設法人の納税義務の免除の特例（消法 12 の 2①）

²¹ 本社所在地が大分県大分市の場合、資本金額が 1,000 万円以下及び従業員が 50 人以下であれば、法人県民税としては、年額 21,000 円、法人市民税として 50,000 円の合計 71,000 円が、法人税均等割額として、業況に関係なく、課税される（平成 29 年 2 月 9 日現在）。

²² 吉川宏延『消費税・地方消費税のしくみと制度』（税務経理協会、平成 27 年）37 頁。

²³ 金子・前掲注 7、695 頁。

上述した場合の内、①～③については、法律上の免除規定はあったとしても、該当する場合は非常に少ない。よって、免除の特例を検討する場合においては、多くの場合が④である。

④に関しては、新たに事業を開始した事業者は、その開始した又は事業年度から 2 年間は、その年または事業年度の基準期間がないことから、前述してきたように原則として、消費税法第 9 条が適用され、免税事業者となる。しかし、同条は小規模事業者の納税事務負担を考慮した規定であり、一定以上の規模を有する事業者まで免税事業者とすることは同条の趣旨から適当でない。このため、新設法人であっても資本金又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人については、設立当初から課税事業者として納税義務を課すこととしているのである。よって、新設法人には、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額または出資の金額が 1,000 万円以上である法人が該当するのであるから、法人を新規に設立した事業年度に限らず、当該設立した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である場合には、新設法人に該当することになる²⁴

いずれの納税義務免除の特例も、業況悪化を理由にしたものではないので、再生を目指す企業が資金繰りを悪化することを理由に免除されることはない。

3. 申告納付制度

法人の確定申告期限は、原則として、その課税期間の末日の翌日から 2 ヶ月以内とされている（消法 45①）であり、納付期限も申告期限と同じである（消法 49）。個人事業者の確定申告期限及び納付期限は翌年 3 月 31 日とされている（消法 49、措法 86 の 4）。申告期限については、国内取引に係る消費税については、災害等があった場合を除いて、申告期限の延長制度は認められていない。これは、消費税は、納税義務は課税資産の譲渡等を行った時に成立し、売上及び仕入の金額はその取引価格によるものとされているためである²⁵。つまり、法人税の申告期限の延長特例を受けている場合であったも、消費税についてはその規定はなく、申告期限の延長は認められていない。

消費税法では、課税期間は原則として個人であれば暦年、法人であれば事業年度であり、それぞれ課税期間終了後に確定消費税額を納付することになっており、国内取引に係る申告納付は、中間申告及び確定申告によって納付することを原則としており、前課税期間の確定税額の多寡に応じて 1 月、3 月又は 6 月の期間ごとに申告及び納付をする中間申告・納付制度が設けられている（消法 42）。

この中間申告制度は、消費税が課税資産の譲渡等のつど取引の相手方から消費税相当額を領収するシステムとなっており、預かり金の性格が強い税であることや、納付税額の計算の単位となる課税期間が原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度の期間となって

²⁴ 松本正春『消費税法 理論と計算 六訂版』（税務経理協会、平成 26 年）53 頁。

²⁵ 金井恵美子『税務明解 消費税』（清文社、平成 20 年）444 頁。

おり、事業者相互間の納税額に対する金利負担面の調整にも配慮する必要があること、国家財政の面からは財政収入の平準化の要請があること、所得税や法人税にも同種の制度が設けられていることとのバランス等を考慮して設けられたものである²⁶。

では、確定消費税額が48万円以下の事業者は何らかの対策がないのであろうか。

直前の課税期間における納付すべき消費税額が48万円以下である事業者は中間申告書を提出することを要しないが、その事業者が自主的に中間申告書を提出する旨を記載した届出書を所轄税務署長に提出した場合には、6月中間申告対象期間について、6月中間申告書を提出することができる（消法42⑧）。

【図表7-1】課税期間の売上高別の消費税中間申告回数

直前の課税期間の確定消費税額(注1)	中間申告回数
4,800万円超	1回
400万超～4,800万円	3回
48万超～400万円	1回

(注1) 地方消費税額除く

第4節 小括

「守り」の税制の目的の1つは、「企業が生き残り、継続していくこと」である。実際、企業が生き残ることを考えれば、「決算書が赤字である、黒字である」という点よりも「資金が枯渇しないこと」ことが重要である。そこで「資金繰り税制」の必要性を主張する

現行制度の税制の減価償却費や税額控除を活用する場合には、有形固定資産を購入又は保有、または利益が計上できていないと利用できない場合もあり、赤字体質で固定資産を保有、または購入できない企業には活用できない場合も多い。すなわち、税制が企業に貢献できていない場合もある。しかし、どの企業に総じて必要なものは「資金繰り」であり、資金繰りに貢献できるような税制があれば、企業の事業継続の可能性が高まるのではないかだろうか。そこで、本論文にて提案したいのが、少しでも多くの手元に現金を残すための「資金繰り税制」の整備・拡充である。

例えば、納税の猶予期間ができる期間は、原則として猶予を始める日から起算して1年以内であるが、2年を超えて延長はできない（通法46⑦）。つまり現行税制では、猶予の最長期間は2年間である。納税の猶予を申請する企業であるから、業況や資金繰りは厳しいことが予想され、わずか2年間で、納税が出来なかった再生企業が、納税ができるくらいに資金繰りが改善することは難しい場合が大半ではないだろか。よって、猶予期間の最長期間を延長できれば、その間に企業が再生させ、資金繰りを安定化させる時間を

26 松本・前掲注24、268頁。

確保できることにつながり、再生や資金繩りの良化の効果が期待できる。

また、平成17年の企業再生税制施行前は、私的整理を活用する際には、期限切れ欠損金の利用に関して、まず青色欠損金の利用を優先し、期限切れ欠損金の活用は青色欠損金控除後としていた。よって、再生年度以降の事業年度において青色欠損金を利用することができず、当該企業の業況が利益計上できるくらい改善していれば、再生後の事業年度すぐに納税負担が発生することになったことで資金繩りが不安定になり、事業継続を断念することになった事例も散見されていた。これも、優先的に期限切れ欠損金から利用し、その後に青色欠損金を利用できるようにすれば、以前よりも納税負担を抑えることができるが、現行税制では、一部の法的整理や私的整理のみに限られているおり、税制の改正が待たれる。

「資金繩りを良化する」という観点で、税制を考えれば、法人税や所得税等の税法単位ではなく、税法を横断的に考えることが必要になる。この考え方も従来では希薄な概念ではあるが、「資金繩り税制」が現実のものとなれば、企業再生の可能性を高めることになるので、早急な当該税制の整備の必要性を要望する。

第2部

事例編

第8章 A社事例

第1節 概要

1. A社現況

【図表 8-1】 A社決算書（一部修正の上、抜粋）

(単位：千円)

損益計算書	19年 (2007年)	20年 (2008年)	21年 (2009年)	22年 (2010年)	23年 (2011年)	24年 (2012年)	25年 (2013年)
売上高	126,000	112,000	171,000	197,000	152,000	124,000	111,000
売上総利益	22,000	15,000	18,000	43,000	39,000	26,000	22,000
営業利益	△1,000	△51,000	△30,000	△8,000	△1,000	△7,000	△8,000
経常利益	△8,000	△60,000	△25,000	9,000	300	2,000	△7,000
当期純利益	△9,000	△60,000	△25,000	10,000	300	2,000	△7,000
(減価償却費)	0	0	2,000	1,400	700	900	100
社会保険料	4,000	10,000	13,000	14,000	17,000	19,000	22,000
租税（注1）	4,000	6,000	9,000	11,000	13,000	13,000	15,000
小計	8,000	16,000	22,000	25,000	30,000	32,000	37,000
短期借入金	21,000	89,000	84,000	83,000	82,000	82,000	82,000
長期借入金	111,000	104,000	111,000	103,000	94,000	98,000	96,000
小計	132,000	193,000	195,000	186,000	176,000	180,000	178,000

(注1) 租税とは、主として、消費税、固定資産税、源泉所得税等がある。

A社は平成12年に、大手電機会社向け部品組立会社として設立した。その後、自動車分野にも進出し、売上を順調に伸ばしてきた。A社は、緻密な手作業技術が要求される部品製造に強みを有しており、大型製造機械ではできない点が大手競合他社との差別化にもなり、その部分が当社の付加価値を生み出していた。しかし、業務が人による手作業に依存しているために、多くの売上を上げるためにには多くの人を雇用しなければならず、また従業員の安定的な確保及び離職率の低下を防ぐためにも社会保険制度の完備が必要最低条件となっていたために、福利厚生費を含めた人件費関連経費が大きかった。A社は【図表 8-1】にもあるように、ピーク期は2億円前後の売上高を計上していたが、リーマンショック等の世界的な経営危機に2度も直面したことで業況が落ち込み、資金繰りが厳しくなり、その限られた資金を、業務に直接的に影響する人件費や借入金返済に優先し、収益に直結しない間接経費や租税等の支払は後回しして資金繰りを行った。租税等については、過年

度分だけではなく、当月発生分も滞るようになり、最終的にはこれら租税等の元金及びそれに係る延滞税¹も含めると 5,000 万円を超える金額となっていた。A社には監督官庁からは、再三の支払督促や呼び出しがあり、その都度今後の支払計画書の作成や誓約書等を書いて対応してきたが、大口取引先の倒産等があり、更に資金繩りが悪化したことで、監督官庁等約束した金額を支払うことができずに、最終的には、監督官庁より滞納処分として大半の売掛債権に対する差押が行われるために、全く資金繩りが出来なくなり、倒産（実質的には破産）をした。

2. 徴収の手順

A社は、租税等を長期延滞したために滞納処分による売掛金の差押を受けた。その徴収過程に問題はなかったのであろうか。徴収には納税の請求と滞納処分の 2 つの手続があり、納税の請求は 3 つの手続きからなっている。

- ① 納税の告知² (通法 36①)
- ② 督促 (通法 37②)
- ③ 繰上請求 (通法 38③)

このなかで重要なのは督促である。督促は、国税をその納期限までに完納しないときに行う。督促の手段としては、督促を要する国税の納期限の翌日から起算して 50 日以内に督促状によりその納付を督促しなければならないとし、国税に延滞税又は利子税があるときは、本税と併せて督促するものとしている（通法 37）。督促は滞納処分する際の前提条件であり、「税務署長は、督促の規定による督促に係る国税がその督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されない場合には（中略）滞納処分を行う」（通法 40）という文言からもわかる。つまり、督促を欠く滞納処分は違法といえるので、納税者の立場からすれば、督促状の送達がなければ差押をされないとできる³。

A社の場合は、督促状が送付された後に差押が実施されているので、手続的には問題は

¹ 延滞金は、地方税または社会保険料を納期限までに完納しない場合に、遅延利子の意味で課せられる徴収金のことであり、延滞税は国税を法定納期限までに納めない場合に加算される税である。延滞税及び延滞金は延滞をしている本税の差異により名称が変わるものであり、内容に違いはない。よって、本論文では「延滞税」として語句を統一する。また、厚生年金保険料等を滞納し、督促状の指定期限日までに完納しないときは、納期限の翌日から完納の日の前日までの期間の日数に応じ、保険料額に一定の割合を乗じて計算した延滞金する。平成 21 年 11 月分以降の保険料について、平成 26 年 12 月 31 日までの滞納期間に対応する延滞金の割合は、納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については年 4.3%、納期限の翌日から 3 月を経過する日の翌日以後については年 14.6% であり、国税徴収法の例にならっている。

² 国税通則法 36 条によると税務署長は、国税に関する法律の規定により次に掲げる国税（その滞納処分費を除く。以下次条において同じ）を徴収しようとするときは納税の告知をしなければならない。
① 賦課課税方式の国税（過少申告加算税、無申告加算税及び 35 条 3 項に規定重加算税を除く）
②源泉徴収による国税でその法定納期限までに納付されなかつたもの③自動車重量税でその法定納期限までに納付されなかつたもの、④登録免許税でその法定納期限までに納付されなかつたものとあるために、延滞税については、納税の告知を必要とする。

³ 志場喜徳郎ほか『国税通則法精解』（大蔵財務協会、平成 25 年）は、「滞納処分の要件が充足されいつでも滞納処分ができる状態にある場合でも納税者が任意に国税を納付することができるときは滞納処分という強制的な手段によらずに納付されることが望ましいことはいうまでもない」（同 485 頁）。

ない。しかし、事前予告なしの売掛債権の差押によって、資金繰りが出来なくなり、倒産に追い込まれた。差押等の滞納処分は、企業を倒産に追い込む場合も少なくない⁴。監督官庁は、交渉の過程の中で課税の公平性を前面に打ち出しており、再生は優先事項ではない⁵。

現在は差押えの事前通知は法定されていない。監督官庁においては、事務連絡や会議において、標準的な滞納整理手順を示し、実情に応じて滞納整理手順を定め、手続きを遵守するよう指示しているところであるが、滞納整理の現状をみた場合「納付折衝」から「差押え」への的確な転換が行われていない⁶。アメリカ⁷のように「差押えの事前通知制度」を導入は必要ではないだろうか。

3. 差押に係る各種諸法令

差押の対象となる財産については、4つの要件をみたすものでなければならない⁸。

- ① 滞納者の所有に属するもの。
- ② 金銭的価値を有すること。
- ③ 譲渡性を有すること。
- ④ 差押禁止財産ではないこと。

国税徴収法第75条第1項にて、滞納者の最低生活の保障、生業の維持、精神的生活の安寧の保障、社会保障制度の維持等の理由から差押禁止財産⁹を定め、同法76条には、給与の差押禁止を定めている。これは、給与による収入が一般の給与生活者の生計に占める重要性にかんがみ、これらの者の最低生活の維持に充当されるべきである金額に相当する給与の差押禁止に定めている¹⁰。これは、憲法でも定めている生存権の保障にもつながる。A社において売掛債権を差押することには、個人では給与を差押する考え方近いとはいえないだろうか。これは、課税側のスタンスの変更が大きくからんでいる。すなわち、バブル経済の出現とその崩壊が課税庁のスタンスを大きく変更させた。バブル経済出現以前はまで「不動産の価値は下がらない」という土地神話の中で、土地に資産性価値を見出すもの

⁴ 第176国会平成22年10月28日の参議院財政金融委員会で大門実紀史議員が預金の差押を受けて滞納者が自殺した例、滞納額が比較的に少額にも関わらず滞納者の売掛金の差押がなされた例等が報告されている（同会議事録4号133頁）。

⁵ 黒坂昭一「滞納整理における処理促進の一考察」『税大論叢』第53号（平成19年）に、「年金不正免除などにみられるように、近年、収納に対する国民の関心が高まってきたところであり（中略）このような状況において、安易に処分、対応が行われた場合、他の納税者との間で不公平な結果を招くことから、悪質・処理困難事案については、租税負担の公平を実現し、納税者の税務行政に対する信頼を確保する上で厳正的確な滞納処分を実現し、公平な徴収の実現を図る必要がある」（同24頁）と指摘している。

⁶ 藤田健治「滞納整理に当たっての適正手続の在り方」『税大論叢』第57号（平成20年）46頁。

⁷ アメリカでは、差押可能期間内であっても、徴収担当者は、すべての法律上、規則上及び行政上の要件を充足した後でなければ差押えをすることはできないとされている。すなわち、財産の差押えは、差押えを行う前に、聴聞を受ける権利を有することを書面で滞納者に通知するまではできず、かつ、当該通知は、最初の差押えの日の30日前までに、①滞納者に交付、②滞納者の住居又は通常の事業所に差し置く、③内容証明郵便又は書留により最後に知れた住所へ郵送する必要がある。

⁸ 金子宏『租税法 第18版』（弘文堂、平成25年）841-842頁。

⁹ 差押禁止財産には、絶対的差押禁止財産と条件付差押財産の2種類を定めている。

¹⁰ 冬木千成『国税徴収法基本通達逐条解説』（大蔵財務協会、平成20年）770頁。

も多く、当然に差押物件も不動産中心となったが、土地神話崩壊と共にバブル経済も崩壊し、不動産に対する資産性も減少する中で、担保財産あるいは差押執行対象財産は「債権」にシフトしていきている¹¹。この点について、藤田教授は「債権差押えを執行した場合には、滞納者の事業の継続等に大きな影響を与えることになるため。その執行については慎重になりがちである」と記述している¹²。こういった点を踏まえると、監督官庁も当然に売掛債権を差押すれば企業の継続が困難になると認識があるのだろうが、一方では課税の公平性を維持しなければならず、難しい立場である。

4. 納税者権利保護

課税の公平性を優先すべきか、それとも企業の再生のどちらを優先すべきかが問題となる。この点については、滞納処分に手続きを中心とした国税徴収法は、厳格な手続き規定によって滞納処分が行われるようなイメージがあるが、実際は徴収職員の広範な裁量にゆだねられている。現実は量的にその処理能力を超える滞納事案が累積し、質的にも複雑さを増しているにも関わらず、それに見合った徴収職員の増員がなされていないために、1件あたりにかけられる時間が少なくなり、十分な調査がなされないまま売掛金債権への差押、取引先や金融機関等への無差別照会等の事例が増えていることが指摘されている¹³。これは、滞納処分手続きといえども当事者だけの密室状態で強権的に手続きをすすめることには法的に問題があり、滞納者の財産に対する滞納処分にあたっても、憲法の適正手続の保障（憲法第31条）に基づきその手続きが進められる必要があることを意味している¹⁴。

平成13年以降に、何度か最低限度の納税者権利保護のための通則法の改正案が提出されたが廃案となっている。この点について、政府はこれまで、税務行政における納税者の権利保護に関しては、徴収・滞納処分手続前の課税処分手続について「通則法及び各税法において必要な手続を規定し、行政運営の公正と透明性を確保しているので、基本的にはその保護が図られている。」¹⁵との趣旨の国会答弁を繰り返してきている。一方では、政府は、倒産関連法の改正¹⁶や企業再生税制¹⁷等を創設し、一度失敗した企業であっても、早いうちに再チャレンジできる体制整備を進めている。また、国税通則法62条の規定では、国

¹¹ 藤田・前掲注6、18頁。

藤田教授は本論文の中で、債権を差押することに関して「債権は担保として徴収することができないため、差押という手段を講じるしかなく、滞納整理の手段として柔軟性に欠けるという」ことを記述されている。

¹² 藤田・前掲注6、21頁。

¹³ 中村芳昭「国税徴収法の現状と課題」『租税法研究』第33号（平成17年）、11-12頁。

¹⁴ 中村芳昭「税理士の滞納税務代理」北野弘久先生追悼論集刊行委員会編『納税者権利論の課題』（勁草書房、平成24年）768頁。

¹⁵ 中村・前掲注13、8-9頁。また、近年の改正の方向性として、平成23年度税制改正大綱には、「納税者の立場に立ち、『公平・透明・納得』の税制を築くこと」を基本方向性とし国会に提出されたが、この場合の納税者の権利保護は、実体法上の納税義務の免除、軽減を意味するものはなかった。

¹⁶ 平成11年の民事再生法の制定、平成14年の会社更生法、平成16年の破産法の全面改正など。

¹⁷ 平成17年の税制改正による「企業再生の円滑化を図るために税制措置」を指す。この税制措置により、債務免除益に対して「含み損失の損金計上」と「期限切れ欠損金の優先控除」が認められた。

税については本税充当が優先されているが¹⁸、民法 491 条の規定では、費用、利息、元金の順で充当されるので国税とは逆に利息が優先されている。これは、国税は納税者の利益を考慮するからである思料する¹⁹。つまり、本税に先に充当することで、納付した本税部分には新たな延滞税は発生しないから、同じ金額を納税したとすれば、本税に充当していった方が総計での支払いは少なくなり、これらの点からは、延滞者への配慮を感じる。

延滞税は、現在の低金利の状況を考慮し、平成 25 年の通則法改正により利率の引下げが実施されたが、未だ高い状況にある²⁰。延滞税は納付するまで金額が確定されず、また決算上にも延滞元金しか計上されていないために、実際支払をするまでは延滞税額が確定せず、簿外債務に近い性質を持つと考えることができ、再生への足かせとなっている。

第 2 節　納税の緩和制度の活用

1. 延滞税

例えば、A 社のように業況不振を理由として延滞税の免除を受けようとする場合には、国税通則法条 3 項に規定の「国税に係る延滞税につき猶予した期間に対応する部分の金額で納税の猶予を受けていること」が前提となっている。延滞税の免除規定は、各種の納税の緩和制度を受けた場合に延滞税を免除する場合が多く、緩和制度と密接な関係がある。つまり、業況不振を理由に延滞税の免除を受けようとする場合には、前段階として、国税通則法では納税の猶予を受けていなければならない。延滞税の免除については、及び納税の猶予の申請もしていなかった。よって、A 社は延滞税の免除を申請することができない。

2. 緩和制度

納税の緩和制度の主なものは次のとおりである。

- ① 納期限の延長 (通則法 11)
- ② 延納 (所法 131、相法 38)
- ③ 納税及び徴収の猶予 (通則法 46)
- ④ 換価の猶予²¹ (国徵法 151)
- ⑤ 滞納処分の停止²² (国徵法 153)

¹⁸ 返済について地方税は、現在は国税と同様の取扱をしているが、昭和 57 年法改正以前は、民法の取扱いと同様に延滞金や処分費が本税に優先して回収されていた。

¹⁹ 米村忠司「延滞税免除ができる場合の事実認定」『税大論叢』72 号（平成 24 年）133 頁。

²⁰ 平成 25 年改正で、延滞税等の特例割合基準を「国内銀行の貸出約定平均金利（基準金利 + 1 %）」（改正前：「公定歩合（基準金利）+4%」）とした。例えば、貸出約定平均金利が 1 %であった場合には 9.3% となり、現行の 14.6% と比較して 5.3% 軽減となる。

²¹ 換価の猶予とは、債務者たる「滞納者」について、その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続等を困難にするおそれがあるとき等に、その換価を猶予するものである。

²² 債務執行者たる「滞納者」につき、滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮屈させるおそれがあると認められるとき等において、滞納処分等の執行を停止するものである。

A社の場合、納税の猶予を検討していく。納税の猶予が可能になれば、租税支払にかなりの資金が流れている当社としては、資金繰りがかなり改善される。

納税の猶予を申請する際の業績不振を理由とした際の判断基準として、同法 46 条 2 項 4 号または 5 号が該当する。「納税の猶予等の取扱要領の制定について」(昭和 51 年 6 月 3 日付の国税庁官通達をいい、以下この通達を「猶予取扱要領」とする。) の中で、「調査日前 1 年間の損益計算において、直前 1 年間の利益の金額が 2 分の 1 を超えて損失が生じていると認められるとき」²³と説明している。

A社の場合、直近期は当期利益（平成 24 年 2,000 千円 → 平成 25 年△7,000 千円）と著しく減少しており、この猶予取扱要領からすれば、納税の猶予の適用の可能はあったのではないだろうか。A社が納税の猶予を認められれば、その猶予期間に係る延滞金の減免措置が適用される可能性があり、早い段階で認められていれば、その後の資金繰りにも大きく影響していた可能性はある。しかし、A社が納税の猶予を申請したとしても、猶予期間が原則 1 年間以内（猶予期間の延長申請をしたとすれば最大 2 年間が上限）、原則的には担保が必要であること（最近は、担保が必要なくても認められる場合も増加している等の条件が再生を妨げる可能性はある。

A社の場合、猶予の最長期間が 2 年間は短すぎる。赤字の原因が一時的な要因であればよいが、A社のように慢性的に赤字体質である場合には、抜本的に再生をするためには期間必要となる。現行では、納税の猶予が認められて分納する場合において、分納中の猶予期間について新たな滞納は認められず、滞納が発生した場合には、現在の猶予も取り消されてしまう（通法 49）。また、分納方法としても納税の猶予を受けた税額の猶予を受けた期間に分割して支払っていくことになる。つまり、A社は現年度に発生した租税等と納税の猶予分の租税等の 2 重で支払いを余儀なくされる。言い換えれば、業況が悪化することで納税の猶予の申請を行ったのだが、若干の期間猶予を与えられたのみであり、租税等の支払元金額は変わらないが延滞税の負担が増加するので、猶予期間内に業況が急激に回復するか、別途に資金を調達しない限り、資金繰りの改善は見込むことは難しい。

担保の提供については、A社は、既に金融機関に担保を提供しており、監督官庁に対し提供できる担保物件はなかった。納税の猶予を申請する企業は業況が悪化している場合が多く、A社と同様に担保に提供できるような物件はすでに金融機関に担保提供している、または売却していることが予想されるので、担保の提供を条件としていることで、納税の猶予制度が利用しづらいものとなっている²⁴。A社の場合は、現行納税の猶予制度を活用するだけでは効果が小さく、金融機関等の支援機関の協力体制の構築も必要であった。

²³ 猶予取扱要領第 2 章第 1 節 1 の（3）のニの（イ）及び（ロ）。

²⁴ 平成 26 年税制改正で、平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる納税の猶予の申請は見直しがなされており

①要担保徴収額の最低限度額が現行の 50 万円から 100 万円への引上げ、②猶予期間が 3 月末満の場合は担保が不要、③納税の猶予をする場合の納付方法に、分割方法が加えられたこと等が適用される。

第3節 AA会社

1. 創業に至る経緯

A社が倒産したこと、役員及び社員が一夜にして無職となった。A社社員の中でそれ比較的に年齢の若い者は同業他社や異業種への転職した者もいたが、年齢の高い者は転職先も見つからずそのまま退職を余儀なくされた者もいた。退職を余儀なくされた一部の社員はプラスチック製造に係る高い技術的なノウハウを有しており、「何とかこのノウハウをいかしたい」「技術を伝承したい」と考えていて、元A社社員数名で株式会社AA社として創業することを決意した。

2. 創業に関する税制とその問題点

開業率の逆転、法人企業数の減少に歯止めがかからない等の将来の日本経済に関する暗いニュース報道を耳にすることは多い。特に「開業率の増加」については、減少が著しい²⁵。開業率増加のために、各種補助金の整備や低利の融資制度の拡充等を行っているが、実績があがってこない。

税制に関しても、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略によると、中小企業・小企者の新陳代謝の促進が重要施策とされ、平成26年度税制改正において、アベノミクスの成長戦略に基づき、起業による新陳代謝を促進する観点から、起業税制の目玉としてベンチャー投資促進税制²⁶の整備が上げられた。この税制の特徴として、これまでの起業（エンジェル）税制が個人投資家に対するものであったのに対して、今回の税制においては、法人企業によるベンチャー投資が可能となった点が大きいとされた。しかしながら、起業（エンジェル）税制に関しては、平成25年度で48社しか利用がなく、対象企業の制限が厳しく²⁷、利用しづらいとの声が上がっている。他に、個人が産業協力強化法に規定する認定創業支援事業計画に係る認定を受けた市区町村において、同計画に記載された特定創業支援事業による支援を受けて株式会社の設立をする場合には、株式会社の設立の登記に対する登録免許税の軽減くらいしかなく、起業に係る税制は脆弱であるといえ、税制面の支援措置の必要性を強く感じる。

例えば、起業に対する支援としては、中小法人等の起業後一定期間の法人税率等の低減や起業直後の収益、資金見込みが不明であることを踏まえて、役員給与の定期同額給与の

²⁵ 『平成27年度中小企業白書』によると、平成21年～平成24年の年平均として、非一次産業全体で、開業率が1.9%に対して、廃業率が6.3%と大きく廃業率が上回っている（同587頁）。

²⁶ ベンチャー投資促進税制とは、主として、事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドであって、産業競争力強化法に基づき投資計画について経済産業大臣の認定を受けたもの（以下認定ファンドという）を通じ、ベンチャー企業に出資する企業が、出資額の8割を限度として、損失準備金を積み立て、損金算入できる制度。

²⁷ 起業（エンジェル）税制として寄附金控除の特例を受ける場合には、投資対象となる企業は設立3年未満に限られている。また、投資対象となる企業は営業キャッシュフローが赤字であることを要件としており、利用へのハードルは高い。

適用の柔軟化なども検討すべきであると考える。さらには、設立後間まもない企業に対して投資した一般投資家に対しては、寄附金控除の特例、株式譲渡益からの控除特例などのエンジェル税制で手当てされているが、オーナーとしての投資額の一定額をその他の所得から控除するか所得控除するかなどが考えられる²⁸。

また、日本の企業において新陳代謝が進まないのは、開業率の低さと同時に廃業率の低さである。日本の中小企業の場合、会社の債務について、代表者が連帯保証人となっている場合が大半なので、法人の廃業は個人の破産を同時に意味する。よって、代表者個人を守るためにも、法人が廃業できない現状がある²⁹。よって、日本企業の新陳代謝を進めるには、円滑に廃業、転業ができるよう各面からの法制上の整備が重要であり、同時に企業再生税制の整備等も必要になると考える³⁰。

第4節 小括

延滞税の免除及び納税の猶予規定の該当要件は限定的であり、かつ適用は厳格に行われている。それは、減免措置の対象を安易に拡大することが税負担の公平や統一的な課税という点から好ましくないということが考えられる。しかし、経済全体として再生や再チャレンジに関する機運が高まっている中において、未だ国税徴収法や通則法に再生に対する概念が入ってこないことは残念である。また、延滞税の免除や納税の緩和等の措置が世間に広く知られているとは言い難く、知らないことが使えないことになっている面もあり、実際にA社もこういった措置は知らなかった。業況が悪化し始めた初期の段階で当該措置を行えば、資金繰り面で効果が期待できたと思う。

また、納税の猶予が認められたとしても期間も最長2年間であり、業況を改善するには短すぎる。金融機関でも、再生計画は3年～5年を目標に作成していることからも、再生の点からは、猶予期間の上限はもっと延長すべきである。また、アメリカでは、納税緩和制度としてコンプロマイズ³¹がある。これは、納付期間を90日以内の短期納付から徴収時効

期間の残存期間での納付の長期納付まで滞納者の合意と契約に従って納付することができる。これを日本に置き換えると租税債権の消滅時効は5年なので、最長5年間は延長することができることより再生の可能性が高まることになり、一方、監督官庁も時効で消滅することは回避できる。他にも業況が回復するまでの一定期間は繰延できる制度、あるいは進行年度に発生する租税等も合わせて納税の猶予ができる制度の整備等の免除や猶予制度

²⁸ 藤曲武美「企業設立（起業）再生支援税制」『日税研論集』第66巻（平成27年）、119－129頁。

²⁹ 金融庁は「経営得保証に関するガイドライン」を2014年に適用を開始し、法人債務に關し各金融機関に対し経営者保証を求める融資を行うことをすすめており、2015年7月に金融庁から「経営者保証に関するガイドラインの活用に係る参考事例集」等を発行して、啓蒙している。

³⁰ 藤曲・前掲注28、129－130頁。

³¹ 滞納者の納税額を減額するために行われる滞納者と内国歳入庁（IRS）との書面による契約のこと。

の適用範囲の拡大も必要である。

平成 26 年税制改正により、個人事業者に係る事業再生税制も創設され、再生に対する機運は高まっているといえる。徴収法関連法も税務調査時における事前通知等の納税者権利保護の概念は少しずつ取り入れられてはいるが、今後は再生の観点からの延滞税の減免や納税の猶予等も整備されていくことを期待したい。

AA社が創業するに際しては、技術的なノウハウは持っていたが、それを発揮するための工場や機械設備等が必要最低限は必要となり、最初に行ったことは資金調達である。しかし、資金調達のために、各金融機関を訪問したものの、金融機関担当者と面談した際に、「元A社社員」であることがネックとなった。金融機関は、営業エリア内での開廃業に係る情報には精通しており、A社の倒産が金融債務の踏み倒しのような状況になっていることは周知の事実であって、各金融機関ともAA社の社員を見ながら、A社のイメージを重ね合わせている部分が少なからずあった。

最終的には、数行まわった中で、1行が3,000千円を創業資金として貸出を実行してくれ、その資金を元手に、工場の確保及び機械設備のリース等が可能となり、AA社としてスタートを切った。しかし、前述してきたように、創業という最も不安定な時期において、融資制度や補助金制度はあったとしても、税制面での優遇はほとんどないのが実状である。

「開業率を上げたい」と政府は一貫して言い続ける中で、補助金や低利の融資制度、また各種開業に関する相談窓口の設置や創業塾等の開催を行い続けているが、開業率自体は更に低下しているのが実情である。結果が出ていないので、何らかの異なった施策が必要なのではないだろうか。せめて、法人設立に係る登録免許税の減額であれば、開業が確実に受けることのできるメリットではないだろうか。

第9章 B社事例

B社は、業績が好調時代に直営店舗の出店経費やアパート建設を行う際に金融機関から多額の借入を実施した。その後業況が悪化して直営店については相次いで閉鎖したが直営店舗を相次いで閉鎖し縮小均衡する中で、借入債務が大きく残り、資金繰りを圧迫していた。その中で、経営者が多額の金銭を法人に対して貸し付けることで資金繰りを助けていたが、個人資力も限界となり、最終的には資金繰りができず、倒産してしまった。

アパートの安定収益、直営小売店の中の数店舗は人気観光地のテナントとして出店しており、売上高も増加傾向にあったこと、優秀な経営者が育っていたこと、経営者の事業継続意欲が強かったが、過大な借入金とそれに係る支払利息負担がネックとなっていた。過大債務が大きなネックとなっていた。B社が再生するためにはどういった手法が必要であったかについて検討していく。

第1節 概要

1. B社現況

B社は1930年代に、海産物の卸・小売業として創業。地域観光業の発展と共に業況が拡大し、直営飲食店をホテルや商業施設に直営小売店を出店し、ピーク時は10店舗を展開した。また、その当時に節税対策の一貫として本社社屋やアパートを建設して、法人の固定資産を増加させていったが、これらはすべて金融機関からの借入金にて行った。

しかし、団体客から個人客への旅行形態の変更、海外旅行へのニーズのシフトより、旅行客が激減した。それに伴って、小売部門、卸部門ともに減少する中で、直営小売店を相次いで閉鎖した。借入金の支払を行うために、直営店舗の閉鎖や所有アパートを売却しても資金繰りが追いつかず、更なる人件費削減や経費削減を行ったものの資金繰りは改善せず、見通しがたたない状況であった。B社は何度も金融機関に対して債権放棄の要請を繰り返した。しかし金融機関は支払元金の減額等には対応してくれたものの、債務免除に関しては、他の顧客に対する影響を理由に応じてくれなかつた。

結果、B社は典型的な縮小均衡に陥り過大債務が重くのしかかる中で、売上遞減が続き、資金繰りに忙殺される中で、具体的な施策を実施することなく倒産をした。

【図表 9-1】B社貸借対照表

(単位：千円)

(資産の部)	○1年3月	○2年3月	○3年3月	(負債の部)	○1年3月	○2年3月	○3年3月
流動資産	165,061	174,535	173,853	流動負債	239,400	244,950	247,500
現金預金	1,361	1,835	1,158	支払手形	1,000	0	0
受取手形	700	700	695	買掛金	26,000	29,000	30,000
売掛金	12,000	27,000	23,000	短期借入金 (金融借入)	113,300	110,450	109,000
棚卸資産	86,000	84,000	85,000				
未収入金	13,000	11,000	11,000	未払金	1,000	6,000	8,000
その他流動資産	52,000	50,000	53,000	預り金	11,000	11,000	11,000
				代表者勘定	79,500	80,000	80,000
				その他流動負債	7,600	8,500	9,500
固定資産	156,720	155,920	155,920	固定負債	121,000	122,000	128,000
有形固定資産	64,720	64,720	64,720				
土地	810	810	810	長期借入金	121,000	122,000	128,000
建物・構築物	57,000	56,000	56,000				
車両・運搬具	410	410	410				
リース資産	0	0	0	負債の部 合計	360,400	366,950	375,500
その他	6,500	6,500	6,500				
無形固定資産	1000	200	200	資本金	3,000	3,000	3,000
投資その他資産	91,000	91,000	91,000	繰越利益剰余金	-35,619	-33,495	-32,178
敷金	55,000	55,000	55,000				
出資金	13,000	13,000	13,000				
長期貸付金	19,000	19,000	19,000				
その他資産	4,000	4,000	4,000				
資産の部 合計	321,781	330,455	329,773	負債・純資産の部合計	321,781	330,455	329,773

【図表 9-2】 B社損益計算書

(単位：千円)

	○1年	○2年	○3年
売上高	170,527	169,844	139,137
売上原価	95,079	74,063	56,996
売上総利益	75,448	95,781	82,141
役員報酬	8,000	8,546	7,644
給与手当	24,453	23,816	21,088
福利厚生費	3,692	4,737	2,012
企業年金	583	182	0
人件費計	37,727	37,281	30,744
地代家賃	30,933	32,816	28,025
水道光熱費	4,278	3,967	4,144
租税公課	1,678	1,570	1,320
保険料	1,201	935	555
燃料費	978	763	822
広告宣伝費	863	597	150
旅費交通費	671	597	380
修繕費	734	1,131	1,205
組合費	268	120	120
リース料	394	433	600
その他販管費	5,839	5,905	6,024
営業利益	9,514	9,666	8,052
営業外収益	1,048	1,049	1,000
営業外費用	10,493	9,532	10,298
(支払利息割引料)	10,493	9,532	10,298
経常利益	69	1,183	-1,246
特別利益	0	0	0
特別損失	26	0	0
税引前当期利益	43	1,182	-1,246

B社の問題点としては、次の点をあげることができる。

① 過大債務であったこと。

(当初は直営店舗や本社社屋を建設する際の設備資金が大きく、業況が厳しくなったことで、運転資金も借入をするようになり、借入金が増加していった)

② 手元現金が極端に少なくなったこと

(直営店を廃止したことで人件費等の経費削減が出来たが、それ以上に売上入金がなくなりたことで手元資金が極端に少なくなり、資金繰りが出来なくなった)

【図表 9-1】及び【図表 9-2】でB社の直近 3 年間の決算データをあげた。売上高は漸減する中で、経費の削減を限界まで行うことで、本業での儲けである営業利益段階では約 8,000 千円の利益を維持しているが、支払利息負担が年間 10,000 千円超あるために、経常利益の段階では損益が赤字にまで転落する決算期もある。また、B社の決算書上の債務超過額は 32,000 千円であるが、減価償却費が未計上であることや棚卸資産の中で不良在庫も含まれている可能が強いので、実質債務超過は更に大きくなることが予想される。

B社は、創業者一族が代表者となっており、倒産時は 4 代目であり、後継者も社内に順調に育っていた。B社には好景気時代があったので、経営者一族も個人として多額の蓄財があった。しかし、運転資金が枯渇する中で、経営者の個人預金を法人に貸し付けることで資金繰りを行った結果、代表者一族からの借入金が 80,000 千円を越えることになり、これ以上の資金貸与は限界であった。現社長も事業継続の意欲も高かったが、過大債務が再生への大きな障害となっていた。

第 2 節 再生手法

1. 債権放棄

当社の問題点は、過大債務である。例えば、B社のように過大債務が資金繰りを大きく圧迫している場合、どういった手段があるであろうか。まず、再建手法として債権放棄がある。債務者であるB社が自力再生できる力が見込まれるなら、債権者はその有する債権の一部を免除して、債務者の再生を援助する方法をとることが考えられる。なぜならば、資金繰りの悪化により債務者が倒産してしまえば、その債権の全額が回収できなくなってしまうからである。しかし、債権を一部放棄することで、再生が行われれば、残りの債権回収は可能となる。

例えば、B社の場合は、メイン金融機関が○3 期に計上している短期借入金の 109,000 千円の債権放棄を実施してくれれば、債務超過は解消し、支払利息 5,000 千円程度の軽減が

見込まれ¹、再生への可能性が一気に高まる。それに、貸出先の金融機関においても、現在のままの状況が続ければ、貸出債権の全額が回収できなくなる可能性があるので、少しでも回収できれば良いとの考え方もある。

仮に金融機関が応じてくれていたとしても、税務上の問題点に直面する。債務者が事業再生を行う場合において最も問題となるのが債務免除益に対する課税である。債権者が債務者の支援のために債務免除を行ったとしても、それに対して課税されることは再生の妨げになるのではなる可能性がある。また、合理的な再建計画に基づかない場合については、寄附金課税の問題があり、難しい面もある²。

B社が寄附金課税されるか否かについて検討してみる。寄附金課税されない場合として、法人税基本通達に記述があるが³、B社の場合は該当するであろうか。近年発生している子会社等の再建支援事案において、債権放棄の方法も用いられる場合も少なくない。これらの方法による利益供与についても、子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず採られた措置と認められる場合には、単純に贈与とみるべきではない場合もある。B社においても、前述した法人税法基本通達の文言上も再建手段として債権放棄等が含まれる旨の記載もあり、寄附金課税されない可能性が高くなる。金融機関が債権放棄をするとなると、寄附金に該当しない可能性が高まる。

例えば、東京地裁平成19年6月12日判決⁴では、原告X社が子会社の再建計画の実行として行った債権放棄等の寄附金該当性が争われた事案である。本件債権放棄等により、子会社は債務超過の状態を脱すことができ、財務体質改善への寄与に対しての一定の評価しながらも、その目的は倒産回避ではなく、原告の投資拡大にあったとして寄附金に該当すると判断された。判旨は、寄附金該当性を否定する者に立証責任を負うとして⁵、事業関連性の有無は問わず、法人税の基本通達9-4-2への適用要件のみに従って、検討されて

¹ 109,000千円×4.5%（B社 短期借入金利）=4,905千円

² 太田達也『事業再生の法務と税務』（税務研究会出版局、平成25年）6頁。

³ 法人税法基本通達9-4-1で、法人がその子会社等（子会社等には、当該法人と資本関係を有する者のほか、取引関係、人的関係、資金関係等において事業関連性を有する者が含まれる）をした場合において、その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためにやむを得ずその損失等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるときは、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄附金に該当しないものとする。

同法基本通達9-4-2では、法人がその子会社当に対して金銭の無償若しくは通常の利率より低い利率での貸付け又は債権放棄等をした場合において、その無利息貸付け等が例えれば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

B社の場合、まず「子会社等」に金融機関が含まれるか否かだが、国税庁タックスアンサーホームページ上に、子会社等の範囲に金融機関は含まれるとある。

（https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5280_qa.htm#q3-1）

⁴ 東京地裁平成18年（行ウ）第144号（税資第257号順号10725）、棄却決定。

⁵ 品川芳宣「子会社に対してDESがらみで債権放棄した場合の寄附金の認定」『T & A Master』第233巻（平成19年）22頁では、「例外的に損金性が制限されるか否かが争われているものであるから、その損金性を否定する判断（寄附金の認定）において、課税庁側に立証責任が負わされるのは当然である」と述べ、必然的に原告側に不利な結論を導いたと指摘している。

いる。焦点は、金融機関の関与であり、金融機関の無関与を理由に許容されていない。この判例から、金融機関の関与があれば、寄附金課税される可能性は小さくなる。

B社の場合にはメイン金融機関に対して債権放棄を依頼しており、寄附金課税に該当しない可能性は高い。

次のステップとしては、合理的な再建計画⁶である点である。この点については、個々の事例に応じて判断すべき事項とはなるが、次の点において総合的に判断すべきものと考えられている⁷。

- ① 支援額の合理性・・・要支援額が、被支援者の財務内容、営業状況の見通し等から的確に算定されているか。また、被支援者の自己努力を加味したものとなっているか。
- ② 支援者による債権管理の有無・・・支援者が被支援者の債権状況を把握し、例えば、再建計画の進行に従い、計画よりも順調に再建が進んだような場合には計画期間の経過前でも支援を打ち切るなどの手当てがされることとなっているか。
- ③ 支援者の範囲の相当性・・・被支援者との事業関連性の強弱、支援規模、支援能力等からみて、支援者の範囲が相当であるか。
- ④ 支援割合の合理性・・・出資状況、経営参画状況、融資状況等の事業関連性の強弱や、支援能力からみて、支援割合が合理的に決定されているか。

ここでいう「合理的な再建計画」とは、主語は債権者や利害関係者で、それら立場から考えたものであり、債務者側から考えたものではない。

B社の場合、メイン金融機関と話し合って作成した経営改善計画があり、「最低限でもこの金額の返済は実施してほしい」と返済計画が中心となっていたために、かなり厳しい計数目標を掲げた計画ではあったが、債権者である金融機関団が一定の合意を示していた。上述した項目の中で、①～④のすべてに該当していたかのではないだろうか。

よって、最終的な債権放棄の係る寄附金課税がされたか否かについては、本通達の取扱いは、事前に課税当局の承認を得なければならないというものではないが⁸、債権放棄が再生目的であったこと、B社が合理的な再建計画を有していたことから、B社に対する寄附金課税がなされなかつた可能性が高いのではないか。

よって、B社における債権放棄のスキーム導入の可否は、税制面ではなく債権者が合意するか否かになってくる。B社に対しては、金融機関主導で経営改善計画及び返済計画を作成していることから、一定金額の返済は可能であると判断していたと推測される。よって、債権放棄のスキームを活用する可能性は低かったのではないかと考える。

⁶ 大島恒彦・西村義朗『不良債権流動化の仕組みと税務』（中央経済社、平成11年）56頁には、「合理的な再建計画か否かの判断は、個々の事例に応じて総合的に判断するが、たとえば利害関係の対立する複数の支援者の合意に基づく再建計画は合理的なものと取り扱う」とある。

⁷ 森文人編著『法人税基本通達逐条解説 6訂版』（税務研究会出版局、平成23年）870頁。

⁸ 同上、870頁。

2. D E Sの活用

前述したように債権放棄はハードルの高い手法である。よって、金融機関も直接的な効果があると理解できていたとしても、通常は金融機関間の調整の問題や税務上の問題等に直面することになり多くの時間がかかることが想定され、再生が急務であったB社にとっては時間的にも困難な手法だったかもしれない。

債務超過企業に対して、現状の金融支援方法として有効と考えられているのは、D E Sがある。前述してきたように、D E Sとは、デット（債務）とエクイティ（資本）を交換することであり、債務の資本化であり、債務を株式に交換することをいう。D E Sは、会社に対する金銭債務を現物出資する方法による新株発行が多く行われ、払い込むべき金銭がなくても、その会社に対して金銭債権を有していれば、債権者がその金銭債権を債務者企業に対して現物出資をしてその対価として株式を取得することができる手法である。

【図表 9-3】にもあるように。D E Sを活用することで、債務者は過剰債務を減らし財務体質を健全化できるメリットがある。つまり、債務が株式化することで資本が増加し債務超過が解消でき、有利子負債の減少による金利負担が軽減による収益改善が期待できる。

【図表 9-3】 B社がD E S活用した場合のメリットとデメリット

メリット	デメリット
・過剰債務の削減により財務内容の改善が図られる	・債権者による経営の関与
・債務免除益が発生する場合、それに伴い損失処理を行うことが可能	・債務免除益発生による課税のリスク
・債務者区分 ⁹ のランクアップ可能	・D E Sにより資本金の額が増加する結果、法人住民税の均等割部分の負担増加、外形標準課税上の負担の増加、中小企業の税制特例を受ける場合が生じる可能性があること

(出典：藤原総一郎編著『D E S・D D Sの実例 第3版』(金融財政事情研究会、平成26年) 3頁を筆者が一部改訂)

一方では、D E Sを活用するデメリットとしては税務上の問題点が指摘されている。これをB社にあてはめて検討していく。

B社にとっての最大のメリットは、財務内容の改善である。債務の株式化に伴う債務超過

⁹ 債務者区分とは、信用格付に基づく債務者区分のことで、金融機関が債権を保有する先の財政状態に応じて、貸出先を上位、正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5段階に区分する。金融機関毎に多少の違いはあるが、通常は破綻懸念先以下に区分されると、新規貸出は出来ない場合が多い。

額の減少、及び支払利息削減による収益力の改善は、B社の再生可能性は大いに高まる。

また、当時のB社の債務者区分は破綻懸念先であったことより、新規借入は出来なかつた。しかし、DESにより債務者区分が要注意先にランクアップできれば、新規貸出にも対応してくれる可能性がある。

デメリットとしては、株主として金融機関が経営に関与することがあげられる¹⁰。また、B社の場合、DESの金額が7,000千円以上になると、資本金が10,000千円超となるので法人住民税の均等割の負担金額が資本金の増加額に従って増加していき、更に、DESによって、増加するB社の資本金等の額は、その券面額ではなく時価評価するので、債務免除課税のリスクが生じる。

【図表9-4】 金融機関側からのDESのメリットとデメリット

メリット	デメリット
・債務者のモラルハザードの一定の防止 (債権放棄は単なる利益供与ともみられるが、DESは投資スタンスの変更ということもできる)	・債権よりも回収順位が劣後する
・損失を必ず伴う債権放棄と比べ、損失を計上しなくてよい場合がある	・利息収入の喪失
・株主としての経営関与・経営参加	・市場価格のない株式への振替の場合、実務上の株式の処分が困難な面がある

(出典：藤原総一郎編著『DES・DDSの実例 第3版』(金融財政事情研究会、平成26年) 3頁を

筆者が一部改訂)

平成17年度の企業再生税制が創設された。目的として「迅速な企業再生を促進する観点から、民事再生法等の法的整理に加え、一定の要件を満たす私的整理において債務免除が行われた際、評価損の損金算入及び期限切れ欠損金の優先利用を認めることにより、債務免除益への課税回避を可能とした」とあり、具体的には期限切れ欠損金の損金算入(法人税法59条)があるが、この利用できる要件の中に当時はDESは該当しないとされていた。

しかし、翌年の平成18年度の税制改正において、会社更生等による債務免除等があった

¹⁰ 独占禁止法11条1項では、「銀行及び保険会社が他の国内の会社の株式を保有するに際し、当該会社の議決権の5% (保険会社は10%) を超えて議決権を取得・保有することが禁止されている。例外として、①合理的な経営改善のための計画の一環としてDESである場合には、かつ公正取引委員会の許可により、1年超の保有が認められている(独占禁止法11条2項)。なお、非上場会社で、かつ、裁判所が関与する案件の場合又は事業再生ADR案件にてDESにより取得した場合は、平成26年4月に公正取引委員会から出した「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による許可についての考え方」では、原則として2年間(中小企業であれば4年間)が認められている。

しかし、いずれにしても期間が限られてくるネックを避けるために、償還条件付DESが普及している。よって、DES実行の際に、普通株式ではなく、無議決権株式をはっこうする場合もある。無議決権株式とすることで、5%ルールに抵触するのを回避することもできる。

場合の欠損金の算入制度の対象に、債務免除以外の事由で消滅した債務に係る利益の額を含むこととされたことで、D E S の債務消滅益も含まれることとなり、評価損や期限切れ欠損金により相殺が可能となった。

更に、平成 21 年度の税制改正において、民事再生に準ずる私的整理の範囲において、債務免除要件について、自己宛債権の現物出資を受ける場合についても債務免除を受ける場合と同様の取扱いがされることになった。

ここでの債務免除要件とは、債務処理計画の要件（法令 24②一）のうち、企業再生税制の適用要件であった「2 以上の金融機関等による債権放棄」にD E S を加え、「2 以上の金融機関等による債権放棄・D E S」に拡大したと解釈できる、

これは、債務処理計画の要件の文言の中で「債務の免除」から「債務免除等」に変更されたことによる。

3. B 社にD E S を活用した場合

B 社が再生を目指す場合の大きな問題点は過大債務である。仮に、B 社がD E S を活用した場合にはどうであろうか。D E S をする金額については、債権者側はできるだけ少額にしたいであろうし、債務者側はできるだけ大きな額にしてほしいというのが本音ではないだろうか。仮に、メイン金融機関である信用金庫が短期借入金 109,000 千円（券面額 109,000 千円、時価 50,000 千円）のD E S を実施したとする。

【例 9-1】 B 社にD E S を活用した場合の税制上の取扱い

① 現金払込型D E S の場合

実際に現金で払込がなされており、債務者において資本取引となり、債務者に債務消滅益は発生しない¹¹。しかし、今回の B 社の場合には該当しない。

③ 現物出資型D E S の場合

法人税法 2 条 16 号で「資本金等の額」についての定義を設けているが、これを受けた法人税法施行令 8 条 1 項は、募集株式発行に際して現物出資を受けた場合に「給付を受けた資産の価格」が資本金等の増加額になることを定めている。

この点について、平成 18 年税制改正において、「法人が現物出資を受けた場合には、給付を受けた資産の価格（時価）をもって増加させる資本金等の額とすることとされため、いわゆるD E S により自己宛債権の現物出資を受けた場合にはについても、債務者である

¹¹ 太田達也『純資産の部完全解説－増資・減資の実務を中心に』（税務研究会出版局、平成 22 年）では「現金払込型を利用する目的が租税負担を減少させる目的のみであって、当初から計画された一体の取引と認定されるような場合には、現物出資型との対比において公平の観点から否認される可能性も否定できない」との意見もある（同 449 頁）。

法人の増加する資本金等の額は、その券面額でなく、税務上の時価によることになる。

また、債務者である法人が現物出資を受けた自己宛債権に対応する債務について、その券面額と自己宛債権の時価との差額が債務の免除益として計上されることになる」とされた。つまり、DESの場合に券面額と債権の時価を債務消滅益として認識することが必要となった¹²。

よって、B社の場合は、券面額と時価との差額の50,000千円について債務消滅益として課税される。B社の繰越欠損金は当時30,000千円程度しかなく、70,000千円の債務免除益が課税されてしまう恐れがある。

この場合の対応策と考えられるのが、

- ① 繰越欠損金の範囲内（30,000千円以内）の抑え込む
- ② 企業再生税制を活用し、会社更生、民事再生等の法的整理手段を活用して、繰越欠損金を期限切れ欠損金と相殺する（法法59①一、②一）、あるいは資産の評価を洗い替し、評価損の計上を行う（法法33③）により、債務消滅益の課税発生を回避する。
特に、B社の場合には、活用できる欠損金が少ないので、期限切れ欠損金の活用あるいは資産の評価損の計上が必須である。B社は期限切れ欠損金は80,000千円程度はあったということである。期限切れ繰越欠損金の活用については、法的整理だけでなく、一定の私的整理の場合にも認められていた。経済産業省が公表した平成22年1月付「事業再生に係るDES研究会報告書」によると、一定の私的整理とは、法人税法施行令24条1項の要件を満たしていることを前提に中小企業支援協議会の支援等¹³によるものをあげている。

仮に、B社が中小企業再生支援協議会を活用したスキームでDESを実施し、減資及び債権放棄を組み入れないとする。

- ① 109,000千円の債権をDESし、109,000千円のB社株式の取得が発生
- ② 払込金額の少なくとも2分の1は資本金に組み入れる必要があるため（会社法445条2）、資本金の増加額は54,500千円以上は増加する。
- ③ DESにより資本金が増加したこと、通常0.7%の登録免許税が発生。
B社の場合、382千円（54,500千円×0.7%）の税負担の発生。
- ④ 債務超過解消
- ⑤ 4,905千円の金利負担軽減（109,000千円×4.5%）

¹² 東京地判平成21年4月28日において、DESが資本等取引に該当するため、債務消滅益が認識する必要がないという納税者側の主張に対して、DESは①債権の現物出資、②混同による債権の消滅、③新株発行という複数の段階の過程によって構成される複合的な行為であり、これらをもって一の取引行為とみることはできず、②の過程では資本等の金額の増減は発生しないことから、資本等取引に該当するとは認められないと判示し、券面額と「時価」との差額を債務消滅益と認識した課税庁の更正処分を適法とした。

¹³ 中小企業再生支援協議会の他には、「私的整理に関するガイドライン及びQ and Aに基づき策定された再建計画」「RCCによる企業再生スキーム」「事業再生ADRの手続きによる再生計画」「地域経済活性化支援機構（旧企業再生支援機構）によるスキーム」等を例示している。

D E S をしたことで、○3年を例にすれば、損益ベースで 4,000 千円の利益計上、貸借対照表では約 30,000 千円の資産超過（不良資産 40,000 千円を控除後）となり改善する。

第3節 小括

D E S をすることで、支払利息負担軽減による収益力の向上、債務者区分ランクアップによる資金調達が可能になり、攻めの経営ができる可能性が増える等、B社の再生可能是広がったのではないかと考える。ただし、金融機関が多額のD E S に応じることは、将来性が高くなれば現実的には厳しい。中小企業再生支援協議会の活動状況等の資料からは、D E S の利用実績は著しく低く¹⁴、これは、債務者にとって非常に有利であるが、一方債権者側からは、金利収入の減少や、D E S によって得た債務者の株式をどうやって処理していくか等の問題が山積しているためであると推測する。

また、税制上の問題も大きい。債務免除益について、再生手段としてのD E S の利用を促進させる観点からは、合理的な再建計画の下では債務免除益あるいは債務消滅益には課税しない等の解決策が必要なのではないだろうか。

¹⁴ 平成 26 年 4 半期（27 年 1 月～3 月）までのD E S の実績としては 0.2% である。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyougikai/27063002.pdf>)

第10章 C社事例

C社は女性向け洋服や雑貨を中心取り扱う小売業を営む個人事業主である。当社の問題点は、債務過多である。

売上高は漸減しているため、経費削減は限界まで実施しているが、資金繰りが厳しい状況が続いている。それは、金融機関借入金の返済のほかにも、多額の過年度分の個人の国民健康保険税や住民税等、滞留買掛金の存在が資金繰りを圧迫しているためである。

現社長は事業意欲もあり、当社には後継者である県外のデザイン関連の専門学校に通う子供がいて事業を承継する予定であるが、学生であるため、すぐに後継者になることは難しいので、社長も当社を再生させて、少しでも良い状態で承継したいと考えている。

当社については、租税等については課税庁等と何度も交渉を重ねて、当期発生分は分割納付にしてもらい、その分割納付額に過年度分を加算して支払っている状況である。現状の資金繰りの優先順位は、①租税及び業者への支払、②人件費、③金融借入なので、金融借入まで返済できないことで、過大債務が解消できず、再生への道が見えない。前述してきた「資金繰り税制」を活用して、当社の再生への課題と問題点について検討してみる。

第1節 概要

1. C社現況

C社は個人事業者で、業種は女性向け洋服や雑貨を取り扱う小売業である。C社は1つのブランドを取り扱うのではなく、その時代に合った商品を独自のルートで仕入れをするセレクト型ショップショップであり、主たる顧客層はファッショニズムに関心のある10代後半～30代の女性である。オープン時から売上を順調に伸ばして、県内に最大3店舗体制にて営業を行っていた。

しかしながら、ユニクロやH&Mに代表される最新の流行を取り入れながら低価格に抑え大量生産・大量販売するファスト・ファッショニズムの台頭や製造業者自身がインターネットを使った直接販売の実施等の大きな環境変化により、売上が激減した。よって、赤字を計上していた2店舗を閉鎖し、現在は1店舗体制とした。しかし、その後も売上低下に歯止めがかからず、経費削減や金融借入金返済の元金返済の減額を実施したが、売上の減少がそれ以上に落ち込み、厳しい状況は続いている。

【図表 10-1】C 社貸借対照表

(単位：千円)

(資産の部)	○1年3月	○2年3月	○3年3月	(負債の部)	○1年3月	○2年3月	○3年3月
流動資産	15,061	15,535	13,853	流動負債	32,223	30,850	31,807
現金預金	1,361	1,835	1,158	支払手形	1,000	0	0
受取手形	700	700	695	買掛金	6,000	9,000	3,000
売掛金	2,000	3,000	3,000	短期借入金 (金融借入)	13,300	11,450	19,000
棚卸資産	6,000	4,000	5,000				
未収入金	3,000	1,000	1,000	未払金	1,000	1,000	1,000
その他流動資産	2,000	5,000	3,000	預り金	1,000	1,000	1,000
				代表者勘定	9,323	7,900	7,307
				その他流動負債	600	500	500
固定資産	10,920	9,920	9,920	固定負債	21,000	22,000	28,000
有形固定資産	8,720	7,720	64,720				
土地	810	810	810	長期借入金	21,000	22,000	28,000
建物・構築物	7,000	6,000	6,000				
車両・運搬具	410	410	410				
リース資産	0	0	0	負債の部 合計	53,223	52,850	59,807
その他	500	500	500				
無形固定資産	200	200	200				
投資その他資産	2,000	2,000	2,000	元入金	-27,419	-27,419	-27,419
その他資産	2,000	2,000	2,000	所得金額	277	100	693
資産の部 合計	25,981	25,455	23,733	負債・純資産の部合計	25,981	25,455	23,733

【図表 10-2】 C 社 損益計算書

(単位：千円)

	○1年	○2年	○3年
売上高	40,014	37,875	35,930
売上原価	23,308	27,282	25,454
売上総利益	16,706	10,593	10,475
役員報酬		0	0
給与手当	2,800	2,800	2,800
福利厚生費	625	602	570
企業年金		0	0
人件費計	3,425	3,402	3,370
広告宣伝費	102	123	69
水道光熱費	190	201	163
租税公課	20	25	10
保険料	100	102	80
販売手数料	402	380	355
備品消耗品費	200	223	190
接待交際費	305	322	241
リース料	41	41	41
地代家賃	1,020	1,020	1,020
減価償却費	20	21	13
その他販管費	4,502	3,399	3,345
営業利益	1,379	1,334	1,578
営業外収益	35	28	40
営業外費用	1,102	1,234	925
(支払利息割引料)	1,098	1,145	887
(雑損失)			0
経常利益	277	100	693
特別利益			
特別損失		0	
税引前当期利益	277	100	693
法人税、住民税等			
当期純利益	277	100	693

2. 現状及び問題の所在

特に、C社にとっては、借入金負担も大きいが、それと同様に過年度分の未払分の国民健康保険税、市町村民税の負担も重くのしかかっており、これらが資金繰りを厳しくさせている。C社の問題点は次の点である。

① 債務過多

(金融借入金のみでなく、過年度分の国民健康保険料や市県民税等の租税等も延滞しており、資金繰りを悪化させている要因の一つとなっている)

② 利益増加策が売上増加策のみであること

(経費削減は限界まで実施しており、売上高の増加が当社の改善策であるが、店内改装等の大規模な施策は当然に資金を必要とし、借入が必要となるので金融借入が困難である当社には難しく、資金投下を必要としないソフト面中心の施策となるので、手段が限られ、抜本的な対策が打てない)

③ 手元資金が少ないこと

(財務に関して、事業用と私用との間に明確な切り分け及びルールがなく、個人の家賃や食費と仕入資金が同じ財布から出てしまうこともある。国民健康保険税等の個人的債務も大きい当社は、場合によっては、売上金等から支払っているので、常に資金が厳しい状況が続いている)

第2節 法人成りの是非

節税対策の一つとして法人成りを検討する個人事業主が少なくない。それは、法人形態をとった場合には、まず、家族構成員その他の関係者を従業員とすることにより、これらの者の間に所得を分割して、高い累進課税の税率の適用を回避することができ、さらに、利益を配当に充てず、内部に留保することによって、法人税率を上回る所得税の段階税率の適用を回避することができる。その結果、全体としての税負担は多少とも減少する可能性があるためにある。法人成りがC社を改善する一つの施策となりうるのか。法人化のメリット、デメリットは様々であるが、一般的には【図表10-3】のようにまとめた。

もちろん、租税回避のみを目的として法人成りが行われば場合に、法人格を否認するとして、法律上は法人に帰属する所得をその構成員たる個人の所得として課税することが問題となる。この点については、租税法律主義のもとでは、真実に存在する法律関係から離れて課税することは許されないから、消極に解すべきであろう¹。しかしながら、前述して

¹ 金子宏『租税法 第18版』(弘文堂、平成25年) 168頁。

きたように、手元資金を残すという点から言えば、短期的な視野に立てばメリットがある。

【図表 10-3】 個人法人のメリット・デメリット

		個人		法人	
開業	開業・設立の手続き	登記は不要		登記が必要	
				設立費用がかかる	
事業年度	1月1日～12月31日			自由	
		自由に変えられない		(繁盛期を避けるなど、1年を超えない範囲で任意の時期を設定可能)	
経営	信用力	劣る		株式会社は、信用度が大きい	
	資金調達	手段も限定されており、比較的		融資、出資、株式公開による調達が可能	
		困難			
	責任リスク	無限責任		株式会社等は有限責任 (融資保証、役員責任はあり)	
	機関設計	不要、自由に経営できる		株式会社では、取締役、監査役等の選任、登記手続が必要	
労務	経理・記帳義務	簡易な処理が可能		複式簿記が義務	
	経理・事務負担	簡易な処理で負担は少ない		維持費用、事務処理等の負担大	
労務	社会保険	任意加入		強制加入	
				保険料コスト負担の発生	
	求人	募集しにくい		募集しやすい	
税務	税法	所得税		法人税	
	税率	超過累進税率		比例税率	
	給与所得控除	なし		あり	
		利益は、事業所得		役員所得、給与は給与所得課税	
事業承継	欠損金の繰越	3年間の繰越控除		最長9年間の繰越控除	
	交際費	事業遂行目的であれば、ほぼ全てが経費扱い		損金算入限度額がある (現在はほぼ全額損金算入可)	
退職金	事業承継	相続時に事業承継		生前で事業承継可能	
		遺産分割などの問題あり		決議のみで社長交代可能	
	退職金	本人、専従者は必要経費不可		損金算入可能 退職金の優遇税率制度有 生命保険等で節税可能	
… 比較的有利な点					
(出典: 平野敦士、(株)マネジメントファイン編著『法人成りの税務と設立手続のすべて』(中央経済社、2011年)、6頁。 筆者が一部改訂)					

【図表 10-3】にもあるように、法人成りのメリット、メリットは様々であるが、特に法人成りをするメリットとして、一般的に対外的な信用の増加と税務面を上げる場合が多い。

対外的信用力の増大については、株式会社や合同会社という肩書がつくことで、対外的なイメージアップにつながり、取引先への信用力の増加や印象が良くなるといった目には見えない効果が出て、取引の安全性や社会的信用力の向上につながるとされている。

また、会計面において、法人は個人と法人を明確に分けることの財産管理を要求される

ことになるので、法人単体での実態把握が可能となることで、損益・収支が明確となり、金融機関等の融資判断が個人に比べて、しやすくなるといわれている²。

今回、C社の改善策に法人成りを上げているのは、上述した対外的な社会的信用力の向上よりも、資金繰りの円滑化を目的とした。所得税法では、事業所得等の所得金額の計算に当たって、総収入金額から必要経費を控除するとともに、家事費及び家事関連費については、必要経費に参入しないこととしている（所法 45①一）。家事費は、人の衣食住に関する支出や社会的、文化的生活を営む上で必要とされる諸経費（生活費、交際費、教育費、医療費、住宅費等）を意味し、所得を得た後の消費支出、すなわち所得の処分に相当するものであるから、家事費が必要経費に算入できないことは規定を待つまでもなく明らかである。しかし、所得税法上の納税義務者である個人は、所得の獲得行為として経済活動を行うと同時に消費生活活動も行っているのであるから、個人の支出を「必要経費」と「家事費」に区分することは必ずしも容易ではない。このため、「家事費」を必要経費に算入しないと規定するとともに、必要経費の要素と家事費の要素が混在している「家事関連費」については、次のものに限って必要経費に算入することとされている（所令 96）。

- ① 家事関連費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、必要な部分を明らかに区分できる場合・・・その明らかに区分できる金額
- ② 青色申告者の場合・・・取引の記録等に基づいて不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額³
所得税法では規定があるものの、実際的には、事業部分と生活部分の切り分けは難しく、実際の金銭的出し入れについてはひとつの「財布」で管理している場合も少なくない。よって、所得税法上は、事業に関連しない経費支出を「事業主貸」、事業に関連しない獣収入を「事業主借」とすることで区分している。

【図表 10-4】にもあるように、C社においても事業主借及び事業主貸とともに毎事業年にかなりの金額を計上しており、本業での実態把握を不透明にしている。

【図表 10-4】 C社個人勘定推移表

（単位：円）

	○1年	○2年	○3年
事業主借	4,431,110	732,123	1,900,234
事業主貸	4,725,642	3,564,298	3,888,212

² 平野敦士、(株)マネージメントリファイン編著『法人成りの税務と設立手続のすべて』（中央経済社、平成 23 年）4 頁。

³ 池本征男『所得税法理論と計算（四訂版）』（税務経理協会、平成 20 年）136-138 頁。

よって、金融機関側でも本当の意味での実態把握が困難となり、融資判断を難しくしている部分もあり、法人成りをすることによって、C社の実態を把握させるのに役に立つことは言えるのではないか。

4. 税務面の取り扱い

一般的には、法人成りをするメリットとしては、税務面による効果をあげる場合が多い。C社にとってもメリットを次にあげる。

① 青色欠損金を最長 10 年間繰越することができる

個人事業主の場合、青色申告者の純損失の繰越控除は最長 3 年間しか認められない（所法 70）が、法人の場合は、現行制度では、最長 10 年間の青色欠損金の繰越控除が認められている。C社の過去の申告書を確認してみると、繰越欠損金が期限切れとなっている事業年もあり、納税が発生している年もある。今回の法人成りにはこういった効果は期待できない部分もあるが、今後の件を含めると大いに活用できる。

② 消費税の免税効果が期待できる

法人設立の創業時には消費税の免税効果が期待できる。消費税では、基準期間⁴における課税売上高が 1000 万円以下の事業者は、その年又はその事業年度の課税資産の譲渡等について納税義務が免除される。つまり、創業期の 2 年間（2 期間）は、基準期間がないため、原則として納税が免除される。

③ 保障面でのメリットが大きくなる

個人事業主であれば、退職金を事業主に支払うという概念はなく、また、家族従業員への退職金支払いも必要経費として認められない。しかし、法人から経営者本人や家族事業員への退職金を支払うことができ、その額が適正であれば法人の損金として認められる。さらに、受けとった退職金は退職所得として課税されるが、退職所得は他の所得と比べ、老後の生活保障という観点から課税上、非常に優遇されているので、大きな節税効果にもなり、老後の生活資金も確保することができるようになる。

④ 社会保険による保険料の引き下げ効果及び将来の保障の増加

個人事業の場合は、社会保険には任意加入することは出来るが、加入できたとしても従業員だけであって、個人事業主自身は加入することは出来ないので、一般的には健康保険は国民健康保険、年金は国民年金に加入することになる⁵。しかし、法人化することで代表者 1 人の法人であっても社会保険に加入することができるようになる。

⁴ 基準期間とは、個人事業者の場合には原則としてその年の前々年、法人の場合には原則として前々事業年度をいう（消法 2 ①14）

⁵ 建設業等の個人事業主は、国民健康保険制度ではなく、個人事業者等を対象にした建設国保制度があり、加入している者も多い。

社会保険に加入することで、まず、健康保険は、病気やケガ、あるいは出産などで仕事ができなくなった場合に保険給付ができるようになる。これは、病気やケガの場合は傷病手当金、出産の場合は出産手当金として、標準報酬日額の6割が支給される。また、年金保険は、厚生年金保険加入することで、受給できる年金は大幅に増加することが期待できる⁶。しかし、C社の場合には、こういった将来の効果を期待するというよりも、現状の負担を軽減することを第一の目的している。

第3節 小括

C社の業況は非常に厳しい。今を乗り切らないと、将来は見えてこないことから、短期的、即効性を重視した、資金繰りの円滑化のための、「法人成り」の施策である。つまり、給与を最低限に抑えることで社会保険料を最小化し、消費税については現行税制下での最大2年間の免税を活用する。

C社の経営者は、「資金があれば再生できる自信はある。ただ、その資金を貸してくれる金融機関がないことが残念だ。」と良く口にする。よって、できる限りのキャッシュアウトを抑えることが重要である。その中で、現況のメイン金融機関が承諾していない状況下で債務免除の選択肢はない。よって、法人成りを実施することで、税制上で得ることができると考えている。その蓄えた資金で改善策を実施していくことが、現実的な再生への近道なのではないか。

今回の提案施策は劇薬であり、短期的に資金繰りを安定させ、安定した後に、再度中期的な業況を勘案しながら改善施策の立案の必要性はある。

個人事業主における再生に係る税制が徐々にではあるが改正されているが、未だ未整備といえる。期限切れ繰越欠損金の活用や青色申告者の繰越欠損金の年数の拡大等が活用できるようになれば、現状よりも再生の可能性が高まる個人事業主が増加するのではないかだろうか。

⁶ 平野・前掲注2、14-16頁。

終章

「企業の再生や存続が優先するのか、あるいは、課税の公平性が優先するのか」と「中小企業が生き残るためににはどういった税制が必要なのか」、本論文は2つ問題意識からなっている。

本論文を書きたいと思った端緒は「再生したいという強い思いを課税の公平性を欠くからという説明で会社が再生の機会を失ってよいものであろうか」といった再生の現場から起こった疑問からであった。そして、A社の再生に取り組む中で、監督官庁との交渉過程や、過大債務を目の前にして、「税制が再生の鍵を握っている」と実感した。そしてその答えを探すために本論文に取り組んできた。

第1章の「再生と課税の公平性」は、「再生は課税の公平性に優先する」との仮説を検証するために、「租税特別措置」の意義や根拠を念頭におきながら、再生と課税の公平性との関連性を税法の観点から検討した。

「再生」が「課税の公平性」に優先すると考えてもよい根拠としては、①企業が再生することができて業況が回復すれば、滞納している法人税だけではなく、新たに発生する法人税や該当企業で雇用される従業員の源泉所得税の徴収が期待でき、結果として税収の増加や経済の再興ができること、②法人数を増加させるとした場合に、新規開業数の増加に期待するよりも、現存する企業を再生させて倒産件数を減らした方が現実的で可能性も高いことなどをあげた。

筆者は「再生を目指す中小企業を助けたい」との強い思いが前提にあるなかで、「再生」が優先すべき根拠を、税収の増加や経済の振興の効果に求めていたが、再生できなかっ場合には徴収ができないことや、「再生」が「課税の公平性」に優先するという税法的な根拠は弱かった。当章を検討していくなかで、租税特別措置を取り上げ再生との類似性を検討した。租税特別措置は、長年にわたり課税の公平性に反していると再三指摘は行われているが、現在においても未だ存在している。この点に当問題意識の根拠を求めた。

租税特別措置が、税負担の公平を犠牲にすることを認めたうえで、租税が目的とする一定の政策目的の実現に資することに寄与すると考えられている。ここでの考え方を中小企業の再生にあてはめると、一定の政策とは、税収増加や経済振興や雇用の確保等の様々な目的があるが、これは再生が出来た後の将来に期待できる効果である。では、再生が出来なかっ場合は、再生が課税の公平に優先する根拠がない。この点について、中小企業は生きる権利がある、つまり「生存権の保護」をしなければならないという点で説明できるとの結論を得た。

第2章の「中小企業と税制」では、「中小企業の範囲」に着目し、会社法、法人税法等の法律的側面から中小企業の範囲等を確認した。本来、法人税は、原則として絶対多数を占める中小企業を中心に考えられなければいけないが、「中小企業税制」という言葉が表すよ

うに、現行の法人税法では、中小企業向け税制は法人税法の例外規定の位置づけともいえる。課税の公平性の観点からも税制が抱える課題についても取り上げるなかで、中小企業と税制の関係について検討をした。例えば、吉本興業㈱のように実際の企業規模ではなく、中小企業の定義をする資本金に注目して、減資することで中小企業としての税制優遇を活用する事例を取り上げた。中小企業基本法の中小企業の定義は拡大されているにも関わらず、法人税法上の資本金基準は昭和41年以降変わっておらず、法人税法上と中小企業基本法の範囲の考え方にはズレが生じている点も指摘した。

また、「再生」と「税制」の関わりについて検討するなかで、当章で例示したように、「減資による中小企業税制の活用」も再生手法の1つと考えた。事業形態は事業者の自由な選択に委ねられることにより、当該企業のように減資し税制上の中小企業になることで、中小企業の税制上のメリットを享受することは財務戦略上の効果を発揮する。ただし、事業形態の選択に税制が必要以上に介入し、その選択が税制によって歪められることは望ましいことではなく、課税の公平性に正面から抵触することは明らかであることから留意すべきであることを指摘し、現在の中小企業の定義について、資本金等で判断をするだけでなく、企業の実態を反映するような売上高や、あるいは担税力の観点からすれば利益額等も中小企業の判定基準に加えることが出来れば、現状よりは課税の公正性が保たれるのではないかということを結論とした。

第3章の「中小企業基本法と中小企業税制」では、中小企業基本法と中小企業税制の関わりについて検討した。中小企業基本法が成立した背景や変遷を整理するなかで、中小企業税制がどう関係し、変遷したのかについて考えた。また、中小企業税制が企業活動にどの程度影響を与えるのかを検証するために、「設備投資」を題材にし、税制が与える効果を分析した。

大企業と中小企業の格差是正のために、中小企業基本法が制定された。その当時にその目的に従って、設備投資の促進等を柱にした「攻め」の施策や税制も打ち出されていた。全体としての経済成長は達成できた部分もあり、税制が効果的に働いた部分はあったが、一方では倒産件数は大きく増加し、当初の目的であった格差是正には至っていなかったと察した。格差が解消できなかった背景には、いわゆる設備投資を促進する施策は、「攻め」の施策であり、体力に劣る中小企業には限界がある施策ではあったと考えた。この時期には「再生」や「納税の猶予等の適用要件の緩和等」の「守り」といった施策や税制は、主要な概念としてあがっていない。

昭和50年代以降、日本経済は急速な成長期から安定的成長期に入った。この時期の税制改正の背景にあったのは、財政赤字と経済のグローバル化である。拡大し続けた経済に疲れと歪みが税収不足による財政赤字として顕著になり、「攻め」中心の施策の転換の見直しが急務となった。このことは税制にも要求され、従来採用されていた減税措置や特別償却等の拡充といった「攻め」を中心とした税制は大きな変換を求められることになり、抜本的な税制改革が必要となっていました。

また、中小企業税制が企業活動にどの程度影響を与えるのかを検証するために、「設備投資」を題材にし、税制が与える効果を分析したが、融資残高や設備投資額は増加しているが、「攻め」の税制にどの程度効果があったかについては、効果の測定が難しく、分析の結果を持ち越した。

第4章の「新中小企業基本法と中小企業税制」では、中小企業基本法の目的は大企業と中小企業の格差是正であったが、現在ではその格差は広がっていると実感している。また、わが国の中小企業・小規模事業者数は、平成24年で約385万社といわれており、平成21年は中小企業・小規模事業者数は420万社であり、3年間で約35万社が減少しており、また年間1万社以上は倒産している現状から、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい。当章では、「企業を生かす」と「企業が生き残ること」をキーワードとし、中小企業基本法が大きく改正されたなかで、中小企業向けの税制がどのように変化してきたのかについて検討した。

現在の中小企業を支援する税制は従来のような設備投資を促進する「攻め」ではなく、事業承継税制や企業再生税制といった「守り」の概念が必要となってきた。「守り」の税制に分類されるものには、納税の猶予や事業承継税制等の即効性のある税制は少ない。つまり、「攻め」の税制よりも、「守り」の税制の方が爆発力はないものの、持続性や将来性は期待できるものもあり、長い期間で考えていくれば、経済活性化に寄与できる。「守り」の税制の充実・活性化こそ、現行のような成熟経済化では経済活性化の鍵ではないかと結論づけた。

また、中小企業基本法の変遷に着目して、税制が設備投資という企業施策にどのように影響を与えるかについて分析した。結果は、設備投資は先行指標であり、経済状況に左右される面が大きいながらも、減価償却費を活用した「攻め」の税制も効果が徐々に小さくなる。傾向として「攻め」による効果は初回が一番大きく、次回以降は漸減する中でマンネリ化を引き起こしてしまい、ほとんど効果がわからなくなってしまう。よって、設備投資を促進させるような減価償却費の税制については、一定の効果はあったのではないかどうかと多少強引ではあるが結論づけた。当結論については、中小企業を取り巻く経済環境の影響や論証不足が否めない。これら論証不足の点については、今後の研究課題とした。

第5章の「企業再生税制の現状の課題と対応策」では、企業再生税制に着目した。企業再生税制は、経済団体や実務家等の声が大きかったことも導入要因の一つと言われている。企業再生税制とはどのような税制で、どういった経緯から誕生したのかについても取り上げながら、当税制のメリットやデメリットを整理し、企業再生税制の現状と課題とその対応策を考えた。

平成17年度に企業再生税制が整備されたことで、法的整理等は期限切れ欠損金を活用して債務免除益課税を回避できるようになった点等は、再生をするに際して効果があったといえる。当税制が制定当時は大企業向けの税制であるとの批判も受けていたが、中小企業の再生に有効な「経営者の私財提供の特例等」の改正等を重ねながら、再生の可能性の高

まる税制へと変遷してはいるが、未だ成長過程であると整理した。現実問題として、企業再生税制だけでは、本当の意味での中小企業の再生はできない。企業再生税制の多くの項目が、債務免除益や私財提供等の取扱いについて非課税とするといった内容であり、手元の資金が増加するものではないからである。つまり、企業が事業継続していくためには、「資金繰り」も重要であり、それらの部分について、企業再生税制はあまり踏み込んでいない。

そのために必要な税制は「資金繰り税制」である。「資金繰り税制」としては、当章で例示した中小企業等経営力強化法の承認企業のメリットである「取得後3年間の固定資産税の減免措置」である。当該措置は手元に資金を残すことにつながることや赤字企業でも活用できることから、今までには少なかった税制のメリットがあり、資金繰り税制にして活用できることから、当該税制のようなメリットをもつ税制を増やすべきであるとした。

第6章の「再生手法の検討」では、再生するための再生手法について、各手法の概要を説明し、メリットやデメリットを整理する中で、現状の問題点を見つけ、必要な改善策を検討してする過程の中で、アメリカの税務上の取扱い等もみてきた。

再生手法の利用が低調である理由の中で、中小企業は、法的整理よりも風評リスクを極小化できる私的整理を希望する場合が多く、中小企業再生支援協議会等の公的機関も以前に比べたら利用しやすくなったとはいえるが、未だ抵抗を感じる部分もあるといった制度面の問題やDES課税のあれば、期限切れ損金算入が活用できないのであれば、原則としてDESの金額は青色欠損金の範囲内が基準となり、DES実施後の翌事業年度以降は、事業から所得が発生すれば当該所得に対して課税され、資金繰りに支障をきたす恐れがあるといった税制上の問題、あるいは手法自体の認知度不足の問題等を実績が乏しい理由とした。

アメリカでの債務免除益の取扱いを確認したが、債務超過を1つの基準として、益金算入等を判断基準としている点は参考になる。日本での場合は、益金不算入になるには、アメリカよりもハードルが高く、他の税制にも見られるように、適用条件についてもう少し緩和をすべきではないだろうか。

実際の再生現場では再生手法の活用によって、当該企業の再生可能性も大きく変化することより、非常に難しい選択を迫られる場合もある。今の経済環境下においてどういった再生手法がよいのかという点については、今後も検討していく。

第7章の「資金繰り税制の導入の整備・拡充の必要性」では、「企業が生き残るためにはどういった税制が必要か」、筆者は「資金繰り税制の整備・拡充」を主張する。企業が再生するためには、企業再生税制のように再生手続時に活用する企業再生税制だけではなく、再生後の資金繰りも円滑に進めるための税制の存在も重要となる。しかし、現行の税制では、資金繰り税制という言葉はない。

業況が悪い企業では、租税を延滞している場合も多く、租税の負担や延滞税の負担も資金繰りを大きく圧迫する。企業再生税制を活用して、債務免除益が非課税になるスキームが出来たとしても、手元に資金がなければ、再生企業は倒産してしまう。

「手元に現金を残すためにはどうしたらよいか」という観点から、資金繰りと税制の関係について検討した。

本論文で繰り返してきたが、「守り」の税制の目的の1つは、「企業が生き残り、継続していくこと」である。実際、企業が生き残ることを考えれば、「決算書が赤字である、黒字である」という点よりも、「資金が枯渇しないこと」ことの方が重要である。そこで「資金繰り税制」の必要性を主張する

例えば、納税の猶予期間ができる期間は、原則として猶予を始める日から起算して1年以内であるが、2年を超えて延長はできない（通法46⑦）。つまり現行税制では、猶予の最長期間は2年間である。納税の猶予を申請する企業であるから、業況や資金繰りは厳しいことが予想され、わずか2年間で、納税が出来なかつた再生企業が、納税ができるくらいに資金繰りが改善することは難しい場合が大半ではないだろか。よって、猶予期間の最長期間を延長することできれば、その間に企業が再生させ、資金繰りを安定化させられる時間を確保できることにつながり、再生や資金繰りの良化が期待できる。

また、平成17年の企業再生税制施行前は、私的整理を活用する際には、期限切れ欠損金の利用に関して、まず青色欠損金の利用を優先し、期限切れ欠損金の活用は青色欠損金控除後としていた。よって、再生年度以降の事業年度において青色欠損金を利用することができず、当該企業の業況が利益計上できるくらい改善していれば、再生後の事業年度すぐに納税負担が発生することになったことで資金繰りが不安定になり、事業継続を断念することになった事例も散見されていた。これも、優先的に期限切れ欠損金から利用し、その後に青色欠損金を利用できるようにすれば、以前よりも納税負担を抑えることができるが、現行税制では、一定の法的整理や私的整理のみに限られているおり、税制の改正が待たれる。「資金繰りを良化する」という観点で、税制を考えれば、法人税や所得税等の税法単位ではなく、税法を横断的に考えることが必要になる。この考え方も従来では希薄な概念ではあるが、「資金繰り税制」が現実のものとなれば、再生の可能性を高めることになる。

第8章の「A社事例」では、A社は、国税徵収法及び国税通則法に係る現行の滞納処分のあり方について考えた。A社は、売上高が減少して資金繰りが厳しくなる中で、会社や従業員を守るために限られた資金を従業員の給料や業者への支払いを優先したために、租税等を滞納したため、監督官庁より売掛債権を差押えられて、資金繰りができなくなった。租税等を支払っていないA社に否はあることを前提しても、再生を目指していたA社が、監督官庁の「課税の公平性」との大義の中で再生の芽を摘まれてしまったことは非常に残念であった。現行制度下の延滞税の免除及び納税の猶予規定の該当要件は限定的であり、かつ適用は厳格に行われている。経済全体として再生や再チャレンジに関する機運が高まっている中において、未だ国税徵収法や通則法に再生に対する概念が入ってこないことは残念である。また、延滞税の免除や納税の緩和等の措置が世間に広く知られているとは言い難い点も問題点として指摘する中で、周知・徹底していくことの難しさも知った。

第9章の「B社事例」では、税制と再生手法について検討した。「過大債務をいかに解消

するか」、これは再生を検討する中で最も大きなテーマ1つである。債務放棄してもらうとすれば金融機関等の債権者の同意を得ることが困難であった部分もあるが、寄付金課税や債務免除益の課税上の問題も大きなハードルとなっており、課税上の問題からいえば、課税の繰延ともいえるD E S等の再生手法が有効打として期待され、B社でも活用できたのではないかと思えた。赤字削減を優先したことでの資金繰りも厳しくなっていた。

D E Sをすることで、支払利息負担軽減による収益力の向上、債務者区分ランクアップによる資金調達が可能になり、攻めの経営ができる可能性が増える等、B社の再生可能是広がったのではないかと考える。ただし、金融機関が多額のD E Sに応じることは、将来の再建可能性の高さ等の将来性が高くなれば現実的には厳しい。中小企業再生支援協議会の活動状況等の資料からは、D E Sの利用実績は著しく低く、これは、債務者にとって非常に有利であるが、一方債権者側からは、金利収入の減少や、D E Sによって得た債務者の株式をどうやって処理していくか等の問題が山積しているためであると推測する。

また、税制上の問題も大きい。債務免除益について、再生手段としてのD E Sの利用を促進させる観点からは、合理的な再建計画の下では債務免除益は課税しない等の解決策が必要なのではないだろうか。

第10章の「C社事例」では、今回取り上げた3社の内、A社とB社は既に倒産しており、C社のみが事業継続している。第10章のC社の場合は、過大債務が問題点であるが、金融債務もあるが、過年度分の租税等の負担も大きく、資金繰りが出来なくなっていた。現行の税制では、法人よりも個人の方が再生に関しては未整備であり、活用できる手法も少ない。よって、資金繰りを良化させるという点に絞って、法人成りの検討を提案している。法人設立後、2年間の消費税の免税特例の活用や、社会保険料の負担軽減等の現行の税制上のメリットを活用した手法である。ただ、短期的に資金繰りをよくするための劇薬であり、C社が現状の危機を脱して業況が安定すれば、他の中期的展望を踏まえた施策が必要となってくる。

最後に問題提起した「企業再生に係る税制には何が不足しているのか」、「課税の公平性が再生に優先するのか」について自分なりの意見を述べたい。

まず、「企業再生に係る税制には何が不足しているのか」については、筆者は「横断的な税制の整備」を提言する。企業再生税制を中心とした再生に係る税制は、債務免除益をいかに回避するかがポイントとなっている。業況が厳しくなった企業は過大債務で苦しんでいる場合が多く、債務免除が特効薬である。

しかし、債務免除には2つの障害がある。1つは、債権者である金融機関等の貸し手の姿勢である、原則として、金融機関は債権放棄には応じない。このことは、当然と言えば当然であろう。よってD E S等の再生手法を使い、債務免除ではなく、実質的な返済猶予の効果をねらったが、これら手法の活用実績は上がってない。もう1つは税制の未整備である。特に、私的整理を活用した場合の税制が遅れている。

また、今回改めて考えさせられたことがある。それは、「企業が生きる残るためにはどう

したらよいか」ということである。筆者は、本論文にて、再生と税制について考えてきた中で、現行税制の不備や改善策について提案をしてきたが、再生というものをもっと大きな視点で考えて、「この厳しい環境下の中で、どのように企業が生き残っていくのか」と考えることに気づいた。その際には「資金繰り」、つまり「手元現金をいかに残していくのか」という点である。こ、日々再生の現場、あるいは本論文の事例を通じて、実感していることである。この「何が不足しているか」とのもう1つの答えとして筆者は「資金繰り税制の整備及び拡充」を提言する。

「資金繰り税制」とは、課税の猶予制度を骨子した課税の繰延制度の充実を柱とする。課税の繰延制度とは、A社事例でも紹介したように、業績悪化時に発生する租税（例えば、法人住民税均等割等）についても、業績回復時まで納税を猶予する制度である。前述してきたように現行も制度としてあるが、条件が厳しい。よって、この部分については、業績不振等を本人からの申請減免については「課税の公平性」の観点から監督官庁も積極的な同意は難しいであろうが、「課税の猶予」であれば、監督官庁の一定の理解を得られるのではないかだろうか。

もう1つの「再生が課税の公平性に優先するのか」については、当初より再生が優先すべきだという立場は変わらなかった。しかし、その根拠は当初とは違う。当初、筆者は「再生を目指す中小企業を助けたい」との強い思いが前提にあるなかで、「再生」が優先すべき根拠を税収の増加や経済の振興の効果に求めていたが、再生できなかつた場合には徴税ができないことや、「再生」が「課税の公平性」に優先するという税法的な根拠は弱かつた。当章を検討していくなかで、租税特別措置を取り上げた。租税特別措置は、長年にわたり課税の公平性に反していると再三指摘は行われているが、現在にでも未だに存在している。

この点に当問題意識の根拠を求めた。租税特別措置は、法人税や所得税等の基本税法を租税優遇措置や租税重課措置を歪めるとして問題がありながらも、一定の政策目的の実現に資するということを目的として、負担の公平性に優先して存在している。これは租税の目的が、財源調達目的のみであれば、負担の公平性を犠牲にする租税特別措置は認められず、前述したように租税の目的には、国庫収入目的以外にも社会・経済政策目標があり、これを達成するために認められているのであることを「再生」が「課税の公平性」に優先する論拠とした。

では、再生が出来なかつた場合は、再生が課税の公平に優先する根拠がない。この点について、中小企業は生きる権利がある、つまり、「生存権の保護」をしなければならないという点で説明できると主張したい。

中小企業の雇用を安定させていき、全体としての経済を発展させるためには、企業再生税制のさらなる改正と意識の定着が必要であると考える。今回提案した税制以外どういったものが必要なのか、あるいは今回提案した制度についての深い議論については、今後の研究課題としてすすめていきたい。そして、今回の研究を通じて学んだ多くのことを活かして、1社でもより多くの企業を再生させたい。

参考文献

【図 書】

1. 池本征男 『所得税法理論と計算（四訂版）』（税務経理協会、平成 20 年）。
2. 伊藤公哉 『アメリカ連邦税法 第 5 版』（中央経済社、平成 25 年）。
3. 石 弘光 『消費税の政治経済学』（日本経済新聞社、平成 21 年）。
4. 石 弘光 『現代税制改革史 終戦からバブル崩壊まで』（東洋経済新報社、平成 20 年）。
5. 岩下忠吾 『改訂版 総説消費税法』（財経詳報社、平成 18 年）。
6. 鴻 秀明 『附帯税の減免措置』（清文社、平成 26 年）。
7. 大島隆夫、木村剛志（共著）『消費税法の考え方・読み方＜四訂版＞』（税務経理協会、平成 16 年）。
8. 大島恒彦・西村義朗 『不良債権流動化の仕組みと税務』（中央経済社、平成 11 年）。
9. 太田達也 『事業再生の法務と税務』（税務研究会出版局、平成 25 年）。
10. 太田達也 『「純資産の部」完全解説－「増資・減資の実務」を中心に－[改訂増補版]』（税務研究会出版局、平成 25 年）。
11. 金井恵美子 『税務明解 消費税』（清文社、平成 20 年）。
12. 金子 宏 『租税法の基本問題』（有斐閣、平成 19 年）。
13. 金子 宏 『租税法の発展』（有斐閣、平成 22 年）。
14. 金子 宏 『租税法理論の形成と解明 上巻』（有斐閣、平成 22 年）。
15. 金子 宏 『租税法理論の形成と解明 下巻』（有斐閣、平成 22 年）。
16. 金子 宏 『租税法 第 18 版』（弘文堂、平成 25 年）。
17. 北川慎介 『中小企業政策の考え方』（同友館、平成 27 年）。
18. 木下和夫 『税制調査会 一戦後税制改革の軌跡－』（税務経理協会、平成 4 年）。
19. 北野弘久 『現代企業税法論』（岩波書店、平成 6 年）。
20. 北野弘久 『新財政法学・自治体財政論』（勁草書房、昭和 53 年）。
21. 北野弘久 『企業・土地税法論』（勁草書房、昭和 53 年）。
22. 北野弘久 『納税者の権利』（岩波書店、昭和 56 年）。
23. 北野弘久 『憲法と税財政』（三省堂、昭和 58 年）。
24. 北野弘久 『税法学原論[第六版]』（青林書院、平成 19 年）。
25. 木下和夫他監修『第 3 卷 企業課税の理論と課題(2 訂版)』（税務経理協会、平成 19 年）。
26. 財務省大臣官房文章課『平成 18 年度税制改正の解説』（大蔵財務協会、平成 18 年）。
27. 酒井克彦 『附帯税の理論と実務』（ぎょうせい、平成 22 年）。
28. 酒井克彦 『レクチャー租税法解釈入門』（平成 27 年、弘文堂）。
29. 佐藤 進・宮島 洋共著『戦後税制史 第二増補版』（税務経理協会、平成 2 年）。
30. 佐藤英明 「租税法律主義と租税公平主義」『租税法の基本原則』（有斐閣、平成 19 年）。
31. 佐藤英明 『プレップ租税法（第 2 版）』（弘文堂、平成 22 年）。
32. 品川芳宣 『中小企業の会計と税務－中小会計要領の制定と背景と運用方針』（大蔵財

務協会、平成 25 年)。

33. 品川芳宣 『附帯税の事例研究 第 3 版』(財経詳報社、平成 14 年)。
34. 志場喜徳郎ほか『国税通則法精解』(大蔵財務協会、平成 25 年)。
35. 末永英男 『税務会計研究の基礎』(九州大学出版社、平成 6 年)。
36. 末永英男 (編著)『「租税特別措置」の総合分析』(中央経済社、平成 24 年)。
37. 末永英男 『法人税法会計論 第 8 版』(中央経済社、平成 28 年)。
38. 団子善信 『税法概論 11 訂版』(大蔵財務協会、平成 26 年)。
39. 団子善信 『租税法律関係論』(成文堂、平成 16 年)。
40. 須田 徹 『アメリカの税法』(中央経済社、平成 10 年)。
41. 住田昌弘 (編著)『事業再生ADRの実務』(金融財政事情研究会、平成 23 年)。
42. 関 穎一郎他監修『平成 27 年度版 改正税制のすべて』(大蔵財務協会、平成 27 年)。
43. 株整理回収機構『R C Cにおける企業再生』(きんざい、平成 15 年)。
44. 高田正昭、佐々木伸悟、萩原壽治 (共著)『企業再生の税務—理論とQ and A』
(税務研究会出版局、平成 18 年)。
45. 武田昌輔 (編著)『2 訂版 企業課税の理論と課題』(税務経理協会、平成 19 年)。
46. 武田昌輔監修『D H C コンメンタール所得税法』(第一法規出刷)。
47. 武田昌輔 『立法趣旨法人税法の解釈 平成 10 年度版』(財経詳報社、平成 10 年)。
48. 武田昌輔 『法人税回顧 60 年—企業会計との関係を検証する 平成 10 年度版』(TKC
出版、平成 20 年)。
49. 武田隆二 『法人税法精説 平成 18 年版』(森山書店、平成 18 年)。
50. 谷口勢津夫『税法基本講義 第 3 版』(弘文堂、平成 24 年)。
51. 田原芳幸 (編著)『日本の税制 平成 27 年度版』(財形詳報社、平成 27 年)。
52. 田原芳幸 (編著)『日本の税制 平成 28 年度版』(財経詳報社、平成 28 年)。
53. 中小企業庁『昭和 38 年度中小企業白書』(昭和 39 年)。
54. 中小企業庁『昭和 39 年度中小企業白書』(昭和 40 年)。
55. 中小企業庁『昭和 40 年度中小企業白書』(昭和 41 年)。
56. 中小企業庁『昭和 41 年度中小企業白書』(昭和 42 年)。
57. 中小企業庁『昭和 42 年度中小企業白書』(昭和 43 年)。
58. 中小企業庁『平成 11 年度中小企業白書』(平成 11 年)。
59. 中小企業庁『平成 12 年度中小企業白書』(平成 12 年)。
60. 中小企業庁『平成 13 年度中小企業白書』(平成 13 年)。
61. 中小企業庁『平成 14 年度中小企業白書』(平成 14 年)。
62. 中小企業庁『平成 15 年度中小企業白書』(平成 15 年)。
63. 中小企業庁『平成 16 年度中小企業白書』(平成 16 年)。
64. 中小企業庁『平成 17 年度中小企業白書』(平成 17 年)。
65. 中小企業庁『平成 18 年度中小企業白書』(平成 18 年)。
66. 中小企業庁『平成 19 年度中小企業白書』(平成 19 年)。

67. 中小企業庁『平成 20 年度中小企業白書』(平成 20 年)。
68. 中小企業庁『平成 21 年度中小企業白書』(平成 21 年)。
69. 中小企業庁『平成 22 年度中小企業白書』(平成 22 年)。
70. 中小企業庁『平成 23 年度中小企業白書』(平成 23 年)。
71. 中小企業庁『平成 24 年度中小企業白書』(平成 24 年)。
72. 中小企業庁『平成 25 年度中小企業白書』(平成 25 年)。
73. 中小企業庁『平成 26 年度中小企業白書』(平成 26 年)。
74. 中小企業庁『平成 27 年度中小企業白書』(平成 27 年)。
75. 中小企業庁『平成 28 年度中小企業白書』(平成 28 年)。
76. 中小企業庁(編著)『新中小企業基本法—改正の概要と逐条解説—』(同文館、平成 12 年)。
77. 中川一郎『税法の解釈及び適用』(三晃社、昭和 36 年)。
78. なにわ再生執筆プロジェクトチーム『なにわの中小企業再生の現場から』(きんざい、平成 18 年)。
79. 中村 稔『日本の税制(平成 24 年版)』(財経詳報社、平成 24 年)。
80. 中村芳昭「税理士の滞納税務代理」北野弘久先生追悼論集刊行委員会編『纳税者権利論の課題』(勁草書房、平成 24 年)。
81. 日弁連中小企業法律支援センター(編著)『中小企業再生の手引き』(商事法務、平成 24 年)。
82. 日本税務研究センター『アメリカの租税政策[第 5 版]』(日本税務研究センター、平成 3 年)。
83. 野村智夫・竹俣耕一(編著)『企业再建・清算の会計と税務 第 4 版』(中央経済社、平成 23 年)。
84. 羽田忠義『私の整理法』(商事法務研究会、昭和 51 年)。
85. 岌山武道『現代法律学講座 8 新版租税法』(青林書院、平成 12 年)。
86. 平川 茂「租税特別措置と租税論」末永英男編著『「租税特別措置」の総合分析』(中央経済社、平成 24 年)。
87. 平田敬一郎、泉佐市、泉美之松(編著)『昭和税制の回顧と展望(下巻)』(大蔵財務協会、昭和 54 年)。
88. 平野敦士、(株)マネージメントリファイン(編著)『法人成りの税務と設立手続きのすべて』(中央経済社、平成 23 年)。
89. 福浦幾巳「租税特別措置と租税法」末永英男編著『「租税特別措置」の総合分析』(中央経済社、平成 24 年)。
90. 藤原総一郎(編著)『DES・DDS の実務(第 3 版)』(きんざい、平成 26 年)。
91. 福岡真之介、藤井敏央『中小企業再生支援マニュアル』(清文社、平成 25 年)。
92. 冬木千成『国税徵収法基本通達逐条解説』(大蔵財務協会、平成 20 年)。
93. 増田秀敏『租税憲法学 第 3 版』(成文堂、平成 18 年)。
94. 松沢 智『新版 租税実体法【補正版】』(中央経済社、平成 6 年)。

95. 松沢 智 『租税法の基本原理—租税法は誰のためにあるのか』(中央経済社、昭和 58 年)。
96. 松本正春 『消費税法 理論と計算 六訂版』(税務経理協会、平成 26 年)。
97. 三井逸友 『中小企業政策と「中小企業憲章」—日欧比較の 21 世紀』(花伝社、平成 23 年)。
98. 水野忠恒 『租税法 第 5 版』(有斐閣、平成 23 年)。
99. 宮島 洋 『租税論の展開と日本の税制』(日本評論社、昭和 61 年)。
100. 森文人(編著) 『法人税基本通達逐条解説 6 訂版』(税務研究会出版局、平成 23 年)。
101. 山内 進 『租税特別措置と産業成長』(税務経理協会、平成 11 年)。
102. 山下 学 「税政策学への試論」『納税者保護と法の支配 山田二郎先生喜寿記念』(信山社、平成 19 年)。
103. 山田二郎 『税法講義』(信山社、平成 8 年)。
104. 山本鮮一 『税務行政の法的限界』(泉文堂、昭和 53 年)。
105. 山本守之 『検証・税法上の不確定概念』(中央経済社、平成 12 年)。
106. 吉川宏延 『消費税法・地方消費税法のしくみと制度』(税務経理協会、平成 27 年)。
107. 和田八束 『現代租税論』(日本評論社、昭和 45 年)。
108. 和田八束 『租税政策の新展開—財政改革と税制改革』(文真堂、昭和 61 年)。
109. 渡辺淑夫・山本清次(共著) 『法人税法基本通達の問題点』(ぎょうせい、平成 21 年)。

【雑誌論文等】

1. 青山伸悦 「中小企業税制の適用範囲—「中堅企業税制」の可能性」『税研』第 166 号(平成 24 年)。
2. 赤岩 茂 「中小・ベンチャー企業支援税制の見直し」『税理』第 48 卷第 4 号第 48 卷第 4 号(平成 17 年)。
3. 岩城謙二 「企業倒産」『税理』第 37 卷第 14 号(平成 6 年)。
4. 植田 卓 「役員報酬・役員賞与の受領辞退」第 37 卷第 14 号(平成 6 年)。
5. 占部裕典 「法人税における政策税制—その機能と法的限界—」『日税研論集』第 58 号(平成 20 年)。
6. 大沼長清 「再建型企業倒産～その税務のポイント」『税理』第 35 卷第 15 号(平成 4 年)。
7. 岡 正晶 「企業再生と税務」『税研』第 114 号(平成 6 年)。
8. 岡 正晶 「破産法・民事再生法・会社更生法の概要」『税研』第 124 号(平成 17 年)。
9. 奥谷 健 「徵収手続における納税者の権利保護」『租税法研究』第 33 号(平成 17 年)。
10. 小原一博 「改正法人税法等」『税理』48 卷 9 号(平成 17 年)。
11. 掛川雅仁 「増資・DES の活用」『税務弘報』第 53 卷 8 号(平成 17 年)。
12. 川上義明 「日本の中小企業政策に関する基礎的考察」『福岡大學 商學論叢』第 56 卷第 1 号(平成 23 年)。

13. 川野雅之 「企業再生の現状と実務の問題点」『税務広報』第 53 卷第 8 号 (平成 10 年)。
14. 岸 務・山田努 「M&A の活用」『税務広報』『税務広報』第 53 卷第 8 号 (平成 10 年)。
15. 木島裕子 「破産会社をめぐる税務—私財提供等」『税研』第 124 号 (平成 17 年)。
16. 樽林一典 「企業再生の円滑化を図るための措置」『税理』第 48 卷 4 号 (平成 17 年)。
17. 黒坂昭一 「滞納整理における処理促進の一考察」『税大論叢』第 53 号 (平成 19 年)。
18. 経営研究調査会 「事業再生実務と公認会計士の役割について」『経営研究調査会研究報告』第 47 号 (平成 24 年)。
19. 小島多計司 「解散型企業倒産」『税理』第 37 卷第 14 号 (平成 6 年)。
20. 小林健男 「再建型企業倒産」『税理』第 37 卷第 14 号 (平成 6 年)。
21. 小渕高徳 「債務免除益に対する所得課税の検討」『立命館法政論集』第 8 号 (平成 22 年)。
22. 佐藤英明 「わが国における「中小企業税制」の意義と展望」『租税法研究』第 38 号 (平成 22 年)。
23. 佐藤英明 「「中小企業税制」の過去と現在」『税研』第 166 号 (平成 24 年)。
24. 品川芳宣 「子会社に対してDESがらみで債権放棄した場合の寄附金の認定」『T & A Master』第 233 卷 (平成 19 年)。
25. 下平尾勲 「中小企業基本法の改正の内容とその意義」『税理』第 43 卷第 2 号 (平成 12 年)。
26. 杉本 茂 「企業再生をめぐる経済環境と税理士の役割」『税理』第 49 卷 6 号 (平成 18 年)。
27. 団子善信 「わが国の税制における免税制度の検討」『税法学』第 545 号 (平成 13 年)。
28. 関戸隆夫 「中小企業の範囲と税率」『税研』第 30 卷第 6 号 (平成 27 年)。
29. 竹下重人 「解散型企業倒産」『税理』第 37 卷第 14 号 (平成 6 年)。
30. 竹下進一 「任意整理における租税徵収の諸問題」『税大論叢』第 40 号 (平成 14 年)。
31. 武田昌輔 「中小課税の問題点」『租税法研究』第 13 号 (昭和 60 年)。
32. 高岸直樹 「財務リストラの実行と新たな資金調達戦略」『税理』第 55 卷第 15 号 (平成 24 年)。
33. 高野角司 「民事再生法の活用」『税理』第 49 卷第 6 号 (平成 18 年)。
34. 立岡健二郎 「租税特別措置の実態と分析—法人税関連租特による減収額は国・地方で最大 1.2 兆円」『JRI レビュー 2014』第 14 号 (平成 26 年)。
35. 田中 治 「租税法律主義の現代的意義」『税法学』第 566 号 (平成 23 年)。
36. 高橋祐介 「企業再生と債務免除益課税」『総合税制研究』第 12 号 (平成 16 年)。
37. 玉國文敏 「現代租税法の一侧面」『租税研究』第 689 号 127-128 頁。
38. 田村威文 「わが国における会社・税制と不良債権処理の関係」『総合税制研究』第 12 号 (平成 16 年)。
39. 土居丈朗 「中堅企業支援税制の展望」『税研』第 166 号 (平成 24 年)。

40. 中村慈美 「債権者・債務者をめぐる税務」『税研』第 124 号（平成 17 年）。
41. 中村芳昭 「国税徵収法の現状と課題」『租税法研究』第 33 号（平成 17 年）。
42. 中東正文 「中小企業法制のあり方」『租税法研究』第 38 号（平成 22 年）。
43. 成宮哲也 「中小企業法人の定義及び範囲」『税務会計研究学会第 28 回大会 研究報告要旨集』（平成 28 年）。
44. 西山元章 「現状の分析・把握と企業再生のパターン」『税理』第 49 卷第 6 号（平成 18 年）。
45. 野村智夫 「私の整理」『税務弘報』第 53 卷 8 号（平成 17 年）。
46. 林 仲宣 「租税平等主義」『税』（平成 23 年 7 月号）。
47. 畠山武道 「法人税改革の動向」『租税法研究』第 4 号（昭和 52 年）。
48. 畠山武道 「租税特別措置とその統制—日米比較」『租税法研究』第 18 号（平成 2 年）。
49. 日高政浩 「税制と投資の不確実性」『総合税制研究』第 12 号（平成 16 年）。
50. 平川忠雄 「人材投資（教育訓練）促進税制の創設」『税理』第 48 卷第 4 号（平成 17 年）。
51. 藤田健治 「滞納整理に当たっての適正手続の在り方」
『税大論叢』第 57 号（平成 20 年）。
52. 藤曲武美 「企業設立（起業）再生支援税制」『日税研論集』第 66 卷（平成 27 年）。
53. 藤原総一郎 「成功する再建スキームのポイント」
『税務弘報』第 49 卷第 11 号（平成 13 年）。
54. 堀口和哉 「明治 32 年の所得税法改正の立法的沿革」
『税大論叢』第 28 号（平成 9 年）。
55. 前山亮太郎 「法的整理」『税務弘報』第 53 卷 8 号（平成 17 年）。
56. 増田英敏 「租税法律主義と租税公平主義の衝突」『税法学』第 566 号（平成 23 年）。
57. 南 博方 「租税法と行政法」『租税法研究』第 11 号（昭和 58 年）。
58. 森信茂樹 「租税特別措置と政策税制」『税務広報』第 56 号第 4 号（平成 20 年）。
59. 柳 綾子 「企業再生における債務免除益課税」『税務会計研究』第 27 号（平成 28 年）。
60. 山名隆男 「納税者保護の信義則論」『税法学』第 545 号（平成 13 年）。
61. 米村忠司 「延滞税免除ができる場合の事実認定」『税大論叢』72 号（平成 24 年）。

【参考資料】

1. 大蔵省主税局『企業課税の現状と検討すべき課題』（昭和 34 年 5 月）。
2. 大淵博義 『税法解釈における租税法律主義と租税公平主義の相克～判例・解釈の不整合性の検証による整合性のある解釈論を探求して～』 南九州税理士会資料（平成 24 年 9 月）
3. 九州経済産業局『中小企業政策の転換の背景とねらい』（平成 25 年 5 月）。
4. 金融庁 『中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について』

(平成 25 年 8 月)。

5. 経済産業省 『事業再生に係るD E S 研究会報告書』(平成 22 年 1 月)。
6. 早期事業再生研究会 『早期事業再生研究会報告書～早期着手と迅速再生を旨とする新たな事業再生メカニズムの確立に向けて～』(平成 15 年 7 月)。
7. 税制調査会 『税制調査会答申』(昭和 36 年 12 月)。
8. 税制調査会 『昭和 38 年度の税制改正に対する臨時答申及びその審議の内容と経過の説明』(昭和 37 年 12 月)。
9. 税制調査会 『昭和 39 年度の税制改正に関する臨時答申及びその審議の内容と経過の説明』(昭和 38 年 2 月)。
10. 税制調査会 『昭和 40 年度税制改正に対する答申及びその審議内容と経過の説明』(昭和 39 年 2 月)。
11. 税制調査会 『昭和 43 年度の税制改正に関する答申 税制簡素化についての第二次答申』(昭和 42 年 12 月)。
12. 税制調査会 『昭和 51 年度の税制改正に関する答申』昭和 50 年 12 月)。
13. 税制調査会 『わが国税制の現状と課題—21 世紀に向けた国民の参加と選択—』(平 12 年 7 月)。
14. 早期事業再生研究会 『早期事業再生研究会報告書～早期着手と迅速再生を旨とする新たな事業再生メカニズムの確立に向けて～』(平成 15 年 7 月)
15. 総務省統計局 『事業所企業統計調査』(昭和 38 年)。
16. 総務省統計局 『事業所企業統計調査』(昭和 41 年)。
17. 総務省 『平成 26 年経済センサス・基礎調査』(平成 26 年 11 月)。
18. 中小企業再生支援全国本部 『資本性借入金について』(平成 25 年 2 月)
19. 日本経済団体連合会 『近い将来の税制改革』についての意見—政府税制調査会中期答申取りまとめに向けて—』(平成 13 年)。
20. 中小企業政策審議会 『70 年代の中小企業政策のあり方と中小企業政策の方向性について』(昭和 47 年 8 月)。
21. 中小企業政策審議会 『1980 年代の中小企業政策のあり方と中小企業政策の方向について』(昭和 55 年 7 月)。
22. 中小企業庁 『上手に使おう中小企業税制 48 問 48 答』(平成 18 年 7 月)。
23. 日本税理士会連合会税制審議会 『中小企業の事業形態と税制のあり方について—平成 18 年度諮問に対する答申』(平成 18 年 12 月)。

【外国文献】

1. Bankruptcy Tax Act of 1980 Senatte report No96 - 1035、96th Congress 2nd Session (1980)。
2. E.g.A.B.A.Tax Sec.,Report of the Section 108 Real Estate and Partnership Task Force—Part I ,46 Tax LAW 209,215 (1992)。
3. P.McDaniel,J.Repetti,&D.Ring,Introduction to United States International Taxation,6ed(2014).
4. Scholes,Myron S.,and Mark A.Wolfson 1992.Taxes and Business Strategy: A Planning Approach.Prentice-Hall.